

なり、取別け敵の故意の空爆の犠牲となりし者は數知れずある。第一次大戦に於ても既に少なからざる程度にその概はあつたが、殊に第二次大戦となりては、交戦國の全國民は擧げて敵の砲爆彈の標的となつた。全體主義なるものは交戦に從事する或國家の體制であるに止まらず、その敵國を攻撃する方術の意味ともなれる概がある。獨逸の波蘭作戦然り、蘭白佛のそれも亦然りであつたが、別して對英空襲戦に於ては、それが明かに立證せられた。嘗に獨逸對英佛の作戦に於てのみではなく、同大戦の初期と略々時を同うして行はれたる蘇露軍の對芬蘭のそれに於ても、非戦闘者への故意は憚らず極めて激烈に演ぜられたやうである。空戦に關し綿密の資料を蒐集しつゝあると思はるるスベイトの最近の記事に

『露軍がその優勢の爆撃機を敵に對し如何に殘虐的に活用したかは、餘りに明白である。赤軍當局者は、その空軍が非軍事的目標を爆撃し且一般常人に向つて機關銃を浴せたりとの非難に對し、一九四〇年三月の初めに正面から否定したが、この非難を支持する證據は極めて多い。ヘルシンキ、ヴィビュリ、ハンコ、その他の各地に於ける破壊状況の寫眞は、幾多の新聞紙に載つてゐる(例へば一九三九年十二月八日のタイムズの如き)。Sir Walter Chirine は Philip Noel Baker 及び John Downie 兩氏と共に英國労働協會を代表して一九四〇年一月芬蘭を訪へるが、その携へ來れる證據は歴として疑ふの餘地なきものである。彼等は露國に對し何等偏見を有たぬ人々であること勿論であるから、隨つてその言には信賴すべきものがある。彼はツルク(アーゴ)に關しては「その破壊の大部分は軍事的に見て何の必要も無かりしもので、爆撃が無差別的に行はれしことは疑を容れず。」と記し、ハンコの破壊に就ては「西班牙に於ける獨伊の暴爆撃を僅か二年前に全世界に向つて口を極めて非難したる蘇露國が、今日は却つて芬蘭の民衆を戦慄せしむる所の同じ手段に訴へたるが如き、ただ喫驚するの外なし。」と評した。蘇露軍の病院爆撃は殊に甚しく、芬蘭の衛生官憲は赤十字章を保護標とするの效なきを認め、最早や之を使用せざるに至つた。芬蘭軍が露兵の捕虜を

赤十字病院に收容せんとするや、彼等は「病院は露機が好目標とする所であるから」と稱して之を拒んだ話もある。

ロヴァニエミ所在の病院が爆撃を受けて看護婦五人及び患者數十人の殺害されたる慘狀の寫眞は、一九四〇年二月十日のデイリー・テレグラフに載つてゐる(J. M. Spaight, "The War in the Air", Foreign Affairs, Vol. 19, Jan. 1941, pp. 403-4)

とあるが、斯かるは當年の戦亂に於て、歐洲各地を通じての殆ど常套事であつたやうである。抑も非戦闘者の蒙れる災禍は、或意味に於ては、今日は戦闘員のそれよりも機會と苦痛は更に大である。戦闘員にありては、糧食は兵站線の續く限りその給養に甚しき不自由なく、傷病者は救護班の收容を受け、軍用病院の看護の下に置かるるの便があるが、非戦闘者にして家を焼かれ財を失ひ、難を山野に避くる者は忽ちにして衣食に窮乏を告げ、傷病者も即座に救護の便を受くるに道なく、その慘狀悲境は概して遙に戦闘員のそれ以上である。非戦闘者とても飛沫的に受けたる災禍に就ては苦情を云へざること別に詳述する如くであるが、敵の故意且直接に彼等に對して爲せる加害に對しては(よしんばそれが違法であること論なきにしても)、如何に戦闘員との區別は現代の戦闘に於て稀薄となつて來たにもせよ、その災禍を能ふ限り緩和せしむるに就て相當の考案を立つることは、人道上より見るも須要のことたること論を俟たぬのである。

**七九九の三** 萬國國際法協會にては一九三六年の巴里大會の折、輓近の機械化戦、空爆戦、及び毒瓦斯戦に於ける非戦闘者の保護に關する一方案に就て討議が行はれ、その結果更に特別委員を擧げて一層綿密なる審査を附託することにした。この方案(建議者は和蘭の Dr. Jansma を始め孰れも同國の法曹界に名ある計五人)は、之を要約すれば左の如き趣旨のものであつた。

第一、戦時又は開戦の豫想せらるる場合に際し、交戦國はその領土内に於て自國の特殊非交戦者の避難専用のために

留保すべき特定地域を宣明するを得ること。該地域は之を對戦國に正式に通告し、且明瞭なる旗章その他相互間に協定せらるべき標識を以て表示すべきこと。

第二。この宣明を爲す交戦國は、該地域は左記の人々の専用に屬すべきことを保障すること。即ち(一)六十歳以上の者、十四歳未満の者、(二)十四歳以上六十歳以下にして體質上又は精神上作戦遂行に役立つ何等業務に従事する能はざる者、(三)その他以上三種に屬する人々を看護するに絶対必要なる者。

尙ほ右交戦者は該地域に於て作戦遂行に役立つ何等工事を施さず、何等物件を藏置せず、又該地域より移出せざるべきことを保障すること。

第三。國際聯盟、赤十字協會、又は中立國に依り正當に任命せられたる者は、前記第二に掲記せる條件の遵守せらるべきやを監視し、その結果を定期に公表すべきこと。

第四。本規定にして嚴正に遵守せらるる場合には、該地域は之を聖地("Sanctuaries")とし、對戦國は如何なる口實を以てするを問はず之に攻撃、砲撃、その他の侵害を加ふべからざること。

(Int. Law Association, Report of the 39th Conf., 1936, pp. 256-7)

この方案は、理想としては一見望まじきものたるに相違ないが、しかも建議者の一人ヤンスマ博士自身もその説明中に於て、

『予一己としては、本案が總ての交戦に於て又總ての事情の下にありて成績の擧がるべしとは期待せず、擧がるあらば、それは極めて特殊の場合のみと信ずる。例へば聖地の設定には相當の準備を要すべく、平時に於ては之を準備せんとして得ず、ただ相當期間繼續するに於てのみ之を爲し得るのである。且交戦國双方の武力の優劣も亦重要な一條件である。一方が極めて強大のものであれば、聖地の設定などは餘計のこととなり、我國は我國自身適宜に致すべしと云ふであらう。反對に極めて微弱のものであれば、之を設定するに先だち國土を擧げて敵軍に蹂躪されて了ふであら

う。故に攻撃を受くる交戦國にして本案に成功を期さんとせば、それはただ敵味方共に餘り強からず、又餘りに弱からず、といふ場合に限らるべきである。……』(Ibid., p. 269)

と云へるのみならず、尙ほ他に技術的の困難も多々あらうから、之に何程の實現性を期待し得るかは疑問である。

想ふに現代の作戦方術の下に於て、純乎たる非戦國者の保護に關し比較的可能性ある方案として考へ得べきは、例へば第一には空爆に於ける軍事的目標主義を專一に厲行すること、第二には、軍事的目標を非戦國者の居住地域内に介在せしむるを原則として嚴禁し、その禁令を相當監督の下に厲行すること、第三には、敵の加害に因る災禍の下に飢餓を訴ふる非戦國者の給養方に就ては軍に於て(國家に於てといふも可い)戦國員同様に措置すること、第四には、非戦國者の傷病の救護に關しても同様の方針に出づべく、之がためには準赤十字的の施設を用意し、民間醫師を總動員して軍の指揮監督の下にその運用に當らしむべく平時より之が訓練に怠るなからしむること、尙ほ他にも妙案あらんが、これ等は少なくもその重なるものに屬せずやと信ずる。孰れにしても戦國員と非戦國者との區別は最早や無しと漫に論ずるだけでは足りない。無ければ無いで、非戦國者の受けたる災禍を能ふ限り戦國者並みに軍の力で手當する。これが現代の戦國に伴ふ當然の要求であるまいか。

## 第十 俘虜の發受する郵便信書

八七三の二 俘虜の發受する郵便物(爲替及び小包共)は差出國、名宛國、及び通過國に於て料金一切免除

無料の特

末編 括言及び拾遺

九五九

たること前掲の陸戦法規慣例規則第十六條（及び後掲の俘虜待遇條約第三十八條）の規定する如くである。この免除の法則は、一八七〇年の普佛の役に於て獨逸收容の佛國兵の俘虜中には、その發送せんとする郵便物の料金を窮せる者もあり、又俘虜に宛てて送られたる郵便物が料金の不足未拂等のため名宛人に於て受取る能はざりし例頗る多く、佛白兩國の二三の救恤協會はその料金を立替えて漸く名宛人に交付せしむるを得たといふ始末であつたので、一八七四年のブルツセルの陸戦法規會議に於ては俘虜發受の郵便物の料金免除のことが問題となり、一八九九年の第一回海牙平和會議に於て漸く具體化し、同會議議定の陸戦法規慣例規則の第十六條に於てその保障を得、一九〇七年の第二回同會議改定の同規則に於ても亦第十六條として之を踏襲したものである。

然るに俘虜は概して携帶金に餘裕なきものとの推定の下に、その發送する郵便物に對し料金を免除とすることに理由ありとしても、俘虜に宛てて郵便物を發送する者は必しも同様の推定を下すに當らざるべく、又料金の不足未拂等に對しては之を取締るの道なきを憂へず、旁々俘虜への發信者にまで料金免除の特典を及ぼさしむべき理由は乏しかるべく、將た之をも無料とする現行法規の結果として、俘虜發受の無料郵便物の取扱高は驚くべき數量に達し、差出國及び名宛國は當事國たる關係に於て暫く措き、利害の薄き單なる通過國の郵便官署としては煩累極めて大なりとの見地から（例へば第一次大戰の直前の五ヶ年間の平均を取りたる一年間の無料の通過郵便物の取扱高は瑞典は約四千萬、瑞西は約四萬四千箇、匈牙利は三百八十万箇なりしに、同大戰の末期に於ては一ヶ年の同取扱高は瑞典約一億二千三百萬箇、瑞西約一億七千萬箇、匈牙利約六千九百萬箇を示せりとある）、隨つて郵便料金の免除は之を俘虜の差出す分に限ることにはせば如何と

の説もある。想ふに郵便料金免除の法則の淵源たりし普佛戰役當時には、俘虜の數も知れたもので（セダンの降伏に俘虜八萬三千と報ぜられた時は全世界を驚かしたものである）、隨つて料金免除も格別の影響を差出國には勿論、通過國にも與へなかつたであらうが、今日の如き一大會戰ある毎に俘虜を何萬乃至何十萬と出し、收容俘虜數幾百萬を累計する時代となりては（第二次大戰に於ける獨逸收容の俘虜は佛國兵のみにて百八十萬と報ぜられた）、無料郵便物の取扱高は昔日に比し何十倍、何百倍といふ巨嵩に上るのであるから、俘虜發受の郵便物に相當制限を加ふるの必要は當然認むべきであり、隨つて右の説には、一理ないでもあるまい。將來俘虜關係の國際法規を檢討する場合には、右は相當に考慮すべき問題の一であらうかと思ふ。（尙ほ本問題に關しては J. H. Spencer, "The Franking Privilege for Postal Communications with Prisoners of War," *Amer. Jour. of Int. Law*, Vol. 35, April 1941, pp. 365-371 の記事は参照に値する）。

## 第十一 俘虜待遇條約の試験石

九二の二 第二次大戰は、一九二九年の俘虜待遇條約の規定事項が英獨佛（は孰れも該條約の批准國と承知する）諸國に依り如何なる程度に遵由せらるべきかを實際に示すべき最初の試験石である。之に關しては未だ信據するに足るべき資料を入手せぬが、第一次大戰當時俘虜の取扱方に關し少なからず惡評を受けたる獨逸は、第二次大戰に於ては却つて比較的好評を博しつつあるやうである。左の記事（昭和十六年二月一日『大日』第七〇頁所載）の如き、幾分の自畫自讚あるとしても、多少の参考にはならう。

『捕虜は大事にされてゐる（伯林電報）』

「獨逸に於て收容中の戦時捕虜は佛英人を筆頭に約百四十一萬名ある。右の内には占領地域に收容中の者は含まれてゐないが、波蘭人は算入してゐる。獨逸收容所にゐる波蘭人は極めて僅少で、多數は既に釋放され、獨逸で従業してゐる。獨逸百箇所の收容所の捕虜取扱に就ては、五日外國記者に對しレーメルス大尉から詳細説明する所あつた。捕虜を肉體的、精神的、心情的に向上せしむる爲萬全の策を施し、總計百十八萬人即ち全體の八割七分が種々の勞務に服してゐる。一九二九年の壽府協定には捕虜取扱を規定し、之が嚴守は總統から全將校に嚴命されてゐるから、捕虜は直接獨逸の國防を利益する勞働には就かしてゐない。勞働志望者中には多數下士官や將校さへもある。捕虜は獨逸労働者の賃銀に相當する報酬を受取り、此の報酬の本國送金にも獨逸は便宜を計つてゐるが、之を利用する捕虜は極めて多い。榮養は獨逸豫備兵のそれと同一である。獨逸では捕虜に雜草を食はすため空腹の結果脱走したといふ傳捕虜があるといふ風評があるが、事實無根である。收容所には又スポーツのための充分な諸施設がある。ラヂオ、各種の娯樂施設、補習教育施設もある。信仰は頗る寛容に許されてゐる。收容所の衛生設備は大規模である。獨逸と交戦中の諸國民に關心を有する諸國の代表者及び赤十字代表者は視察し、捕虜と自由に語る機會を常に得てゐる。』と。レーメルス大尉は捕虜の待遇は獨逸が諸國中第一位であり、將來捕虜待遇史が書かれることがあれば直ちに實證されることだと結論してゐる。』

どうか第二次大戦をして、殊に我が盟邦の獨逸をして、世界の俘虜待遇史の上に新に好時代を劃出せしめたきものである。

## 第十二 迫撃砲の今昔

その發明者

一〇一五の二 前節に記したる今井工兵大佐の今井は今澤の誤で、些事ではあるが正しき史料を残すため

茲に訂正して置く。講者は頃日故佐藤陸軍中將(銅次郎氏、旅順の役に攻城砲兵司令部高級部員、中佐)の遺稿『日露戦争秘史、旅順を落すまで』を讀みたるに、中に『旅順第三軍』攻城工兵廠長の今澤中佐(義雄)といふ男は工兵専門の事には仲々造詣の深い方で、世間には赫々たる功名はなかつたが、旅順攻城の爲には隠れたる功績者であつた——多分餘な金鷄勳章も貰はなかつたかも知れないが。——迫撃砲だとか手榴弾だとかは多くは彼の發明に係つたものであつた。彼は自分の氣に入らぬ者は上官でも何でも罵倒して憚らない。夫れが崇つて昇進が出来なかつたのかも知れなかつたが、彼はたう／＼一生薄命で終つた。(第一七三頁)とある。序でながら、この書は當年の旅順攻圍始末を検討する上に於て獲易からざる一資料と思はれる。

## 第十三 第三國人の權益及び財産損害

一一四六の二 支那事變の初期より中期にかけ、第三國人の權益なる語が世人の論題に上つたこと數知れぬが、謂ふ所の權益の觀念及び實體に關し、之を正確に理解しての説明としては殆ど是れありしを聞かない。抑も權益とは權利と利益、即ちライトとインテレストの二つを一つの言葉に約めたものである。然らば權利といひ利益といふその意味は何であるか。

之を支那に就て平易の言葉で説かば、權利とは外國人が支那に於て或業務を営むことが條約又は慣例に依り認められてある所の法律上の能力である。而して利益とは、その能力に基いて或業務を営む結果として、支那に於て現に築かれてある所の施設經營なり、將たその施設經營の依つて以て行はるる所の事實的のアクチヴィチーを指すのである。故に權利と利益とは、言はば原因結果のやうな關係にあるが、それを世間では

權益の意

約づめて權益と稱し、その内容を検討することなしに直ちに權益の尊重なるものを云爲する所から、茲に觀念上に混雜を生ずるのである。

支那に於ける外國人の權益

一一四六の三 支那に於ける外國人の權利の中には、當該外國人が共通的に有するものもあれば、或一國の専有に屬するものもある。例へば支那に於て商業を営むの權利、又支那の内水即ち揚子江や黄河などの航行權、これ等は各國人孰れも有する所の共通的の權利である。又在支本邦人及び歐米が支那の法權の下に立たずといふ謂ゆる治外法權も、これ亦各國人の共通的に有する權利の一に見るを得べきである。(尤も歐洲人にありても、既に治外法權を喪失せるもあり、又本邦人の治外法權も蔣介石政府は民國二十八年(昭和十四年)九月二十六日一方的に之を回收する布令を發した——その回收が法律上有效であるや否やは別論とし)。更に各國が明治三十四年の北清事變議定書に依り、北京天津地方に於て自國の軍隊を駐屯せしむるのも、これ亦共通的の一權利と認むべきである。之に反し特定の外國人が專屬的に有する權利としては、例へば支那に於ける或鐵道の敷設權の如き、或鑛山の採掘權の如き、基督教の傳道權の如き、將た特定開港市場に於ける自國の專管租界の設定及び維持權の如きを舉ぐべく、更に大にしては英國の九龍及び佛國の廣州灣の孰れも租借權の如きもある。然り而してその共通的なると專屬的なるとは問はず、これ等の權利の行使の結果として既に擧げ得たる成果、將た之を擧げんとして施設經營に當りつつあるそのアクチヴィチー(各國の諸般の投資の如きも亦その尤たるものである)、これが謂ゆるインテレスツである。支那の新戰場の見學者を案内して下さる軍部の人々がよく歐米人の邸宅建物などを指し「アレは何某の權益であります」などいふを聞くが、これは畢竟彼等が權益とは建物又は財産のことと解するがためなるべく、その見解の的確ならざるは問はずして明かである。

その尊重の取捨

は予して明かである。

一一四六の四 權益なるものの性質は概略上彼の如きものであるから、第三國人の權益の尊重の意義も自ら之を推論するに難きを覺えまい。講者をして率直に云はしむれば、彼等の權利は勿論尊重致すべし、但し利益に至りては、我が利益と牴觸せざる範圍に於て尊重仕るべしと申したい。抑も第三國人が支那に於て有する權利、例へば通商貿易權、特定事業經營權、專管租界保持權等は漫に侵害することなく、原則として之を尊重すべきものなることは論を俟たない。けれども利益をその儘尊重するとなりては、例へば英人の支那現有の貿易高を假に一千萬圓とする、而して之を飽くまで尊重せねばならぬとせば、我方は之と競争し之に喰込んで商利を我手に奪ふことは許されざることになる。その他の商工業の活動部面に於ても亦同様である。そんな馬鹿げたことは有り得べきでない。彼等の權利は勿論尊重するが、利益に至りては、我方も亦條約上の權利を十二分に行使し、相競ひつつ彼等の利益を奪つて我手に掌握する、これが國際競争の當然の要求である。彼等の利益とても我方のそれと牴觸せざる限り敢て邪魔はせぬが、苟も牴觸するに於ては、我方は憚らず後者を前者に凌駕せしめるに何の不可あるか。この意味に於て講者は、第三國人の權益の尊重といふ語に慚らない。この語を支那事變の發端よりして我が當路者は殆ど無意識的に彼等にコムミットしたがため、我が軍事行動の上に自ら好んで阻礙を招いた事例は逐一之を擧ぐるの煩に堪へない。權と益とは今後は明確に裁別してその尊重工合を取捨すべきである。

一一四六の五 兩三年のこと、太平洋問題調査會の英國委員團に於ては、支那の開港場殊に上海及び天津に於ける外國人の權利及び利益の由來、範圍、及び現下の狀況、並にそれと支那の國家的利益との關係、支

上海所在の英米人の各種財産の損害

那事變のそれに及ぼせる影響等の調査に當りたるが、その報告の概要は最近 E. C. Jones の著となつて世に出でた (Shanghai and Tientsin, 1940)。中に支那事變に依りて蒙れる上海の英米人經營の商社工場等の各種財産の損害に關する記事がある (pp. 27-31)。その確實性の如何は知り得ざるも、且何時現在の調査數字なるやも詳ならざるが、多少の參考資料にはなるべきかと思ひ、之を左に抄譯する。

『直接の損傷に由る財産の全被害の見積高は報道區々なるが、その孰れも大雑把の概算に非ざるはない。在上海米國副商務官は直接の工業損害を三億五千萬元、その他の財産破壊を二億元の合計五億五千萬元、即ち約三千萬磅と見積つた。この計數中には虹口及び楊樹浦地區に於ける貨物の破壊又は掠奪に由る損害、外に家財、貯藏の諸雜貨、一部分破壊の財産の備附品等の損害約五千萬元、及び日本軍が占領地區より搬去したる機械類その他の財産のそれに係る一千三百萬元をも含む。』

『支那官憲の調査に依る損害見積高は遙に之よりも多く、八億元乃至四十四億元としてある。上海市政府社會局の言に依れば、砲彈及び火災に依り破壊を受けたる工場の数に五千二百五十五、その破壊の戸數割合關北にては百パーセント、楊樹浦及び虹口にては七十パーセント、南市にては三十パーセントとある。』

『上海共同租界工部局の工務課にては一九三七年十二月、同租界の北部及び東部の状態を調査せるが、同年八月以前には同地區は上海の大工場の六割、中小工場の七割、その職工十三萬五千を有せしが、概して小規模の工場九百五(職工數合計三萬八千六百六十九)は火災のため全然灰塵に化したりと云ふ。且大小各種の支那人工場及び仕事場は、孰れも相當の程度に破壊に會はざるはない、その内容を逐一記するは困難なるも、若干の大製粉工場にありては機械は廢物となり、据替ゆるに非ずんば運轉不可能となれるは明かである。且工場の攪亂及び掠奪の證據は概して之を擧ぐるに難からず。これ等約一千の工場は、孰れも近き將來に於て再開覺支なきものと推定せられる。』

『特に破壊の主として向けられたのは支那人所有の工場である。上海に於ける支那人の紡績工場三十一(資本總額三

百萬磅、工場員約四萬) の中にて、英米兩國守備區域内に在る七工場は、被害の一工場を外にし、戦闘中運轉を中止しなかつたが、餘は總て事業を停止し、且總て損害を受けた。染業及織布協會の報告に依れば、染色、捺染、及び織込の機械工場の全滅に遭へるもの百九十七、その損害九百八十三萬元とある。支那人のメリヤス工場五十の中十五、及び絹紡所約三十は全壊又は半壊となつた。租界内に於ける絹紡工場は約四百を算するが、その中破壊されたもの百十八、餘も孰れも大破損を蒙つた。護謨工場の損害は五百萬元と見積られ、總數三十五の中六ヶ所のみ僅に業を續くるを得た。支那人の煙草工場は大小合せて四十五あるが(資本合せて約一千二百萬元)、これ亦甚大の損害を受け、その中の八大工場は全破滅となり、損害五百萬元以上と稱する。支那人の材木工場にして南市所在の十三、關北所在の八も全壊又は半壊となつた。石鹼、鞣革、製藥、製紙の各工場の多數、及び印刷工場約二百も亦破壊せられた。商務印書館は一九三二年の戦闘に於ても莫大の損害を受けたが、一九三七年にも約一百萬元の損害に遭ふた。機械及び金屬の製造業にありては、租界内に於けるもの百十三、關北及び南市に在るもの數百は孰れも破滅となつた。支那の航海會社は汽船四百十五隻(總計五十七萬噸)を有せしが、多くは支那人に依り防禦用に沈められしか又は日本軍に依り押收せられた。』

『外國人經營の工場の損害は以上ほど甚しからざりしが、しかも損害は相應にあつた。上海所在の英人の紡績工場は資本約二百萬磅、従業員約十五萬を有するが、中にありて怡和紗廠の擲撃に由る損害は四萬五千七十七元と云はれる。輪昌漂染印花公司 (China Printing & Finishing Co.) の浦東陸家嘴所在の紡績工場は砲彈のため大破損を受け、馬可尼無線電公司はその工場全部が震災に罹り、外に英人所屬の冷凍會社一、材木會社二も灰燼となつた。怡和紗廠以外の怡和公司經營の二會社の一たる公和祥(上海虹口棧橋會社)も、その損害十九萬九千四百九十九元、外に修理に七萬一千三百六十二磅を要する豫算なりと云ふ。他の一會社たる祥泰木行公司 (China Import & Export Lumber Co.) も、その二工場は破損を受けた。その他英人經營の英美烟公司 (British-American Tobacco Co.)

も、浦東陸家嘴の工場は大破損、滬明路(楊樹浦)のそれにも相當の被害あり、亞細亞火油公司(Asiatic Petroleum Co.)の楊樹浦及び上流所在の各倉庫の損害も少なからず、耶松船塢公司(Shanghai Dockyards Co.)の浦東陸家嘴の船渠は大破損を蒙り、黃家渡の工場は焚燒された。外に砲火を浴びたる英人經營の會社若干ある。上海英國商工會議所會頭(Sir Robert Calder-Marshall)は一九三八年、上海の英人財産の當時までの損害額を約五十萬磅と見積れるが、同時に彼は「該額は先の先き如何に増すか測り知れず、少なく見積るも恐くは十倍乃至十五倍、即ち五百萬磅乃至六百五十萬磅に達すべし。」と述べた。

「米國の商社商店にありて最大の被害者は海寧洋行(Henningesen Produce Co.)なるべく、その所屬の酪農場は殆ど全滅に歸した。匯芳公司(Shanghai Building Co.)の虹口所在の大工場も一部破壊された。」

「公共事業諸會社は豫想ほどの悲境を示さない。上海電力公司の報告に依れば、同會社の財産の損害は八十二萬六千元と見積るも、事業の収入減は三百五萬四千八百五十三元で、即ち前年の一九三六年に比し一割二分弱に過ぎず、上海電話公司にありては、機械裝置の破損は約二パーセントに止まり、損害二十五萬米弗と見積られた。上海自來水公司(Shanghai Waterworks Co.)は、その楊樹浦所在局は空爆の中心に位せしに拘らず、人員にも機械裝置にも殆ど損害らしき損害なく、疏水管の破損も直ちに修理が出来た。北部及東部の住民の撤退は前年の一九三六年に比し水道消費量に一割三分五厘の減退を示し、尙ほ消耗も少なからざりしとある。上海市街鐵道會社の一九三七年の前年に比しての収入減は三割五分と聞く。大英自來火房(Shanghai Gas Co.)にては、機械その他の設備の損害は五萬元と見積られ、楊樹浦の工場は一九三七年八月十六日より九月八日まで閉鎖するの已むなきに至つたが、再開後も収入は前年の同期に比し僅に四割に過ぎざりしと云ふ。」

## 第十四 第二次大戦中の獨軍の占領地行政

占領地工作の大綱

一二八四の二 第二次大戦に於ける獨軍の蘭白佛諸國占領地行政振は概略前節に記述した如くであるが、その後實地を視察せる責任ある二三の人々の報道を綜合して見るに、第一次大戦に於て傳へられたるが如き違法非道のこととは殆ど無きのみならず、寧ろ頗る稱揚すべきものやうである。獨逸がその占領地行政の工作を進むるに就て立てた方針の迹を見るに、大體に於て之に三つの主義が認められる。即ち一は、占領地中にありて波蘭、ルクセムブルグ、及びアルサス・ローレンヌは別とし、餘は獨立國として之を將來に保全せしめる。而して之をして獨逸と提携せしめ、歐洲新秩序の基礎分子たらしむべく指導すること、二は歐洲新秩序圏内の自給自足の達成を目標として占領地内各方面の産業調整を計ること、三は占領地の再建を期するため被占領國に對し、その獨逸との協力に誠意を有する限り、獨逸の經濟的組織能力及び物質的資料の援助を供與することである。之を従前の占領地搾取主義の横行せる時代思想に比すれば、孰れも一段の進境を示せる好方針たるに相違ないが、しかもこの工作の根本的基調を作すものは、占領軍に對する占領地住民の好感の把握である。而してこの點に就て第二次大戦に於ける獨逸占領軍の態度は、大體に於て間然する所なきやうである。尤も占領地の行政も、その土地の文化の程度や經濟組織の繁簡如何に由り一様には行かぬこと勿論である。その後の一報道に

「獨軍の占領地民衆に對する取扱は民族、文化の程度に依りてそれぞれはつきり違つてをり、例へば佛國人に對しては、歐洲文化の先進國としての畏敬の念が獨逸人の心を支配してゐるので、占領後も佛國人や佛國文化に對しては非常に町重な取扱をしてゐるが、國民の生活程度も文化も極めて低いユーゴ、ギリシアの國民に對しては劣等國民として高壓政策を行ふ傾きがある。所がロシア戰場を歩いて得た印象では、獨逸はロシア人をバルカンの占領地國民以下に劣等視してをり、今後どんな取扱をするかは興味ある所である。」(一九四一年七月十三日伯林發「同盟」)

とあるが、劣等視して如何に取扱ふかは問題なるべきも、相手の如何に由りて方針に取捨を加ふるは當然の要求たるに相違あるまい。今蘭白佛の各占領地に於ける行政振の一斑を記すれば。

獨軍は五月十日「一九四〇年」に和蘭に侵入し、同月十四日にはロッテルダムに大爆撃を行ひ、死者一萬七千といふ夥しき損害を與へ（尤も獨逸側の報道では死者僅に三百に過ぎずとあつた）、全市の三分の一を廢墟に化せしめ、その他の諸地方に於ても蘭軍利あらず、同日夕刻には遂に蘭軍總指揮官の降伏となり、この間に於て蘭國の王室及び政府機關は倫敦に蒙塵し、和蘭本土舉げて獨軍の占領地となれる始末であつたが、次で獨逸は該占領地に軍政を布き、曩に支那國民政府の軍事顧問であり而して支那事變中に支那を引揚げて歸國したるファルケンホイゼン將軍（第三一六一節參照）を軍政長官としてその任に當らしめた。而してそれより二週間を経、軍政に代ゆるに民政を以てし、波蘭の攻略後同地の民政を主宰して相當に成績を挙げたる元填太利人のインカルト（Gyso Inquart）を和蘭の民政長官とした。この間にありて獨逸占領軍の軍紀は極めて嚴肅で、將兵に戰勝者たるの驕色なく、住民に臨むに努めて相親むの態度を以てし、隨つて住民との間に反感軋轢の狀は殆ど見るなかつたとある。獨軍の軍紀が如何に嚴肅であつたかは、占領開始後の一ヶ月間に全占領地を通じ輕微の掠奪三件、婦女關係のもの僅に一件で、しかも後者は直ちに銃殺の刑に處せられたとあるに徴しても判かる。獨逸は占領地の破壊建物の修理、交通機關の復興、失業者の救済、糧食の供給、買溜め賣惜みの取締、物價騰貴の抑制等に相當措置を講ずるの急を感じたるが、これ等は孰れも住民の協力なしには能きず、而して行政當局者はこの點に着目し、努めて住民の心を繋ぐの方針に出でた。占領地總督府は占領開始と共に管下へ一布告を發したるが、そは單に住民の安居樂業を諭告したに止まり、その餘煩苛

の規則制定は殆ど無く、新聞紙には格別の檢束を加へず、その言論を大體に於て自由にし、通貨の如きも軍票と共に從來の和蘭通貨を流通せしめ、諸大學に對しても、反獨的思想を學生に鼓吹せざる限り、教室内の研究には干渉せず、住民の日常行動の取締に關しても、和蘭の國旗の掲揚と王室への表慶とを禁じたる以外には、特に民心を刺戟する如き禁令は曾て出さなかつた。蘭國王室の倫敦への遁去は民心を少なからず沮喪せしめ、殊にロッテルダムの生殘市民中には、再び現王室を國內に迎へまいとまで憤慨せる者もありて、怨嗟の聲は蘭國民の間に大分聞えたやうであり、旁々國民は右の禁令に對しても、甚しき不平不満を放てる者として割合に少なかつたと聞く。

特に占領軍行政官憲の措置として稱揚すべきことは、獨逸本國の謂ゆる利權屋や、浮浪の徒や、碌でもなき營業を狙ふ斗符の輩などを一切占領地に入れしめざるの方針であつたやうである。何れの國の軍事占領地にありても、占領の開始と共に眞先きに潮の如くになだれ込む者は、概ね一攫千金を夢みる不真面目の雜輩に非ざるはない。彼等は一面には戰勝國人たることを肩に衣せて占領地住民を虐げ、他面には低級の各種營業に共喰を相競ひ、占領軍本國民の面汚しとなることを憚らず演じ、心ある同胞をして齷齪せしめずんば措かない。獨逸占領軍官憲は斯かる事態を慮りたるが故か、豫め占領地の門戸を外國人の前に鎖すと同時に自國人に向つても亦鎖し、好ましからざる雜輩のダニの如くに占領地に喰込ことを事前に禦いだやうで、これは自國民の名聲を維持する上に於ても、特に占領軍と占領地住民との親和を計る上に於ても、極めて賢明の方針であつたやうに思ふ。

獨逸は白耳義占領地の行政施設の上に於ては、當初から最も力を經濟再建に注いだやうである。由來白耳



地の同上

義は石炭と製鐵とに於て名あること披露する迄もない。その他種々の鑛業、織物業、化學工業等に於ても、その製造能力は小國ながらも歐洲に於ける一流國たるに恥ぢない。ただ石炭以外の原料品に豊富でないのが憾みで、従來はその供給を主として英領土に仰いだものである。そこで獨逸は、己れ將來代つて原料品供給者たるの地位に立ち、その工業の復活を促し、行々は之を獨逸工業の一部若くは下請負的のものたらしむるの方針を執れるもの如く、随つて占領地の諸般の工作も、専らこの方針より背馳せざるやう進め來つたやうに見える。されば占領地行政の方針も、一般住民殊に工業關係者との相剋摩擦を避け、努めて協力的態度を以て之に臨むといふ風ありと聞く。

佛國占領地の同上

佛國にありては、その全領土の約三分の二は獨軍の占領する所となれるが、占領軍隊の軍紀は巴里その他に於ても亦極めて嚴肅で、且努めて占領地住民の反感を挑發せざることに留意するの風ありと聞く。巴里の無抵抗陥落の直後、ヒットラーは當然巴里入城式を行ふものと佛國の政府及び民衆は概して豫期したるに、彼は遂に之を行はなかつた。これも畢竟徒らに佛國民の感情を刺戟するを避くるに利ありと見たる彼の深慮に由れるものと云はれてある。巴里の行政も、占領軍は單にその大綱を握るだけで、庶政は従來の地方官憲をして行はしむるの好方針を執つて居るやうである。巴里から新歸朝の一佛國通の談に

『獨逸の占領軍が巴里に居りまして、どういふ都合にして政治を行つて居るかと申しますと、獨逸の政府は直接には佛人と接觸して居りませぬ。佛國の地方官廳を利用して、それを通じて政治を行つて居るのであります。法律その他も占領軍と相容れないものは別でありますが、その以外のものは従來通りの法律制度をその儘施行して居るのであります。佛國の官吏も前の官吏と同じ人がやつて居りまして、警視總監以下、或は巴里の府知事以下、全部同じ人が行政に當つて居るのであります。佛國の役人は現在餘り働きますと同僚から憎まれる。彼奴は獨逸の爲に働いて居るの

だと云はれる。獨逸軍が永久に居つて呉れるのならば宜しいけれども、それが何年かの後には撤退する。撤退したならば、その後になつて自分の同輩から彼奴は獨逸軍の爲にあつた斯うしたと云はれるのが辛いし、又それかと云つて自分の國の爲であるから働かなければならぬ。さう云つたやうな變な立場に現在居るのであります。巴里の市民は獨逸人に關係なく生活して居るのであります。警察も役場も、病院も銀行も、獨逸人は一人も居ない。獨逸の軍隊の規律は非常に宜しい。規律が正しい許りでなく、獨逸の兵隊は親切である。獨逸占領下に於ける巴里に私は四ヶ月居りまして、殆ど毎日出歩きましたけれども、繁華な町などへ参りますと獨逸兵が小供の手を引き、或は老人の手を引いて、混雑な路を横切ります。買物をしますに就ても一列に列ぶ、その時に獨逸兵であるからといふので、その列を亂して先の方へ出る者などは曾て見たことがありませぬ。レストランへ参りましても實に靜肅に御飯を食べて居る。酒を飲んで暴れるといふやうな者は先づありませぬ。少なくとも私は見たことはありません、又耳にしたこともありません。……』(昭和十六年三月『學士會月報』所載、日正誠氏『敗北フランス雜觀』)

とあるが、果して斯の如くんば、占領軍の態度として眞に申分なきものである。尤も軍紀嚴肅の餘波でもあるか、巴里市民に對する諸般の取締は餘りに峻嚴となり、餘りに拘子定規に走り、随つて市民をして過度に窮乏の思を感ぜしめ、之がため市民をして己れに親ましめんとする占領軍の素志が意の如くに酬ひられず、却つて民心を遠けしむるの觀もあり、との評を他の一面には聞かぬではない。けれども強て瑕瑾を求むるならば何れの占領軍にも多少の程度に見出されざるはなく、特に苛酷の振舞なき限りは、寧ろ軍紀嚴肅の點を稱揚すべきである。

尤も獨逸占領軍は佛國政府に對し、かなり巨額の賦課金を負はしめて居るやうである。獨佛休戰規約には獨逸占領軍の維持費は佛國政府之を負擔すとのこと規定されてある(第十八條)。而してその占領軍の兵數

及び之に對する維持費の範圍に就ては、同規約の上に何等規定する所なく、一に獨逸政府の裁量に屬せしめである。然らば獨逸は幾許の占領軍を今日まで佛國內に駐屯せしめて居るか云へば、無論正確には知るを得ないが、少なくとも占領の初期に於ては正規軍約三十萬、外に各種の軍人軍屬約十萬、合計四十萬と推算せられた。而してその駐屯費は月算一人當り平均一千フランとし、總額四億フランを月々佛國政府に負擔せしめつつあつたと聞く。駐屯軍の兵數は時に依り増減あるべく、随つてその駐屯費も之に伴ふて輕重せらるべき理であり、現在果して何程の義務高を佛國政府が負擔せしめられて居るかは勿論詳でない。

佛國の占領地内に於ける不逞の徒に對する處罰は相當に峻嚴である由で、之を出せる市邑住民へ連坐罰として課する罰金の如きも、かなり苛重のやうに聞く。連坐罰の當否に就ては既に詳述した(第二卷、第一四三節以下)。

以上叙する所のものが果して事實に甚しき相違なきものとすれば、獨逸は占領地行政に於て第一次大戰の際に印せられたる汚名を充分に償ふて餘りありしと謂ふべく、ヒットラーその人の聲譽は戰時國際法史の上にも長へに傳はるべきである。

## 第十五 獨軍のクレテ攻略戰

一五一五の二 第二次大戰に於ける獨軍のクレテ島攻略戰(一九四一年五月十九日夜より決行せる)は、その滑空機に依る大部隊の兵力輸送、即ち數基の滑空機を曳航する『空中列車』の利用に依り約四萬(と報ぜられた)の大軍を短時間に同島に渡らしめたことは、極めて斬新の一戰法として軍事専門家の間にも一大

滑空機利  
用の新戰  
法

驚異を以て迎へられたに相違ない。獨逸はヴェルサイユ平和條約に於て空軍の保有を禁ぜられ、且航空機の製造及び輸入の上に大制限を加へられたので、力を専ら滑空機の殊に青少年に依る練習に注いで之を奨勵したと聞けるが、その効果は優に今次の大戰に於て顯はれたものと見える。獨逸の右の新戰法は必然世界の空軍の軍事當局者に幾多の示唆を與へたこととなるべく、随つてこの方面に於ける専門的研究は今後益々進むことならんが、今國際法の見地から一二の考察をして見たい。

その第一は、空軍に於ける滑空機の性質である。滑空機を作戦に使用したのは右を以て破天荒とし、随つて戰時國際法の眼に映する滑空機の性質は、未だ曾て何れの典籍の上にも現はれたのを知らない。けれども之が使用を非議すべき何等理由の無いのは勿論である。海牙空戰法規案に依れば(同法規案が法的拘束力を有せざるも今日有力なる一の參考案たるを失はざることは既に述べた)、交戦者權は軍用航空機に限り之を使用するを得べく(第十三條)、軍用航空機以外の航空機は如何なる形式に於ても敵對行爲に従事するを得ない(同第十六條)。軍用航空機とは、國際航空條約に依れば、航空機の指揮を命ぜられたる軍務従事者が指揮する一切の航空機を指し(第三十一條)、随つて軍用航空機の性質は機の形狀又は構造に存しないで、一に軍務に従事するの有無に在ること既に説いた(第二卷、第一四八節)。滑空機が航空機の一種であるは勿論である(昭和十一年改正の帝國航空法第一條參照)。その航空機の一種たる滑空機が兵員輸送といふ軍務に従事するに於て、それが一の軍用航空機であることは論を俟たず、ただ能働的に敵對行爲に従事するものに非ざるが故に、交戦者權を行使する軍用航空機を以て目すべからざるは勿論なるも、兵員輸送の特別任務の下に立つ軍用航空機たるの性質は失はない。恰も商船としての形狀又は構造を有するものも軍隊輸送に従事すれ

滑空機  
の性質

ば、それが軍用船となるのと毫も擇ばぬのである。滑空機は向後戦時に於て空中の軍隊輸送用に大に利用せらるるに至るべきが、その性質に於ては水上の軍隊輸送船に擬せらるべきものである。

第二は、同五月二十日英國下院に於て首相チャーチルの陳述した所に依れば、同日朝滑空機、落下傘、輸送機等にてクレチのカニアに着陸したる約千五百の獨逸兵は新西蘭兵の制服を、又レチモに着陸のそれは英本國兵の戦闘服を、孰れも着して居つたとの件である。この陳述に對し獨逸政府は之を打消し、「チャーチル首相がこの聲明で獨逸落下傘部隊に對する現在及び將來に於ける不合法處置の口實たらしむるならば、獨逸は十對一の比率で英兵捕虜に對し報復手段を取るであらう。」と發表したと報せられた(二十一日伯林發「東京日々」特電)。

講者は英軍側に於て英軍服着用の多數の獨逸兵を俘虜にしたるが如きことに依り、その證據を確と事實の上に提示するに非ざる限り、獨逸の打消の方を獨逸の名聲のために信じたい。抑も味方が敵兵の制服を着用する場合は絶無のことではなく、極めて稀には有り得ることである。而してその場合としては二つが想像し得られる。一は被服に窮乏を告げ、已むなく收容俘虜の制服又は戦場の敵の死體のそれを剝取りて一時着用する場合である。然しながら兵の裝備に間然する所なく、戦局も有利を重ねつつある本戦役の獨逸に、斯かる場合あるべきは到底考へられない。二は敵を欺く奇計の一としてその制服を借用することである。これは奇計として許さるべきでない。事實は敵の制服を着用することなきも、その着用を事實らしく流布して敵を欺くのは明かに奇計の一に屬するが、實際之を着用して敵の眼を惑はすとすれば、それは奇計を逸脱したる背信欺瞞の行爲を以て論すべきものなること曩に述べた(第二卷、第一五〇九節)。第一次大戦當時ならば兎に角、

敵の制服  
を借用せ  
りとの報

第二次大戦に於て軍紀の嚴肅を以て絶大の名聲を馳せ來れる獨逸にして斯かる背信欺瞞の行爲ありしとは信ぜられない。英首相の陳述は察するに錯覺的誤報に基ける一の推測談であつたかと思ふ。報復に關する獨逸政府の前記聲明は、昨一九四〇年五月獨逸の落下傘部隊の蘭白領内に侵入したる際にも同様の語にて言ひ表はされた。報復の適法視せらるるには、その手段、範圍、程度等に自ら限界あるが、單に豫戒的に聲明するのである限りは、如何に強調厲言するも妨ぐる所でない。問題は畢竟之を實行したる曉に於て、その果して國際法の認むる限度を超脱せざりしものなるや否やにある。

## 第十六 獨逸の倫敦大空襲

一五七一の二 獨逸空軍が一九四〇年の九月七日夜より本格的に決行せる倫敦爆撃の状況に關しては、當時既に新聞紙上に於て大體報道せられた所であるが、この程一英人の一新著を閲し、之に關する左の記事あるを見た。

「公私の財産の被害は獨逸諸新聞紙の囂言せる程ではないが、各方面に相當悲惨な痕跡を留めたのは事實である。倫敦の教管区内にて寺院のかなり甚しき破壊に遭へるものは、九月「一九四〇年」の末までに二十以上を算した。著名の寺院中クリッパルゲートの St. Giles は定期的の倫敦空襲に先だち既に破壊を蒙れるが、その始めの第一週間に於て爆弾の強烈なる見舞を受けたもの St. Mary Abchurch, St. Magnus the Martyr(倫敦橋畔), St. Swithins, St. Stephen, St. Clement's, St. Mary-at-Hill, St. Augusting's 等が St. ケンマナへの Our Lady of Victories も甚大の損傷を受けた。

「諸病院の被害も亦之に劣らず、九月七日より同三十日の間に於て、その難に遭へるものは St. Thomas's を始めと

被害状況  
の一斑

して二十ヶ所を降らなかつた。その孰れの場合にありても、醫員及び看護婦は暗夜の混雑及び爆彈落下に伴へる建物の大震動中にありて、怖れず擬ます消防及び患者の救護搬出に努力して遅れなかつた。

「倫敦の目抜き街衢たる Regent St., Piccadilly, Royal Arc, Burlington Arc, 等は既に爆彈に見舞はれたが、九月十六日の夜より翌十七日の朝にかけて、衣裳飾店の櫛比することにして世界に名ある Berkeley Sq., Bond St., Park Lane, Bruton St., Sloane Sq., Oxford St., Savile Row は亦孰れもその標的となつた。メル公使館にも焼夷彈は命中して階上は灰燼となり、米國大使館の側近にも時計爆彈は落下したが、幸に爆裂前に之を除去するを得た。時計爆彈は一病院にも落下し、百六十名からの患者は火焰の下に辛うじて救出された。翌夜はオックスフォード街の最大店舗の Bourne & Hollingsworth, D. H. Evans, John Lewis を始め Peter Robinson の巨肆もやられた。ウエストミンスター橋畔の倫敦市會議事堂にも一巨彈は落下し、深さ三十呎に達する大穴をあけた。』その他博物館、圖書館、學校、新聞社等の被害状況が敘してある。』

『生命の損害も當初は極めて大であつた。倫敦市民は空襲來の初期にありては、一は物珍しき氣分と、一は防空への過度の信賴と、又一は何等「軍事的目標」の存在せざる町續きの所へ敵は爆彈を落す氣遣なしと安心し、敵の倫敦空襲の重なる目的の一角が英帝國の首都に一大恐怖を興ふるにありとのことを推斷するに思慮足らなかつたがため、その罰として貴重代價を拂つた。八月「一九四〇年」までの生命損害の累計は死亡男六二七、女二二五、兒一三三、計一〇七五、重傷男七一一、女四四八、兒一〇二、計二二六一とあるが、九月に入りてからは初めの二週間に死亡約二千、重傷者約八千、合計約一萬の損害を出した。同月の後半には何程か減じたが、それでも同月中の損害は一萬六千を超え、中に死者六千九百五十四を算した。

(P. Graves, A Record of the War: The Fourth Quarter, pp. 98-102)

右は英人の筆ではあるが、事實の敘述としては特に誇張的偏見と認むべき點は無いやうである。

軍事上の  
人道上の  
調和の  
要求の

抑も倫敦は謂ゆる防守市なるや將た不防守市なるやは、見地次第で孰れにも論じ得らるべけんも、倫敦市の内外諸方面に各種類の軍事的目標が基布せられてあつたのは、且今尙ほ少なからず實在してあるのは、敢て掩ふを須るす、敵も味方も齊しく認めて疑はざる所である。然しながら軍事的目標が如何に林立して居るにもせよ、之に對する爆撃が同時に普通人民に對する無差別の爆撃となるべき場合には、斯かる爆撃は避せよと海牙の空戦法規案は規定する(第二十四條第三項)。駐在外交代表者の公館に危害を及ぼすやうな爆撃とても亦同然である。將た普通人民に對する威嚇的爆撃、非軍事的性質の私有財産の破壊及び非戦闘員の損傷を目的とする爆撃の孰れも禁止のことも、將た宗教、學術、病院、傷病者の收容等の尊重のことも、これ亦同法規案の規定する所である(第二十二條及び二十五條)。同法規案は謂ゆる案たるに止まり、法的拘束力の無いのは繰返へす迄もない。けれども、その無いと有るとを問はず、右の規定案が第一次大戦後の學說の趨向であり、又實際の要求に最も副ふものであることも、これ亦辯を俟たぬのである。この點から見れば、右の倫敦空襲には或は多少の議すべき所あつたかも知れない。

然しながら當年の海牙空戦法規案が案の儘に高閣に束ねられて遂に國際條約となるに至らなかつた重なる理由の一是、前掲の諸條項が軍事的要求よりもより多く人道的要求に偏重するの嫌ありといふにあつたのである。又主として軍事的見地より考察すれば、これ等の條項を嚴守するに於ては空襲の抑も目的が達せられずとの懸念は確にあるであらう。問題の解決は、要するに軍事上と人道上の兩要求を最適當の秤量の所に於て調和せしむること以外に出でない。海牙空戦法規案がこの點に於て多少不充分的の嫌あつたとすれば、之を洗煉して能く事の實際に適合せしむるやうに仕揚直しすることが、今日國際法學者の上に課せられたる一

使命であらう。

## 第十七 古典的都市の破壊の避止

一六三七の二 先頃東京日日新聞(昭和十六年五月二日)の『餘録』欄に左の叙事が見えた。

▲英政府は獨伊がアテネやカイロを爆撃すれば英空軍もローマを爆撃すると聲明し、シヨール翁はローマは世界文化の共有財産ではないかと反問したが、ドイツ軍はアテネに空襲を行はず、機甲部隊の電撃作戦をも避けて堂々たる入城をやつたのは流石である▲西洋で古典的といふ言葉は古代ギリシヤ、古代ローマを意味するのはいふまでもない。近代戦の本質として國際法は無視されても、文化の破壊は自制するのが當然である▲が、若し米國人が世界戦争に参加する場合、さういふ古典都市尊重、古代文化愛護の精神があるだらうか。その祖先が歴史と傳統を歐洲に置き忘れて米國に渡つただけに、今もなほ骨の髄から精神的な事物の價値を輕視する氣風があるのだが、何處までその宗教的感化がその缺陷を補つてゐるかは疑問である。

右は短文ではあるが、中に國際法上重要な一二の示唆もあるので、之に對し敷衍的に寸評を加ふるのも無用であるまい。

獨軍がアテネに果して空襲を行はず、機甲部隊の電撃作戦をも避けたか、又それが事實であつたならば、果して希臘の古典的文化的遺物を漫に毀傷せしめずといふ崇高の精神に出でたのかは、講者未だ之を確證するだけの資料を有しない。けれども事實その通りであつたとしたならば、獨軍をば眞に交戦法則を尊重する文明の師として、大に稱揚すべきであること論を俟たない。第一次大戦に於ては、獨軍は軍事上の絶對の必要なきに例へば東西古今の稀有の珍籍を包蔵するルーヴァン大學の圖書館を燬き、靈界の世界的大殿宇たる

第二次大戦に於ける獨軍の憤慮

ランスの大伽藍を轟壞し、その他敵國所在の學術的、文化的、博愛的の貴重施設物を遠慮なく破碎したがため(中には英佛側の誇張的吹聴も無論あつたであらうが)、當年の獨逸は甚しき不評を各國の國際法學者より招いた。今度は獨逸はその汚名を拭去り、更に交戦法則尊重の芳名を全世界に宣揚し得た譯である——他の點は暫く措き、少なくとも右の一點に於て。

既に詳述したる如く、一九二三年の海牙空戦法規案に於ては、空爆を行ふ場合には『公衆の禮拜、技藝、學術、又は慈善の用に供せらるる建物、歴史上の記念建造物……は右建物、物件又は場所が同時に軍事上の目的に使用せられざる限り、之をして成るべく損害を免れしむる爲、指揮官に於て一切の手段を執ることを要す。』(第二十五條)、又歴史上の記念建造物及びその圍繞地帯を『軍事上の目的に使用することを避け且其の監督に關し特別の制度を受諾すること』を條件として各國は『其の領域内に在る該記念建造物の周圍に保護地帯を設くることを得。右地帯は戦時爆撃を免るべし。』(第二十六條)と規定した。該空戦法規案は既に記述したる事情で拘束力ある國際條約となるに至らなかつたが、各條項共殊に保護建設物の尊重に關するそれは、その精神に於て交戦法則の要求に一致するもので、たとひ國際條約なしと雖も、理の當然として肯定せざる可らざる所のものである。獨軍がアテネの攻陥に方り、留意して空爆を差控えたものとせば、その憤慮は確に賞讃するに値する。

米國が假に參戦するとならば、その曉に於て米軍の行動はどうであらうか。『古典都市尊重、古代文化愛護の精神』が假に彼等に乏しいとしたならば、古典都市や古代文化の遺蹟に向つて無頓着に無差別的破壊を試むるであらうか。これは實戦に當つて見た上でなければ何とも云へぬが、由來人道的見地から無差別的轟撃

を戒むるに於て米國の國際法學者は他國の斯學者に比し一段の長を示し來つた。海牙空戦法規案の上はこの精神に基く條項(第二十二條乃至第二十六條)を挿入するに成功せしめたのも、一は委員長ムーア博士その他米國代表の努力の結果であつた。舊獨逸の國際法學者が、その謂ゆる戰時無法主義の信者に非ざる輩にして、作戦上の必要の前には敵の凡ゆる建物施設等に對する破壊に何等斟酌を加ふるを要せずと説ける間に於て(謂ふ所の必要なるものが眞に絶対必要である限り、この説は争ひ得ない)、専ら人道主義第一の觀點からして破壊斟酌論を唱道したのは、殊に米國の國際法學者の間に多い。米軍の指揮官が今日如何なる程度に國際法學者の所説に耳を傾くるかは判らぬが、往昔の南北戦役の當初に於て北軍の甚しき無節制を大統領リンカーンは深く憂へ、リーパー編纂の陸戦法規を軍令として部内に布達せしめ(第二卷、第七七九節参照)、而して著大の效果を示したるの事歴に鑑みれば、今日の米軍の指揮官にも相當の愼慮はあるべきものと善意に想像して置きたい。

最後に、近代戦の本質は必しも國際法を必然的に無視せしむべき理由たるものではない。國際法は必しも近代戦に限らず、大戦といふ大戦に遭へば多くは無視せられる。その理由は既に細密に論述し(第一卷、第一九九節以下)、且その一として國際法學者の説く所の中に事の實際に即せざる時代錯誤のものが少なからずあることを挙げた(同第二〇九節)。乃ち國際法が無視せらるるありとせば、必しも特に近代戦の本質からのみでなく、何れの時代の交戦に於てもその時の國際法の要求が既に一步遅れつつあるの事實を指摘したい。國際法學者が常に來るべき戦時の諸現象を平時よりして軍事専門家と協力討究し、能く現實に即する國際法則を立案することに向つて一段の奮勵努力に心懸くるの要は實に此に存するのである。

## 第十八 獨逸空軍の軍事的目標主義

軍事的  
目標主義の  
新工風

一六六四の二 第二次大戦に先だつ或時、在伯林英國大使ヘンダーソンは獨逸空軍總帥ゲーリングと歡談の折、總帥は『萬一獨英相戦ふに至つたが如き場合に、予の部下の航空將兵は確實に軍事的目標たるもの以外には一切爆撃を加ふることを爲さざるべし。』と極めて明確に證言したので、大使は『最近の航空機の高速度飛行及び速力から考へ、たとひ狙ひを軍事的目標に定めて爆撃するにしても、倫敦の住宅地域内に爆弾が落下するなきを保せず、予はゲーリング閣下よりの斯かる贈り物が予の頭上に打當るが如きことには大に異議を唱へざる能はず。』と云へるに、總帥は即坐に『萬一そんなことが起るとせば、自分は大使閣下の葬儀に際し花輪を落下せしむべき特別仕立の航空機一基を無論差遣はすべし。』と答へ、兩々哄笑したといふ話がある(Sir N. Henderson, *Failure of a Mission*, p. 86)。これは一場の茶話とするも、開戦の初めにヒットラーが議會に於て、又米國大統領に對し、獨機は敵地空爆を軍事的目標の上に限るべしとの意圖を公然宣明したことは前述の如くである。獨空軍が爾後敵國諸都市を累次爆撃するに方り、不可避的の飛沫は別とし、その精神に於て軍事的目標主義を恪守したりしや否やは、正確の資料が世に出づる迄は輕々しく批判するを許さないが、右に云へる巴里の大空襲に際し、獨機は五六千米突以上の高度より盛に爆弾を投下し、しかも概ね目指す軍事的目標を外れざりしとあり、その如何にして照準の比較的正確を期し得たりしやに關し目撃者の談に、獨爆撃機は敵地の高上空に到ると時を同うして獨戦闘機はその低下空に飛翔し來り、空下の軍事的目標の所在地點の上空に白煙を曳きつつ圖を描いて一週し、その瞬間に爆撃機は白煙の輪内に爆弾を投下する、

而してそれが殆ど百投百發の好成績を示したとある。この新式投下法が如何なる範圍及び程度に行はれ且成功したりしかは詳ならざるも、豫め下空飛翔の戦闘機をして、その輪狀に描く白煙に依り空下の目標を照準せしむるなどは、第一次大戦當時には如何なる空軍の専門家も夢想だにせざりし所で、同時に獨軍の軍事的目標主義の比較的尊重を裏書する一挿話であらう。

## 第十九 捕獲法規

一七四〇の二 獨逸は第二次大戦の開始の直前、即ち一九三九年八月二十八日、新に全文八十九ヶ條より成る捕獲令を發布し、開戦直後の九月三日正午より之を實施した。その末條には、一九〇九年九月三十日及び一九一四年八月三日の捕獲令は全部之を廢止すとある。故に新捕獲令は舊令の一部の改正でなく、全然新規の法令であるが、その條項を通閲するに、中には舊令の規程の字句又は趣旨を踏襲せるものも少なからずあるので、本講に於て隨所に援引せる舊令の規定も決して無用に非ずと信じ、今一々訂正しない。(尙ほ新捕獲令の假譯文及び原文は榎本海軍書記官纂録『昭和十四・五年戦争、各國海戦關係法令』第一輯、中巻、第六六九頁以下に掲記してある)。

## 第二十 第二次大戦に於ける中立船搭載郵便物檢閲問題

一三三六の二 更に第二次大戦中、中立船搭載の郵便物の檢閲に關し問題となつたのは、伯刺西爾の商

獨逸の新  
捕獲令

The

Aluir,  
Alexan-  
drino

船 *Aluirte Alexandrino* のそれである。本船は一九四〇年十二月、西班牙のヴィゴに向ける航行中、佛國の一補助艦の臨檢を受け、臨檢士官は船内を嚴密に搜索したる末、獨逸に向ふ伯國の郵便囊二十箇を拉致した。伯國政府は海牙條約第一條を援用して抗議したが、佛國政府は交戦國は戦時禁制品を搜索するの權を有すと簡單に答へて之を斥けた。然るに本問題は米洲の中立諸國全體の利害に關すとの見地から、別に記する米洲中立委員會にては佛艦の措置の當否を檢討することとなりたるが、その審査の經過及び結果には参考となるべき點が多少あるので、左にその概要を敘述する。

該委員會にては海牙條約の第一條第一項の『中立船又ハ敵船内ニ在ル中立者又ハ交戦者ノ郵便信書ハ其ノ性質ノ公私ヲ問ハズ不可侵トス』の原則、及び封鎖港宛の信書に關する第二項の例外、竝に本不可侵の小包郵便物には不適用との解釋等には何等異議なきものとし、又本條約は、よしんば不批准國が多數あるにもせよ、第二回海牙平和會議にて本條約を議定せる當時にありては文明諸國の總意を代表したものである、との見解にも格別異存は無かつた。然るに本條約に規定する郵便物の不可侵は第一次大戦に於て事實的に無視せられたるに鑑み、果して今日も尙ほ且之に拘束力を認むべきものなるや、假に條約の無視は必しもその法的效力を廢滅せしむるものに非ずとするも、本條の字句は聊か淡であり、不確實であり、之を依然現行の法則として肯認するに價値あるや、等に就ては委員の間に議論が別れた。けれども結局その採擇せる案(全文は *Amor, Jour. of Int. Law, Vol. 34, July 1940, Suppl. p. 135* 以下参照)に於ては、本條約第一條所定の郵便物不可侵の原則は之を認むるも、同時に之を爾後の經驗に徴し、交戦國の之を實際上に認むるを妨ぐる重なる理由は、純乎たる尺牘的信書と不可侵を要求するを得ざる性質の他の信書とを中立國側に於て的確に類

別せざることに存すべく、別言すれば、その類別なきが故に交戦國は一切の郵便物を一括して検閲に附するの要を感じるようになるのであるから、發送國たる中立國側に於て兩種の信書を適當に類別する方法を講ずべし、との要望が高調されてある。而してその方法としては、中立の米洲諸國に於て各自の郵便廳内に特別係官を置き、交戦國に向ふ郵便信書は特定重量の制限内の眞箇の尺牘、商事書類、及び葉書のみに限るとしてその取締に當らしめ、一九三四年カイロ議定の萬國郵便條約第三十四條第四項掲記の物件、即ち金銀貨幣、銀行紙幣、貴金屬及び寶石類、一切の商品等は信書として取扱はしめざることとし、信書入の囊は他の郵便物入のそれと標識を別にせしむべしと懲慙してある。斯くするも信書入の囊内に他の郵便物を混合せしむるの弊は絶対に濫用なしとは保障し得ざらんが、さればとて、その故を以て信書入の郵便物の検閲を許すこととせば、一切の信書を舉げて検閲に供せしむべきことになり、本條約の根本原則を覆へずに至るから、そは許すべきでないと委員會は主張する。要は中立國側に於ける發送郵便物の取締が如何程まで最誠實に行はれ、如何に交戦國をして充分の信頼を之に置かしむるに足るかが問題であらう。

## 第二十一 第二次大戦に於けるナヴィサート制

米洲諸國  
の對歐中  
立國輸出  
品に適用

二五六九の二 英國政府はナヴィサート制を第二次大戦に於ても、開戦後間もなき一九三九年十二月一日より實施した。同政府は當初は専ら之を米國の對歐洲特定中立國仕向けの貨物に對して適用し、即ち在米國英國領事官の發給せる該貨物輸送の無害なることの證明書を帶有する米國船は英國の戰時禁制品取締根據地に於ける檢査を免除することにしたが、後には之を亞爾然丁、伯刺西爾、及びウルグアイのそれにも適用す

ることとし、孰れも相當に好成绩を挙げたやうである。之に關する諸令は前記『昭和十四・五年戦争、各國海戦關係法令』第一輯、中卷、第六一頁以下の參照を便とする。

## 第二十二 第二次大戦に於ける米國の 大西洋哨戒制

哨戒水域  
の範圍

二七〇九の二 此に謂ふ哨戒制 (Patrol system) とは、以前の戰時に於ても或はその行はれたことあるや知らざれど、國際法の上には曾て説かれたことなく、乃ち第二次大戦に於て米國政府が英國に供與する武器彈藥、軍用器材等の英國船に依る輸送に方り、大西洋の特定水域内に自國艦艇を所々配置して獨艦の出沒に對する警備を爲すことあるに及び、茲に戰時國際法上の新用語となつた。尤もその少し前にも、別に記する一九三九年十月三日の巴奈馬宣言に於て、パトロールの語は既に現はれてある。けれども同宣言に謂ふ所の哨戒は、その目的とする所専ら米大陸諸國の相互間の交通通商の保護といふにありて、米國の前記哨戒が主として自國の武器彈藥類の輸送に従事する英國船の無事航海を遂げしむるために獨艦の附近出沒を見張りするにあるのとは、全然その目的を異にするものである。

右に謂ふ大西洋の特定水域とは、本節執筆當時(昭和十六年四月末)にありては、紐育より東に向け大約二千哩の所にて一線を南北に引けるその以西とし、之を北中南の三部面に別ち、北部は加奈陀のハリファツクスからグリーンランドのフェーアウエル岬を経てアイスランドに向ふもの、中部は米國東岸からバーミユダ島を経て蘭領アゾレス群島に向ふもの、南部はバーミユダから南東に針路を取り蘭領ヴェルデ群島に向ふもの



のとし、孰れも西經二十五度の線を以て終點とする。即ち西經二十五度以東の特定航路は英國の軍艦護送水域とし、同以西のそれは米國の哨戒水域とされたものである。

哨戒制と  
護送制との  
異同

哨戒制と護送制とは、その目的及び手段に於て相異なる所がある。護送制は中立船の所屬國官憲が該船内に戦時禁制品を積載せずと證言するに拘らず交戰國軍艦が之に對し遠慮なく臨檢搜索權を行使せる往昔の例に鑑み、この證言に力を添えしむるの趣旨に出でたもので、即ち要は禁制品不積載の公的證明のためにするものである。軍艦護送には

(一)中立國軍艦が自國の商船に對して行ふもの、

(二)中立國軍艦が交戰國の商船に對して行ふもの、

(三)交戰國軍艦が自國の商船に對して行ふもの、

(四)交戰國軍艦が中立國の商船に對して行ふもの、

の四つの場合あるべきを想像し得るが、その(二)乃至(四)は對戰國に於て當然その被護送船の拿捕(又は破壞)を容赦せざるべきが故に問題とならず(精しくは第二卷、第二七〇六節及び第二七〇七節参照)、普通に軍艦護送として國際法上認めらるるのは専ら右の(一)で、中立國軍艦にして交戰國商船を護送するが如きは不偏不黨たるべき該中立國の政府として、その爲すべきことに非ざるは論を俟たない。然るに哨戒制にありては、初めより武器彈藥、軍用器材等、その明白に戦時禁制品に屬する物件及び材料の輸送を直接間接に標榜し、その輸送を無事に遂げしめんとするにある。且その無事に輸送を遂げしめんとする船も、敢て中立國たる自國のそれに限らず(米國にして自國船をこの目的に於て護送せんとするならば、先づ現行の中立法を

撤廢し、再び『海の自由』を主張する昔日の體制に還元することになる)、その同情する交戰國の一方の船にも哨戒に由る保護を供與するもので、保護の對象を相異にする。護送制と哨戒制との間には斯かる異同があるに加へ、その手段としても前者にありては、護送の任務に當る艦艇は自國の商船隊を左右又は前後に護衛しつつ相共に進航するといふ動的なるに反し、哨戒制にありては艦艇は商船隊の航路を挟み特定の間隔を取りて配置の地點に大體定着し、以て對戰國(獨逸)の艦艇殊に潛水艦の出沒に對する警備の任に當るが如く、その主として靜的地位を持つるの相違にある。勿論護送制の下にある艦艇とても時には航進を止め、將た哨戒のそれとても必要に應じ附近を遊弋することもあらうから、一概に動的とか靜的とかに截然相別つを許さざるべけんも、大體に於ては爾く區別し得られぬではない。

戦時に於て中立國は公海の特定部面を自國の哨戒水域と指定し、自國の通商擁護のため艦艇を配置し(且水上航空機をも補助的に飛ばし)、之をして特定の任務に當らしむることは、それが他の中立國の適法の通商權を排除し又は交戰國の適法の交戰者權を妨害(例へば禁制品積載の容疑船の臨檢搜索に對する抵抗の如き)するに非ざる限り、勿論當然の權利として肯定すべく、之を非認すべき理由は無い。然るに近時米國內の一部論者中には、武器彈藥及び軍用器材の對英輸送の米國船隊を自國軍艦にて護送すべきことを提唱する者も少からざるが、これは國際法上の從來の軍艦護送とは別の觀念に屬し、政府自ら禁制品の輸送を公然且積極的に幫助するもので、驚くべき中立違反を構成すること等を俟たない。哨戒制にありては、その目的が専ら特定水域に於て交戰國軍艦の附近に出沒するのを見張り、自國商船隊の注意を促すといふにあらば、それは中立國の權利として國際法上之を非議すべき論據は乏しいであらう。けれども哨戒制には、少なくとも二つの危

哨戒制の  
當否

險性の伴ふことあるべきを見逃し得ない。その一は哨戒の任務の限界である。哨戒の任務にして無害の自國商船隊の無事航海を間接に掩護するにある限りは、そこに何等議すべきものは無い。けれども哨戒艦にして哨戒線附近に於ける交戦國の一方の艦艇の出沒を他の一方に内報するが如き偵察且情報供與のそれを帶有するとならば、これ即ち後者のために非中立的役務を爲すもので、ために不利を受くと思惟する前者は之を棄置く筈なく、随つて交戦者權を適法に發動せしめて實力に依り之を撃攘すること必然であらうから、哨戒艦にして無抵抗主義を執るに非ざる限り、茲に武力の衝突となるを免れない。第二は、例を獨英米の現状に取りて云へば、米國の哨戒線と獨逸の對英封鎖線との接觸に由る閉着の可能性である。獨逸の對英封鎖は、その宣言の上に於ける確たる地理的範圍は審でないが、大雑把に云ひ大西洋に於ては西經二十度以東、北緯四十五度以北の全水面に及んで居る。故に米國艦艇の哨戒線との間隔は僅に五度、即ち距離にして二百五十裡に過ぎずで、快速力の驅逐艦を以てすれば五六時間の航程を出でない。現在では短距離ながらも右の間隔あるが、哨戒線は必ずしも一定の距離を交戦國の封鎖線との間に設くるの必要ありといふ譯ではなく、米國は進んで西經二十五度を二十度まで擴張し、獨逸の封鎖線まで達せしむることも爲し得べく、さすればその相互接觸から、何時意外の衝突を見るなしも限るまい。哨戒の下に航海する米國商船とても禁制品を積載すれば、哨戒線の内外を問はず、何れの地點にありても交戦國軍艦は之を適法に拿捕するを得ること勿論なるが、その積載なきにもせよ、苟も封鎖線を突破せんと試むるあらば、その一事のみに於て交戦國軍艦は、やはり拿捕を容赦せざるものと思はねばならぬ。故に哨戒制は、理に於ては中立國として適法の措置なりとするも、之を實施するに就ては交戦國の一方との間に何時武力の衝突を見るやも測れずと豫め覺悟しての上の

ことと推定せざるを得ないのである。

この意味から米國の哨戒制の今後の發展は、現下の戦局を世界的に擴大せしむるの可能性又は蓋然性あるものとして大に注目するに値すべきが、それは軍事外交の實際問題に屬するから今措き、孰れにしても哨戒制は新問題であるだけ、戦時國際法の範圍に於てその當否を検討すべき事項は相當にあるやうである。

謂ゆる自衛水域

### 二七〇九之三

大統領ローズヴェルトは九月十一日(一九四一年)に爲せるラヂオ放送中に於て、太平洋に於ける米國の『自衛水域』("waters of self-defense")なるものを高調し、且『我が防衛水域』(この場合には "defensive waters")の語が用ひられてある]にありて通商に従事する一切の諸船——その米國船たるや何れの他國船たるやを問はず——に對し米國の哨戒艦艇及び飛行機は之が保護に當るべし。』と宣明した。謂ふ所の『自衛水域』の地理的範圍は指示されていないが、大體に於てアイスランド以西の大西洋面を意味するものと報ぜられた。乃ちこの水域に獨艦の出沒し、米國(その他諸國)の對英物資輸送を阻礙せんとするあらば、米國の哨戒艦艇は武力を以て之を撃攘するを容赦せずと云へるものである。

一國が世界の公道たる公海に特定の水域を宣明し、之を自國の管領に擬することは、往昔の風習は措き、輒近にありては第一次大戦中に英獨兩國の交々北海に設定したる『戦域』——英國にては "military area"、獨逸にては "Kriegsgebiet" と稱せる(第三卷、第一八六〇節以下參照)——を以て濫觴とすべきが、これは公海を中立國の通商の前に鎖す所の惡先例たりしものには相違なきも、交戦國がその現に従事する作戦上の必要よりして互に敵國に向つて行へるものであるから、幾分の恕すべき理由もあらう。然るに中立國が廣き公海面を自國の自衛水域と宣明し、己れの同情する交戦國の一方に向ふ戦時禁制品を大手を振つて輸送せんと

し、之を妨礙せんとする對戰國の艦艇を武力を以て撃ち攘ふといふが如き宣明は、近代の國際法の會て容認せざる所である。それも米國が中立を明確に脱して交戰國となつた上ならば格別——今日の米國は、最早や事實的中立國を以て目し得ざるにもせよ、法的には尙ほ依然中立國たること勿論である(九月十二日記す)——その尙も中立國である限りは、交戰國艦艇が禁制品輸送又は非中立的役務に従事し、又は獨逸の封鎖線(假にそれが適法の手續に依りて適法に成立し居るものとし)を侵破せんとする中立船を適法に拿捕(且場合依りては破壊)せんとするに對し、米國が武力を以て之に對抗せんとするが如き、その適法を國際法の上から辯護せんとしても到底爲し得ざる所である。自衛權は對手の原行爲が元々違法たるべきものである場合に限り肯認せらるべきで、交戰國の適法の交戰者權の行使に對し中立國が武力對抗を自衛權の名に於て爲すなどは、まさしく自衛權の濫用である。米國の本宣明に對する獨逸の態度は今後如何に發展するや逆賭し得ないが、事態が之に由りて(他の原因に由ることは措き)一層の險惡を辿るに至るとすれば、米國が本宣明を如何なる程度に實行したるかに由りて責任の歸着が決せらるべきであらう。

### 第二十三 第二次大戦中の中立船の破壊

二七七六の二 第二次大戦中にありても、中立船にして交戰國艦艇に依り撃沈せられたものは、今日までかなりの數に達したやうに報ぜられてあるが、中に於て當該中立船の所屬國政府がその撃沈を國際法違反と爲し、加害國政府に對し問責を敦固きたるものの一に米國船 *Robin Moor* 事件がある。本件に關し米國國務次官サムナー ウェルスは六月十二日(一九四一年)記者團との會見に於て、在伯國ベルナムプロ米國領事の

The  
*Robin  
Moor*  
事  
件

報告及び米國海關官憲のそれに據り、事の顛末を概要左の如くに發表した。

『本船は五月二十一日グリニッチ標準時午前六時、北緯六・一〇度、西經二五・四〇度(伯國 Cape Strongue の北東九百五十哩)の海上にて撃沈されたもので、この地點は一九三九年巴黎馬決議の汎米中立水域を距ること餘り遠からざるが、この點に關しては米洲諸國の共同行動は起り得ない。乗船者中三十五名の行衛は不明なるも、生存者中船員十名、乗客一名は救助に來れる伯國船 *Osoyo* に轉乘して昨日ベルナムプロに上陸した。本船の載貨は *Port Elizabeth*, *Cape Province*, *Port Natal*, *Capetown*, 及び *East London* 即ち孰れも戰闘地域以外の諸港仕向けのもので、積荷目録に依れば、中に鋼軌、自動車部分品、ラヂオ器具、婦人用下衣類及びメリヤス類あるも、大統領の五月一日の布告に抵觸する武器、爆發物、又は軍用器材の類は一も有せず、戰時禁制品は一も無かつた。生存者の口供に依れば、本船は獨逸潜水艦に依り撃沈せられたるものなるが、その撃沈前に艦長が警告を發したか否かは後報に接する迄は詳でない。本船には船胴の兩側に米國旗の旗章大きく描かれてあり、且船尾の米國旗の所は夜中探照燈にて不斷に照明されてありしが故に、交戰國の船と間違へらるる懸念は全然無かつた筈である。』(六月十二日華府發『同盟』)

又同日發別報に左の如くあつた。

『本船撃沈の真相は十二日夜に至り在ベルナムプロ米國領事の國務省への報告に依り明かにされた。この報告は同領事が本船生存者との談話に基いて爲されたもので、それに依れば、本船は獨逸潜水艦より乗員の離船要求を受けてから僅か二十分にして魚雷に依り撃沈されたと云はるるが、是より先き本船は獨逸潜水艦の燈火點滅信號にて停船を命ぜられ、救命艇で本船の船舶書類を携へ、獨逸潜水艦まで來れとの命令を受けたがため、本船は救命艇を下して獨逸まで約一哩半の海上を漕付けた。本船の職員は潜水艦長と約十分間に互りて應答し、本船は紐育よりケーブ タウンに向け航行中なる旨報告し終ると、艦長は二十分以内に乗員に退去すべしと要求した。四隻の救命艇が全部本船を離るる

や、獨艦長は直ちに魚雷を發射して本船の中央部に命中せしめ、更に三十發の砲彈を見舞つたがため、本船は僅に二十三分にして沈没した。』(十二日紐育發「朝日」特電)

他方、獨逸外務省にては、翌十三日の記者團會見に於て左の所見を發表したとある。

『本船撃沈事件に關しては未だ何等公的報告に接せず、その撃沈が果して英米側の云ふ如く獨逸潜水艦に依りて行はれたか否かは未だ不明であるが、獨逸は今後に於ても英國仕向の戰時禁制品を輸送する船舶は、米國船たる他の國の船たるを問はず一切之を撃沈するであらう。今や問題は戰時禁制品とは何であるかに集中されねばならぬ。英米側の言明が正しいならば、本船は鐵道用軌條を積載して居つたのである。英國は從來鐵道用軌條を絶對的禁制品なりと聲明し、獨逸もこの英國の聲明通り取扱つて來た。隨つて斯かる禁制品を積載する船舶は、獨逸は國際法に照し斷乎たる處置に出づるのである。』(十三日伯林發「朝日」特電)

之に對應するものでありしか、米國國務次官は同十三日記者團との會見に於て左の如く語つたと報せられた。

『獨逸政府代辯者は本船の積荷が英獨双方共に戰時禁制品と思惟するものであつたことは明白なりと言明するが、何が禁制品に非ずといふことを議論した所で、この問題に就て一般的に見解が相違して居るのだから無益である。本船の關する限り、米國政府は一九三〇年の倫敦條約第四編第二十二條の規定を嚴守せんとするものである。本船生存者の言に依れば、乗員は海岸より百哩以上離れた海上にて救命艇に移されたといふことであるから、右の規定違反であることは明白である。…兎に角本船撃沈に就て獨逸側に國際法違反の廉あつたことだけは疑ふの餘地が無い。本政府は近く充分檢討の上その立場を明確にする聲明を發表するであらう。』(十三日華府發「同盟」)

二七七六の三 本件に關しては、米獨兩國側に於て當座この以上格別の陳述書の發表は無かつたやうであり、又その後兩國政府間に如何なる交渉が行はれたかも詳でない。けれども米國側に於て既に本件を以て獨

本船撃沈  
の當否

逸の國際法違反なりと斷じ、而して獨逸側に於てはその否らざる所以を辯ずるのみならず、今後とても禁制品積載と認むる船は、その米國船たる他國船たるを問はず一切之を撃沈すべしと聲明したるに顧み(假に事實そのやうに聲明したものとし)、既に報道せられた所の範圍に於て國際法上より一應の批判を試むるも、事必しも早計であるまい。

この問題は比較的簡單で、要は(一)中立船は交戰國軍艦に於て絶對に破壊するを得ざるや、(二)將た或條件の下に於ては之を破壊するを得るや、(三)右の二の場合に於て本船の獨逸潜水艦に依る撃沈(假に撃沈者が事實獨逸潜水艦に相違なかりしとし)は果してその條件に適合せしものなるや、(四)獨逸外務省の聲言したと傳へらるるが如き英國仕向の禁制品輸送の船は米國船たる他國船たるを問はず今後も一切撃沈することは果して適法なるや、の四點に歸着する。

右の一と二に對しては、破壊の免除は絶對性でなく、或條件の下に於てはその破壊が適法視せらるること既に第二七七節以下に詳述した如くで、即ち倫敦宣言第四十九條、帝國海戰法規第二百二十六條、獨逸の一九三九年九月制定の捕獲令第七十三條等に規定する條件の如きがそれである。(倫敦宣言は不批准であり、帝國海戰法規及び獨逸捕獲令は共に國內法規に過ぎぬが、この規定は現實國際法上の大體普遍的法則と見て可い)。繰返して摘記すれば、(イ)當該中立船を拿捕せんとする軍艦自身の安全を害するの虞あるとき、又は(ロ)その現に従事する作戰動作の成功を害するの虞あるとき、(ハ)而して右の孰れの場合に於ても、その船が當然沒收せらるべき性質のものなるときである。但しこの條件の下に破壊を行ふに方りても、特に潜水艦にありては、一九三〇年の倫敦條約第二十二條の規定條件、即ち當該商船が正當の停船命令を頑強に拒否す

るか又は臨検捜索に對し積極的に抗拒する場合（この意味は第二〇四〇節参照）以外に於ては、先づ乗客、乗員及び船舶書類を安全の場所に移すを要すべく、而してその謂ゆる安全の場所とは、船の短艇が當該時の海上及び天候の状態に於て陸地に近接すること、又は乗客乗員を收容するを得る他の船の附近に存在することに依り彼等の安全が確保せらるることに於て始めて爾く稱するを得るので、このことは一九三九年九月制定の獨逸捕獲令第七十四條にも明規してある。

次には右の三である。今本件の場合に就て之を考ふるに、前掲の報道に假に誤りなしとせば、第一には獨逸潜水艦自身の安全感である。これは獨艦自身の判断次第で適法に辯護し得るであらう。獨逸はその附近に於て現に作戦動作に従事して居つたのではないから、その作戦動作の成功を害すと認めたと云ひ兼ねんも、愚圖々々して居らば船の備砲（之を装備し居るものと推定し）でやられるかも知れずと判断したとすれば、艦自身の安全を害するものと認めたといふに理由は立たぬではない。ただ本船は當然没収せらるべき性質のものと判断したか否かであるが、これも本艦に携來せしめたる船舶書類に依り、積載の禁制品の數量、船主と荷主との關係、その他當該船の没収を構成せしむる要件（第二五一八節以下参照）を具備すと認定したと云へばそれ迄で、その認定の當否は一に獨逸の捕獲審檢所の裁定之を決するのみである。第二には一九三〇年の倫敦條約の遵由如何であるが、本船は獨逸の停船命令を頑強に拒否したとは無いから（臨検捜索に對する積極的の抗拒も無い）、例外の規定に依らず先づ安全の場所に移すことの原則に依らねばならない。而して本船の乗客乗員は大部分伯國船オソリオに救助されたやうであるから、乗客乗員を收容するを得る他の船の附近に存在したるものとして、この點も大體合格と見るを得るであらう。

然るに四の凡そ禁制品積載船は一切撃沈すべしと云へりと傳へられたる獨逸側の聲言は、事實とすれば聊か行過ぎた嫌あるを否定し得ない。敵國仕向の禁制品は交戦國當然之を没収するを得べく、又之を輸送する船も或場合には没収するを得るが、又前記條件の如き特定の場合には之を破壊することも妨げざるが、單に禁制品を輸送しつつあるの故のみを以て直ちに當該中立船を破壊するが如きは、國際法も將た獨逸自身の捕獲法規も之を容認しない。獨逸は現第二次大戰に於て占領地行政その他陸戰關係の事項に關しては概ね善く交戦法則に遵由し、第一次大戰に於ける國際法違反の汚名を著しく拂ひ去つた。願くは海軍の行動に於ても芳名を國際法史の上に傳へしめたく、我が盟邦のため希望して已まぬのである。

## 第二十四 巴奈馬宣言の安全水帯

二九九五の二 一九三九年十二月十三日のウルグアイ沖の英獨兩艦の會戰の直後、巴奈馬共和國は米大陸二十一ヶ國を代表して英佛獨三國政府に共同通牒を送り（同年十二月二十三日）、米洲安全水帯に於ける當に該戰團に關してのみならず、英國艦艇に依りて行はれる獨逸諸船（Der *Misseldorf*, Der *Usankuna* 等）の撃沈又は抑留に關しても抗議し、『凡そこれ等の事實は米洲領水の中立に影響するものにして、一九三九年十月三日の巴奈馬宣言所掲の米大陸の保護の目的に累を及ぼすものとす。』と云ひ、結ぶに『故を以て米大陸諸國は交戦諸國に向つて一の抗議を提出すること、且適切なる法則、殊に交戦國艦船にして巴奈馬宣言設定の安全水帯内に於て戰團行爲を演じたる場合には、之に對し米洲諸國の港に於て補給及び破損修理を拒絶するが如き法則の採擇に依り、共同保護の方法を強化せしめんがため進んで必要なる商議を行ふことに決したり。』と

米洲諸國  
の抗議と  
英佛獨の  
態度

の警告的字句を以てした。

英國政府は翌一九四〇年一月十四日付覆牒を以て之に答へ、中に於て巴奈馬宣言を默認することは適法の特定交戦者權を抛棄するものたるが故に、安全水帯なるものを承認する能はざること、但し該水帯をして獨逸の軍艦及び補助船の作戦行動の策源地たらしめず、將た獨逸以外の船の非中立的役務を行ふ場所たらしめざることの保障あらば別であること、又假に安全水帯を承認するとせば、獨逸の軍艦をして甲洋より乙洋への通路として該水帯を無難に利用せしむること勿らしめず、且獨逸の商船をして米大陸諸國間の通商に従事することに依り爲替の利潤を獲さしむること勿らしむるの保障あるを要すること、米大陸諸國が英國艦艇の行動に對し制裁を加へんとの提言の如きは、凡そ中立國の權利義務に關する周認の法則に乖離するものとして斷然容認する能はざること、米大陸諸國にして所期の目的を達せんとせば、唯一の有效的方法是獨逸軍艦をこの上該水帯内に入らしめず、且米大陸の港津にある獨逸の商船は交戦繼續中之を汎亞米利加の監督の下に檢束し置くことなるべきこと等を高調した。佛國政府の回答も大體に於て同趣旨のものであつた。

獨逸政府も二月十四日付にて回答を發したるが、この回答は別の見地から本問題を取扱へる概があつた。即ち要は、安全水帯の設定は現行國際法則と一致せざるが、しかも凡そ國際法則は萬世不易といふが如き窮窟のものには非ざるのみならず、寧ろ新事態に順應せざる可らざるものなること、然れども獨逸は未だ該水帯を承認せざるものなるが故に、この承認に先だち之を基礎に米大陸諸國の抗議を爲せるは理由薄弱なること、抑も獨逸とその敵國との地位は頗る不釣合にして、例へば英佛は米大陸及びその沖合の島嶼に於て屬領地及び基地を有するも、獨逸は然らず、この不均衡は、英佛兩國にしてその屬領地を軍事行動の出發點又は

基地に利用せずと誓約するに於ては何程か矯むるを得べけんが、しかも交戦國の一たる加奈陀が東西に於て安全水帯に相接するのみならず、加奈陀の或部分が該水帯にて繞圍せらるるの事實は依然存在すること、然れども英佛兩國政府は安全水帯の觀念を眞面目に考慮するの意思なきを表示したるに鑑み、この以上意見の交換を爲すも效なかるべきこと、といふにあつた。

**二九九五の三** その後同一九四〇年四月、別に記する米洲中立委員會にては、右の英佛獨三國政府の回答の上に現はれたる諸論點を檢討したる末、米大陸諸國の要望の法律的基礎を明かにするを望ましとすとこの見地から、同四月二十七日長文の勸告案——米洲諸共和國政府に對する形式に於ての——を採擇した。この勸告案は米大陸の有力なる法律家（該委員は孰れもさうである）の安全水帯の性質に關する見解を示す上に於てかなり盡せるものであるから、その全文を左に抄譯するの價值ありと思ふ。（原文は *Amer. Jour. of Int. Law*, Vol. 35, Jan. 1941, Suppl., p. 38 以下にある）。

『本委員會は

『一。現歐洲戰は干戈に訴ふることを非認する最嚴肅の條約あるに拘らず發生したること、及び平和に生息し且暴力行爲に對しその平常の社會的及び經濟的關係を保護するを唯一の希望とする中立諸國の上に悲惨の影響を齎すべきこと。』

『二。米洲諸共和國は巴奈馬宣言に於て、彼等は米大陸の自衛手段として交戦國に依る敵對行爲を大陸近接の水面に於て行はしめざる固有の權利を有することを宣明したること。』

『三。この固有の權利の基礎は自衛の基本的法則に存し、現下の戰の齎せる新事態に順應せしむるに適當なる方式を執らざる可らざるものなること。』

『四』 國際法の諸法則の多くが發生且發達したる事情を商量し、米洲諸共和國は固有の正當性に要求を基礎づけたる巴奈馬宣言の主義の承認及び同主義に對する尊重を要求する凡ゆる權利を有すること。

『五』 巴奈馬宣言の條項に交戰國の同意を得んと共同提議にて試みんとする米洲諸共和國の宣明は巴奈馬宣言の交戰諸國に依る受諾が彼等の任意の決定に屬すと米洲諸共和國に於て認むるものと解すべからず、寧ろ安全水帯の基礎的原則を再確認し、之に對する交戰諸國の尊重を期待することが米洲諸共和國の希望であり且決心であること。

『六』 交戰諸國の該水帯尊重の同意は、對戰國に依る同様の受諾を條件として彼等各國に之を爲すを妨げず。その結果は交戰國雙方の同意となるべきこと。他方、安全水帯内に於ける交戰行動を禁ずる米洲諸共和國の權利は、必しも交戰諸國の同意を俟つを要せず、況して米洲諸國は巴奈馬宣言の效力を交戰諸國の一致の且同時的の受諾如何に繋ぐらしむる能はず、殊に該水帯の尊重は、本委員會の所見にては、交戰國の一方が他方の攻撃に對して行ふ自衛の權利の拋棄を意味するものに非ざるが故に尙ほさらであること。

『七』 安全水帯に關し米洲諸國の要求する權利は、交戰諸國が執るに至れる交戰方法の採擇、即ち歐洲の多數國との中立通商の公路を事實的に閉鎖し且その結果として中立國の海運に甚大の損害を齎すに至らしめたるそれに対応し、須要の一權利たるもので、隨つて米洲諸國は斯かる交戰方法の使用を妨遮する充分の權利を有すること。

『八』 交戰諸國側にては、彼等の指定する條件に遵ふ以外に、中立船を一切排除する所の戰域を設定した。隨つて彼等は、中立の米洲諸國側にてその平和的行動を保護するため、米洲の水面を戰場より遮斷するの決意に對し苦情を申立つる何等理由なきこと。この決意は交戰の影響を限局し平和の利益を保障することの正しき目的に鑑み、充分に辯護し得るものなること。

『九』 巴奈馬宣言は安全水帯に於ける一切の敵對行動を禁ずること。且中立諸國はその施し得る手段に依り、殊に自國の港及び領水に於て不法の援助の交戰國軍艦に供與せらるるを防止することに依り、この目的に向つて寄與せざる

可らざること。

『一〇』 米洲諸國は安全水帯は領水の法的地位の何等擴張を意味すと要求するものに非ざること。殊に該水帯の設定は戰時のみに係るものなるが故に、單にその目的に於ての安全を求むるもので、隨つて交戰國に依る侵略的性質の敵對行動を排除するに止まること。

『一一』 米洲諸共和國は密に沿岸都市及び地方的海運業の安全のみならず、米洲諸國間の通商の正常通路に於ける交通の保護を保障するに必要な沖合距離に就て安全水帯の境界を定めたること、且その幅員を大に失ずとして非難せば、より狭少の幅員と爲すも非難は同様なるべく、しかも之を狭少にせば以て米洲諸國間の海運を保護するに不足なること。

『一二』 交戰國の商船をして安全水帯内の米洲諸國間の通商に従事せしむれば該交戰國の收入増大となるべきが故に之に従事せしむべからずとの論は、何等理由なきこと。なぜならば、安全水帯設定の目的は沿岸及び公海に於ける米洲諸國間の通商を保護し、それが敵對行為に依り何等妨礙を受けざらしむるに存し、而してこの通商は中立國船に依ると交戰國船に依るとを問はぬからである。假に交戰國は敵船の安全水帯内に於ける通商従事はその收入増大の因となるとの單なる理由の下に中立國の通商を妨礙するの權ありとせば、交戰國は同じ理由に於て敵國と中立國との一切の通商を妨礙するの權ありとも論じ得べく、それは不合理なること。

『一三』 交戰國の或者は米洲に於て屬領地を有し或者は有せざるが故にその間に不均衡あり、隨つて安全水帯は之を認むるを得ずとの論の如きは、國際法上何等根據なきこと、又米洲諸國は屬領國を有する交戰國に向つて之を軍事行動の基地に利用せずと誓はしむることに依り右の不均衡を除去すべしとの註文も、これ亦理由なきこと。殊に中立國は交戰國の偶々地理的状況又は海軍施設の有無に伴ふ優劣の甲と乙との間に差別的待遇を立つるの要あるものに非ざること。安全水帯内に歐洲國が不可争的に有する屬領地が該水帯より除外されることは、巴奈馬宣言の明規する所な

ること。

『一四。安全水帯の保護は戦闘の危険に對し均等の條件の下に交戦國にも中立國にも同様に要求されるものであるから、該水帯は交戦國の一方が他方に對し之を己れの軍事行動の基地に利用すべき庇護殿たらしむるものとの論は取るに足らざること。殊に巴拿馬宣言には、交戦國が敵對行為遂行の手段として該水帯を利用するのを違法としてあること。』

『一五。凡そ商船には、その目的とする平和的且適法の通商に便宜を供するの必要上、外國の領水内に航し、その港に出入及び碇泊するを許さるるが、それには當該主權國の法權に服し、その中立法規を尊重するを要すること。』

『一六。しかも右の碇泊が平常の商取引の濟んだ後尙ほ引續き遷延久しきに及ぶに於ては、該商船はその通商の性質を少なくとも一時的に抛棄し、交戦國軍艦のために該港を不法に利用せんがための碇泊と看做さるることあるべきこと。』

『一七。安全水帯設置の目的を達成せんがためとして、本委員會は米洲諸國が共通的に採擇すべき法則、即ち安全水帯の法的性質、海上の他の區域との異同、該水帯内にて禁すべき敵對行為、及び該水帯の侵犯を共同して防壓すべき方法を律定するそれを勸告するを至當と思惟すること。』

『一八。交戦國に依る安全水帯の侵犯のことある場合には、米洲諸共和國の孰れの側に於て初めに敵對行為に出で、隨つて他の側に於て適法の自衛權の發動となれるかを判定するの要あるべく、之がため米洲諸國を代表する委員會を設け、之をして該侵犯に關する事實の審査に當らしむるの要あるべきこと。』

『一九。軍艦の外國港に入ることは平時に於ても絶對的の權利に非ず、而して戰時に於ては、中立國はその中立を保護するための法規命令に遵由せざる場合には、一九〇七年の海牙第十三號條約「海戰中立權利義務條約」の第九條に依り、交戦國軍艦の入港を禁ずるの權あること。』

『以上の諸理由に因り、米洲中立委員會は左記の勸告案を起草せり。』

『第一。安全水帯は、その中にある當該國の各領水を外にし、且各國が各自の立法に依りその領水接續の水域内に於て行使することを留保したる特殊權利を留保し、各國商船の通商の行動及び平和的取引に向つて公開せる海面と認むべく、何れの國も該海面に對し領土權又は管轄權の行使を主張するを得ざるものとす。』

『第二。該水帯の海面にありては攻撃、侵略、抑留、拿捕又は追躡、投射物の投下、何等種類の機雷の敷設、その他陸上よりすると海上に於てすると上空よりするとを問はず、凡そ戰行動に屬する所の何等敵對行為を行ひ又は何等敵對活動を企圖することを禁ず。但し安全水帯外にて始まり該水帯外に於て續行せらるるものは、その行動の繼續に中斷なき限り、以上の禁令に入らざるものとす。敵に依りて始められたる攻撃を撃攘せんとし又は之に抵抗せんがため交戦者の執るべき行動亦同じ。』

『第三。米洲諸共和國は中立國としての性質に於て、安全水帯の侵犯の事由となるべき一切の行為を防止するため、その執り得る一切の措置を各自の管轄内に於て執るべく、殊に(a)何れの國の商船たるを問はず米洲港より交戦國軍艦へ不法の援助を供與するを防止するに必要なる法令、(b)米洲港に避難し久しきに亘りて碇泊する交戦國の商船は交戦者に依る安全水帯侵犯となるに至るべき状況の下に出港するを防止するに適切なる法令、を孰れも實施すべし。』

『第四。前項(b)に掲ぐる目的を確保せんがため、交戦國の商船にして中立の米洲國港へ避難したるとき、又は正常の航海の途次、載貨を陸揚げ又は積入れたる後過度の期間、港に碇泊し且出港に必要なその以外の行為を遂行し、その故に因り少なくとも一時尋常の通商行動を抛棄せるものと推定し得るときは、該中立國は該船を碇泊港に抑留し、特別の許可なき限り出港するを得ざる如く爲さしむるに就て必要なる措置を執るべし。』

『該中立國は斯く抑留したる船に對しては、その出港したる曉に於て自國の中立又は安全水帯の侵犯を惹起するの虞なき情況の下にあるに非ざる限り、出港の許可を與へざるものとす。』



『該船の抑留は當該中立國に於て前項の情況の不發生を確保するまでは、且場合に依りては交戦繼續の全期間、之を繼續することを得。』

『第五。前條記載の商船にして抑留の儘中立港に碇泊する限り、當該中立國は、特に必要と認むる別種の措置の外、該船に對し左の措置を執ることを得。(a)之を監視に附し、船内に又は附近に哨兵を置くこと、(b)之を指定港に移し、且數隻を一ヶ所に抑留すること、(c)抑留期間中航海を不能ならしむる如くに機關又は管制の上に變更を加ふること、(d)抑留期間無線通信機の使用を禁じ、且その使用を不可能ならしむるが如くに調節すること、(e)職員及び船員は之を自由にし置ても、當該中立國內に滯留するの權利は外國人の入國及び居住に關する法規の下に立たしめ、彼等にして交戦國の國民たる場合には、當該中立國政府に於て中立及び安全を保護するために執るべき措置に遵由せしむること、(f)港税及び課金の支拂は之を免除すること。』

『第六。交戦國の商船に對し當該中立國の判斷に於て第四條に依り出港を許可したるも、該船にして尙ほ任意に碇泊する場合には、港税及び課金は之を支拂はしめ、その他第四條及び第五條規定の措置の下に立たしむべし。』

『第七。交戦國の軍艦又は航空機の敵商船への攻撃に依ると交戦國の軍艦又は航空機の相互間の敵對行為に依るとを問はず、安全水帯の侵犯のこともありたる場合には、米洲諸共和國は右の侵犯に關する事實の共同調査を爲すことを協定すべく、この調査に於て交戦國の孰れが先づ敵對行動を取りたるかを判定し、尙ほ事態は左記の手段の適用を要するものなるやを商議すべし。(a)侵略者たりしと判定せらるる交戦國に對する米洲諸國の共同抗議、(b)侵犯者たる軍艦又は航空機の入港の共同拒絶、且進んでは該侵犯國所屬の一切の軍艦に對し米洲諸國の港及び領水への航入及び碇泊の三ヶ月より少なからざる期間に亘る共同拒絶。』

『入港拒絶は當該艦船の乗員に對し純乎たる人道的性質に屬する須要の救助を與ふることを妨ぐるものに非ず。』  
(委員七名自署、中に米國の國際法學者 C. G. Fenwick もあり)

『領域』と  
『管轄』の  
異同

二九九五の四 序でながら、一國の『領域』(Territory)と『管轄』(Jurisdiction)の異同に關しては、U. S. Naval College, *International Law Situation*, 1937, p. 71 に左の記事がある。

『“Territory”の語と“Jurisdiction”のそれは屢々混用せられ、諸法廷に於ては兩語の解釋を求めらるることがある。The Federal Courtの前者に關する解説に曰ふ。』

『合衆國及びその管轄に屬する一切の領域』なる字句にある「領域」には種々の見解を下すものもあるが、吾等のそれに依れば、領域とは合衆國が主權國として領有及び支配を主張且行使する所の陸地及び近接水面の regional areasを意味する。該文字の前後關係及び全款の文脈からして、その意義は形容的でなく物體的で、即ち位置の定着性及び承認された境界を有する所の地域又は地方に係るのである。(U. S. v. Bevans, 3 Wheat. 336, 380, 41. Ed. (1802)を見よ)。一國の管轄に屬する領域とは、その領有及び支配に屬する陸地、港津及び灣、その他沿岸にて環らせる海面、並に沿岸線より外海に向つて三海里即ち三地理マイル以内の水帯を含むこと、これ今日合衆國の既定のことに屬し且他國の周認する所である。(Lam Mou v. Nagle, 24 F. (2d) 316 [1928])

『他の諸國の法廷に於ては「領域」と「管轄」との間に明確の區別を立て、例へば船の追躡が領水内に始まり公海まで繼續するが如き謂ゆる繼續的追躡の場合に於て、領水の擴張としての何等要求とは離れ、之を適法の管轄權行使と認むるのである(The Ship North v. The King; 37 Canada, S. C. R. 385 [1905])。管轄權は國家の權能を行使するの權利で、所有物又は版圖の存在せざる所にも之を及ぼすを得るものである。』

米洲諸國は或は右の論法を援用し、謂ゆる安全水帯を必しも各自國の領水とは主張せざる迄も、その『管轄』權に屬するものと將來主張するに至るかも知れない。

第二章 本論縮切後の追録

一〇〇六

---

第四卷 終

## 索引

(邦語の順位は成るべく閣令式ローマ字綴方に依る)

- . . . —
- |   |   |
|---|---|
| <p>Aaland の中立.....<b>III</b>, 309; <b>IV</b>, 667</p> <p>阿部前首相.....<b>IV</b>, 12, 211</p> <p><i>Aboneina</i>, The, .....<b>III</b>, 1428</p> <p><i>Achaia</i>, The, .....<b>I</b>, 828; <b>IV</b>, 444</p> <p><i>Achilleus</i>, The, .....<b>I</b>, 848</p> <p>Acland, F.D., .....<b>III</b>, 868</p> <p><i>Acteon</i>, The, .....<b>III</b>, 1390</p> <p>Adams, J.Q., .....<b>III</b>, 852</p> <p>安達峯一郎.....<b>I</b>, 599</p> <p><i>Adela</i>, The, .....<b>IV</b>, 404, 443</p> <p><i>Adjutant</i>, The, .....<b>III</b>, 1428</p> <p><i>Admiral</i>, The, .....<b>III</b>, 492-3</p> <p><i>Adriatic</i>, The, .....<b>III</b>, 109</p> <p><i>Adula</i>, The, .....<b>III</b>, 473</p> <p><i>Africa</i>, The, .....<b>III</b>, 839</p> <p><i>Aghios Caralambos</i>, The, .....<b>III</b>, 1188</p> <p><i>Aghios Elene</i>, The, .....<b>III</b>, 1188</p> <p><i>Aghios Georghios</i>, The, .....<b>I</b>, 881, 905</p> <p><i>Aghios Nicolaos</i>, The, .....<b>III</b>, 495, 531, 1348</p> <p><i>Aghios Spiridon</i>, The, .....<b>III</b>, 495</p> <p><i>Agiena</i>, The, .....<b>III</b>, 1462</p> <p>Aguesseau, H.F. de, .....<b>I</b>, 121</p> <p><i>Aina</i>, The, .....<b>III</b>, 750, 1362</p> <p><i>Alabama</i>, The, .....<b>I</b>, 185, 653; <b>III</b>, 108, 449, 1318, 1468, 1509; <b>IV</b>, 112, 453, 503</p> <p><i>Albania</i>, The, .....<b>III</b>, 1428</p> <p><i>Albany</i>, The, .....<b>IV</b>, 474</p> <p><i>Albenge</i>, The, .....<b>III</b>, 1367</p> | <p>Alcock Sir R., .....<b>II</b>, 662</p> <p><i>Aldworth</i>, The, .....<b>III</b>, 658</p> <p><i>Alexandra</i>, The, .....<b>III</b>, 918</p> <p>Alexandre 法王.....<b>I</b>, 649</p> <p>Alexandre I.....<b>I</b>, 118; <b>III</b>, 1239</p> <p><i>Alexandre</i>, The, .....<b>III</b>, 728</p> <p>Alexieff 大將.....<b>I</b>, 725; <b>II</b>, 300; <b>III</b>, 352; <b>IV</b>, 415</p> <p><i>Alfred Hage</i>, The, .....<b>III</b>, 922</p> <p><i>Alfred Nobel</i>, The, .....<b>III</b>, 1043, 1045</p> <p>Alien enemy (敵外人を見よ)</p> <p><i>Allanton</i>, The, .....<b>III</b>, 967</p> <p><i>Alligator</i>, The, .....<b>III</b>, 1196</p> <p><i>Almazora No. 1</i>, The, .....<b>III</b>, 784</p> <p>Alminius, J., .....<b>I</b>, 88</p> <p><i>Almir. Alexandrino</i>, The, .....<b>IV</b>, 985</p> <p>Alternat (條約の).....<b>IV</b>, 843</p> <p><i>Aitmark</i>, The, .....<b>IV</b>, 492</p> <p>Alvarez, Dr., .....<b>II</b>, 842-3; <b>IV</b>, 102-3</p> <p><i>Alvina</i>, The, .....<b>III</b>, 767, 867, 988, 1096</p> <p>Amalfi 法典.....<b>I</b>, 36</p> <p><i>Ambiorix</i>, The, .....<b>IV</b>, 441</p> <p><i>Ambra</i>, The, .....<b>I</b>, 918; <b>III</b>, 1262, 1266, 1369, 1497</p> <p><i>Amiral Gauteaume</i>, The, .....<b>III</b>, 429-430</p> <p><i>Amorduct M. Co. v. Defries &amp; Co.</i> .....<b>I</b>, 837</p> <p>Amphictyonic 同盟.....<b>I</b>, 14-18</p> |
|---|---|

- Amplion*, The, .....III, 185  
*Amy Warwick*, The, .....I, 923, 925-6; III, 1453  
*Ancillon*, J.P.F., .....I, 274  
*Ancona*, The, .....III, 126  
*Anderson*, C.P., .....III, 137  
*Andler* 中尉.....II, 164  
 安導券(護照を見よ)  
*André* 少佐.....II, 548  
*Angary* (非常收用権を見よ)  
*Anglia*, The, .....III, 429  
*Anglo-Belgian Agency*.....I, 988  
*Anglo-Mexican*, The, .....III, 806  
*Anker v. Société Coloniale* .....I, 1024  
*Anna*, The, .....IV, 402, 426  
*Annaberg*, The, .....I, 816  
*Anne*, The, .....IV, 413, 442  
*Anne Dorothea*, The, .....III, 842  
*Annie Johnson*, The, .....III, 1000, 1502  
*Annold* 將軍.....II, 548  
 安奉線問題.....I, 590, 739, 765  
*Antares*, The, .....III, 1496  
*Anthippi*, The, .....III, 1413, 1474  
*Antigone*, The, .....III, 722  
*Antiope*, The, .....III, 895, 1013  
*Antoine v. Morshead*.....I, 1017, 1023; II, 197-8  
*Antwerpen*, The, .....III, 1000  
*Anvers* 講和條約 (1608) .....I, 107; III, 618  
*Anzilotti*, M., .....III, 96  
*Aphrodite*, The, .....III, 1004  
*Apollonia*, The, .....III, 934  
*Appam*, The, .....III, 1407, 1478, 1480,
- 1499; IV, 586  
*Aquileia*, The, .....III, 736  
*Aquinas*, T., .....I, 395  
*Arabi Pasha*.....II, 492; IV, 683  
*Arabia*, The, .....III, 880  
*Ardagh* 少將.....II, 74, 365  
*Argo*, The, .....III, 694  
*Argun*, The, .....I, 731; III, 646, 1409  
*Ariadne No. 1*, The, .....I, 857  
*Ariel*, The, .....I, 893; III, 1318  
 有賀長雄  
 馬賊.....II, 60-1  
 土民防團及群民起團.....II, 67  
 義勇兵.....II, 72  
 軍票.....II, 764  
 軍政.....II, 648  
 軍事法廷.....II, 912  
 非交戦者避難勸告.....II, 473  
 保護國.....I, 221; III, 276  
 俘虜.....II, 171, 287  
 封鎖.....III, 471  
 間諜.....II, 555  
 國際法の性質.....III, 287  
 降伏.....II, 588  
 交戦状態成立時.....I, 720, 724  
 嚮導.....II, 701  
 休戦.....IV, 732, 808, 812, 816  
 日清戦役の特質.....I, 233  
 日獨戦役.....IV, 252  
 の履歴.....I, 219-224  
 『露探』.....II, 555-6  
 旅順方面一時休戦.....IV, 739  
 旅順開城.....II, 601  
 赤十字旗.....II, 306  
 戦地衛生後送機關の遮断.....II, 301

- 有賀長雄(續)  
 戦場遺棄傷病者.....II, 272-8  
 戦場の交通.....II, 470  
 租借地.....III, 284  
 傷病者救護.....II, 272, 278, 287, 301, 307  
 丁汝昌勸降.....II, 588-9  
 青島戦.....IV, 252  
 中立化地.....III, 309  
 有馬良橋大將.....III, 1122  
*Aristotle*.....I, 18-9; II, 733  
 有田前外相.....I, 575-9; II, 529, 531; III, 218, 1152 以下, 1183; IV, 901  
*Arkanass*, The, .....III, 1428  
*Armada* 艦隊の敗滅.....I, 73, 712  
*Armütz Brown v. U.S.*, .....II, 753  
*Armour*, W.S., .....I, 31; III, 218, 1152 以下  
*Arn'd Karberg v. Blythe*.....I, 1031  
*Arnerid*, The, .....IV, 819  
*Arntz*, E.R.N., .....III, 853  
*Arrêt de Prince*.....I, 572  
*Arrêt d'Orénon*.....I, 63  
*Arrou*, The, .....III, 240  
*Aryol*, The, .....III, 436  
 淺間丸事件.....III, 1140, 1148 以下, 1183, 1199, 1200, 1223  
*Askold*, The, .....IV, 544  
*Asquith*, H.H., .....II, 480; III, 543, 624, 856  
*Asser*, T.M.C., .....I, 185, 197; III, 853; IV, 377  
*Assistent*, The, .....III, 673  
*Asturian*, The, .....I, 925; III, 429  
*Asturias*, The, .....II, 1054
- Athenia*, The, .....III, 424  
*Atherlay-Jones*.....III, 938  
*Atholl*, Duchess of, .....II, 1136  
*Atlanta*, The, .....I, 867, 909; III, 102, 863, 1113, 1233  
*Atlas*, The, .....II, 843, 934  
*Atlas and Lighters*, The, .....III, 673  
*Atteridge*, A.H., .....III, 911  
*Aube* 提督.....III, 3, 251  
*Augustine*, St., .....I, 80, 394, 399  
*Aurora*, The, .....IV, 547  
*Austin*, J., .....I, 120, 213, 248-9, 253; IV, 45  
*Australia*, The, .....IV, 867, 870  
*Austria*, The, .....III, 679  
*Axel Johnson*, The, .....III, 917  
*Ayala*, B. de, .....I, 79, 396, 399; IV, 240  
*Aysha*, The, .....III, 79  
*Azaña*, M., .....I, 501  
*Azuni*, D.A., .....III, 650, 1192
- Baden*, The, .....III, 1410  
*Baker*, H.B., .....II, 402  
*Baker*, P.J.N., .....II, 397  
 Balance of power (均勢を見よ)  
*Baldwin*, H.W., .....III, 205  
*Balfour*, A.J.  
 軍艦護送.....III, 1252  
 封鎖.....I, 627; III, 477  
 國際法上の義務.....I, 257  
 空戦.....II, 1045; III, 477, 1325  
 對敵通商.....I, 1008  
*Balkan* 戦役 (1912-3).....I, 236; II, 936; III, 669; IV, 477, 879

*Baltica*, The, .....I, 890, 894, 920  
*Balto*, The, .....III, 1052  
 Bancroft, G., .....I, 652  
*Bangor*, The, .....IV, 444  
 萬國議員聯合會.....I, 172, 174  
 萬國國際法學會  
 平時封鎖.....I, 603, 614, 619, 624  
 人質.....II, 724  
 非中立的役務.....III, 1104  
 非常收用.....II, 839, 840  
 報復.....I, 317, 584  
 不防守都市.....II, 455  
 海軍力砲擊.....III, 257  
 海峽閉鎖.....IV, 490  
 海戰法規案.....II, 724; III, 611, 876, 1109, 1244, 1261, 1311  
 開戰手續.....I, 735  
 開戰と條約.....I, 777  
 海底電線破壞.....III, 333-5  
 海上捕獲規程案.....III, 651, 853, 1311  
 間諜.....II, 553  
 繼續航海主義.....III, 1036  
 機雷公海敷設.....III, 175, 181  
 國際捕獲審檢制.....I, 176-8; III, 1511  
 交戰團體.....I, 495, 493  
 空戰.....II, 937  
 無線通信取締.....III, 361; IV, 273  
 內亂戰.....I, 498  
 陸戰法規案.....I, 170, 276, 285, 293, 306; II, 388, 800  
 領水問題.....IV, 384, 392, 521  
 先買權.....III, 984  
 戰時禁制品.....III, 876

私艦.....III, 95  
 新國家及新政府承認.....I, 495  
 商船武裝.....III, 94-6  
 海の自由.....III, 621  
 萬國國際法協會  
 非常收用.....II, 840  
 保險契約效力.....I, 1028  
 俘虜待遇規則案.....II, 89-95, 159  
 封鎖法規案.....III, 466 以下  
 開戰と契約.....I, 1016  
 海戰法規案.....III, 16-39, 95, 203, 381, 749, 997, 1020, 1110  
 海上中立財産條約案.....III, 859, 997, 1018, 1293; IV, 34, 51 以下  
 機雷公海敷設.....III, 181  
 國旗の僞用.....III, 381  
 國際刑事裁判所.....II, 926  
 航空.....II, 960, 967  
 空戰.....II, 975, 1147, 1212 以下  
 空戰法規案.....I, 312; II, 975 以下  
 陸戰中立權利義務條約案.....IV, 34, 51, 61 以下  
 占領.....II, 609  
 占領地法則.....II, 846 以下  
 戰時禁制品法案.....III, 997 以下, 1058  
 戰時の避難區.....II, 1147  
 中立法規案.....III, 865, 1058; IV, 599  
 中立船破壞.....III, 1352  
 中立證明書制.....III, 1076  
 仲裁裁判.....I, 654  
 郵便信書尊重條約案.....III, 752  
 萬國郵便條約 (1934).....IV, 984  
 礮石丸.....III, 775

Bantham S. S. Co. ....I, 1031; IV, 937  
 Bar, Prof., .....IV, 294  
 Barbeyrac, J., .....I, 94-5, 124  
*Barcelo*, The, .....III, 763, 1189  
 Barcelona 國際交通會議.....III, 211, 213  
 Barclay, Sir T., .....II, 624  
*Barenfels*, The, .....I, 261; III, 1443  
*Baringuen*, The, .....III, 1146  
 Barksdale, C., .....I, 94  
*Barnbek*, The, .....III, 712  
 Barnouw, A.J., .....IV, 908  
*Baron Stjerblad*, The, .....III, 937, 953, 1374  
*Barraconta*, The, .....IV, 819  
 Barred zone.....III, 16, 199, 203  
*Bartha Elizabeth*, The, .....II, 1219  
 Bartolus, Prof., .....IV, 381  
 Basily, M., .....I, 172  
*Batavier II, V & VI*, The.....III, 783, 927, 997, 1457  
 Baty, Dr. T.  
 武力行爲.....I, 539  
 クリミア戰役.....I, 161  
 平時封鎖.....I, 607  
 人質.....II, 724  
 捕獲審檢.....III, 1418  
 報復.....I, 314, 582; III, 812  
 ——(對中立人).....III, 812  
 封鎖.....III, 542  
 戰の成立.....I, 373  
 繼續航海主義.....III, 1082  
 國外出兵.....I, 551  
 降伏兵殺害.....II, 354

無線電信取締.....III, 350  
 領水.....IV, 368, 383, 388  
 占領.....I, 596; II, 628  
 傷病難船者.....III, 454  
 敵人との交通.....I, 976-8  
 中立領土の兵の通過.....IV, 241, 244  
*Bawean*, The, .....III, 785  
 Bayard, T.F., .....III, 904  
*Bayard*, Le, .....I, 444, 621  
 Bazaine 將軍.....II, 63  
 馬賊.....II, 60  
*Bee*, The, .....III, 230  
*Behn v. Müller*.....I, 850  
 米國 (U.S.A. を見よ)  
 米西戰役.....I, 166; IV, 229  
 拿捕物件引致.....III, 1288  
 土民兵使用.....II, 59  
 軍使.....II, 571  
 捕獲物件の保管中の徵用.....III, 1455  
 捕獲審檢の準據法.....III, 1455  
 補給石炭數量.....IV, 558  
 俘虜.....II, 105, 224  
 封鎖.....III, 473, 503, 523  
 海底電線破壞.....III, 337, 347-8  
 艦艇讓渡.....IV, 459, 473  
 國旗移轉.....I, 874  
 交戰狀態成立.....I, 716, 718, 747  
 講和條約.....IV, 474, 879, 893  
 嚮導.....II, 704  
 サンチアゴ開城.....II, 595  
 敵兵不助命の命令.....II, 362  
 敵船出港恩惠期間.....II, 665  
 敵私有財産.....II, 739  
 敵人在留.....I, 940; II, 739

米西戰役(續)  
 中立船破壞……III, 1323  
 郵便信書不可侵……III, 753  
 條約の效力……I, 780; II, 739  
 米洲安全水帶……IV, 103 以下, 995  
 以下  
 ——共和國中立宣言(巴奈馬)……III, 149; IV, 103  
 ——中立委員會……IV, 108, 997  
*Beleno, The*, ……III, 1262  
*Belgia, The*, ……III, 682, 1428  
*Belgian Prince, The*, ……III, 421  
 Belgium  
 中立化及其の侵犯……I, 256; IV, 15, 233, 658 以下  
 捕獲審檢……III, 532, 1437  
 國王降伏(1940)……IV, 910  
*Bella Scutarina, The*, ……III, 1114  
*Bellas, The*, ……I, 886  
*Bello, A.*, ……I, 218  
*Bellot, H.H.L.*  
 海戰法規案……III, 16  
 繼續航海主義……III, 1082  
 占領地法則……II, 847  
 潜水艦……III, 395  
*Benes 決議案*……II, 1039  
 便衣隊……II, 76 以下, 502  
*Benito Estenger, The*, ……I, 874  
*Bentham, J.*, ……I, 120-1, 133, 248, 327; IV, 10  
*Bentzen v. Boyle*……I, 820, 924  
*Benwich, N.*, ……III, 84, 1108  
*Bergenhus, The*, ……III, 784  
*Bering 海問題*……I, 652-3, III, 163; IV, 370 以下

*Berkeley, 提督*……III, 1180  
*Berkerstroom, The*, ……II, 1439, 1351  
*Berlin 令*……I, 145 以下; III, 500, 1507  
*Berlin 會議及議定書* (1885)……I, 643; II, 629; III, 903; IV, 665-6  
*Berlin 條約* (1878)……IV, 846, 878  
*Berlin, The*, ……III, 729  
*Bermuda の租借*……IV, 470  
*Bermuda, The*, ……III, 848, 1030  
*Bernard, M.*, ……III, 1109, 1136  
*Bernisse, The*, ……III, 1376  
*Bertha Elizabeth, The*, ……III, 1189, 1405  
*Berwind, The*, ……IV, 575  
*Bethmann-Hollweg*……I, 307; II, 147  
*Betsey, The*, ……III, 501; IV, 437  
*Bewar, G.A.B.*, ……II, 33  
*Bewes, W.A.*, ……I, 971  
*Bieberstein, M.v.*, ……I, 269  
*Billot, Prof.*, ……II, 20, 23  
*Binon v. German States & the S.F.I. Co.*……I, 1027  
*Birkenfels, The*, ……III, 686  
*Birkenhead, Earl of*,  
 萬民際法……I, 121  
 便衣隊……II, 77  
 捕獲審檢……III, 1451, 1525  
 干涉……I, 544, 547  
 空戰……II, 975  
 倫敦宣言……I, 183  
 野蠻兵……II, 63  
 Bismarck  
 同盟……I, 1060

Bismarck (續)  
 報復……II, 719, 722  
 俘虜……II, 103-4  
 決闘……I, 347  
 キール運河……IV, 728  
 國論に留意……I, 139  
 攻圍地及要塞……II, 468, 483; III, 198, 459  
 侵略者の名を避く……I, 409  
 私有財産……II, 610, 778, 792, 817, 844; III, 610  
 對佛開戰……I, 365  
 對佛償金……IV, 877  
 中立化國……IV, 662  
 常人への加害……II, 77  
 條約の效力……I, 775  
*Bisschop, W.R.*, ……II, 662; III, 16  
*Bissing 將軍*……II, 654  
*Björn, The*, ……III, 979  
*Björnstjerne Björnson, The*, ……III, 1043, 1045  
*Black Diamond guarantee*……III, 1220  
*Black list*……I, 991 以下  
*Black Sea の中立化*……IV, 665  
*Blackstone, Sir W.*, ……I, 712, 958  
*Blanco, Marshal*, ……II, 571  
*Bloch, I.S.*, ……II, 412  
*Blonde, The*, ……I, 262; III, 707; IV, 426, 472  
*Bloom 中立法案*……IV, 171, 176  
*Bluefield 港封鎖*……I, 506  
*Bluntschli, J.K.*  
 暗殺……II, 352  
 米國陸戰訓令評……II, 19

軍律……II, 912, 917, 920  
 非中立的役務……III, 1103, 1108  
 砲撃の豫告……II, 472  
 報復……I, 583  
 俘虜……II, 175, 202, 213; IV, 325  
 封鎖……III, 854  
 戦の定義及性質……I, 359; II, 39  
 海底電線保護……III, 333  
 開戦と條約……I, 776  
 間諜……II, 564  
 禁制品賣込……IV, 296  
 國際法違反の責任……I, 271  
 休戦……IV, 824  
 無差別的砲撃……II, 457-8  
 の履歷……I, 193  
 陸戰法規……I, 19, 169  
 成典國際法……I, 8, 193  
 占領……II, 653, 674, 807  
 戦時禁制品……III, 995, 1032  
 私有財産……I, 957; III, 650  
 敵性……II, 39  
 とモルトケ將軍……I, 276  
 徵發及取立金……II, 779, 784  
 中立の性質……IV, 17  
 中立國への竄入軍隊……IV, 322  
 中立船破壞……III, 1322  
 中立人の應償……IV, 354  
*Bobrik, The*, ……III, 690, 1462  
*Bodin, J.*, ……I, 81-3, 248  
*Boeck, C. de*, ……III, 1322, IV, 867  
*Boedes Lust, The*, ……I, 572, 1025; III, 663  
*Boeroe, The*, ……I, 935  
*Bogades, The*, ……IV, 421  
 撮子……I, 7

- Bolivia.....I, 532  
 Bolles, J.A., .....III, 1318  
*Bolletta, The*, .....I, 322  
 Boncour, M., .....IV, 774  
 Bonfils, H.  
 護照.....II, 732  
 軍律.....II, 916, 922  
 人質.....II, 724  
 俘虜.....II, 163  
 戦の定義.....I, 319  
 間諜.....II, 564  
 奇計.....II, 488, 494  
 國際法違反.....IV, 245  
 休戦.....IV, 806  
 連座罰.....II, 922  
 赤十字旗.....II, 306-7  
 占領.....II, 673  
 宣戦.....I, 713  
 取立金.....II, 784  
 中立船破壊.....III, 1323  
 運河の中立化.....IV, 604  
*Bonna, The*, .....III, 1053, 1374  
 Bons offices (周旋を見よ)  
 Booty (鹵獲を見よ)  
 Borah, W.E., .....I, 701; III, 39;  
 IV, 137, 176  
 Borchard, E.M.  
 賠償責任.....II, 493, 512  
 米國と中立.....IV, 25, 137  
 斷交と開戦.....I, 382  
 Gibbon 事件.....IV, 348  
 國外出兵.....I, 553  
 債務回収と兵力使用.....I, 661  
 戦時禁制品.....III, 1061  
 戦時債權決済.....II, 869  
 戦場所在財産.....II, 497, 509, 512  
 私有財産.....I, 971; II, 734  
 損害賠償.....II, 509  
*Borgila, The*, .....III, 1358-9  
 Bosnia 併合 (1908).....I, 590  
 Bosphorus 及 Dardanelles.....III,  
 183; IV, 495, 508-9  
 Botha 將軍.....II, 344  
 Bottomary bond (船底抵當權).....  
 III, 1260  
 Bourbaki 將軍.....IV, 317  
 Bourdoulon, M. de, .....I, 349  
 Bourgeois, L., .....I, 206, 208-9  
*Boutre X, The*, .....I, 861  
 Bower, Sir G., .....III, 143, 395  
 Bowles, T.G., .....I, 607; III, 500,  
 600, 1339  
 Bowring, Sir J., .....I, 133  
*Brage, The*, .....III, 919, 934  
 Bramton, Lord, .....I, 811  
*Brandon v. Curling*, .....I, 1025  
*Bremen Flüge, The*, .....III, 843  
*Bremer Castle, The*, .....III, 429  
 Breslau 條約 (1742).....I, 102  
*Breslau, The*, .....III, 270; IV, 461  
 Brest-Litovsk 條約.....I, 478; IV,  
 742 以下, 868, 898  
 Briand, A., .....IV, 41  
 Briand-Kellogg Pact (不戦條約を見  
 よ)  
 Brierly, J.L., .....IV, 34, 39  
 Briggs, H. W., .....III, 223, 797; IV,  
 474, 858  
 Bright, J., .....III, 580, 651  
 Britton, R.S., .....I, 8

- Brown, P.M., .....I, 267, 701; IV, 106  
 Brown 大佐.....IV, 466  
*Brown v. Hiatt*, .....I, 1019  
 Bruce, Sir F., .....I, 439  
 Bruckère, M. de, .....I, 376  
 Brunus, C., .....I, 711  
 Brussels 陸戦法規會議及宣言案.....I,  
 166-171  
 電信線破壊.....III, 333  
 毒物使用.....II, 400  
 害敵手段.....II, 342  
 軍使.....II, 569-570, 573  
 報復.....I, 314-6  
 俘虜.....II, 85 以下, 160, 186; IV,  
 331, 960  
 海底電線.....III, 333  
 間諜.....II, 544, 546, 551, 553, 561  
 降伏.....II, 595, 600  
 攻圍.....II, 445, 448  
 交戦者.....II, 51  
 嚮導.....II, 699, 703  
 休戦.....IV, 803, 806  
 民兵.....II, 53  
 民衆軍.....II, 69  
 掠奪.....II, 536  
 占領.....II, 355, 610-2, 615, 691, 685,  
 687, 691  
 私有財産.....II, 448-9, 744  
 敵不助命の宣言.....II, 358  
 徵發及取立金.....II, 753, 779, 781  
 要塞都市と開放都市.....II, 452  
*Brussels, The*, .....III, 101, 133  
*Brussels, The, De 31*, .....III, 678  
 Bryan, W.J., .....I, 675 以下, II, 631;  
 III, 127, 328, 935, 940; IV, 150,  
 163, 213, 299, 337, 464  
 Bryan 平和促進條約.....I, 669 以下  
 Bryce, J., .....I, 198, 682; II, 330, 720,  
 774, 1055; IV, 919  
 Bryce 委員會報告.....II, 268, 380, 774  
 Buchanan, J., .....III, 607  
 Bubble mine.....III, 207  
 Buckley 判事.....I, 839  
*Buena Ventura, The*, .....III, 665,  
 693  
 Bülow, Prinz, .....III, 1033, 1182  
 Bulmerincq, A., .....I, 359, 624; III,  
 537, 853, 1311  
*Bundesrath, The*, .....III, 42, 1031,  
 1083, 1529  
 Bunsen 大使.....I, 770  
 Burlamaqui, J.J., .....I, 124  
 Burton 案.....III, 1061; IV, 310  
 武裝中立 (1794-1800).....I, 108-113,  
 115-9; III, 17, 500, 600, 839, 875,  
 1240  
 Butler, N.M., .....IV, 137  
 Butler, R.A., .....II, 902  
 Bynkershoek, C.V., .....I, 121, 126,  
 130, 711, 974, 977; II, 733; III,  
 992, 1232; IV, 2, 9, 366, 402  
 Bywater, H.C., .....III, 366-7  
*Caboto, The*, .....III, 783  
*Caique X, The*, .....I, 860  
*Cairnsmore, The*, .....III, 1378  
 Caisse de Prêt.....II, 775  
*Calchas, The*, .....III, 880  
 Calvin, J., .....I, 88  
 Calvo, c., .....I, 218, 583, 662 以下,

- 957, 961; **II**, 784, 839; **III**, 650, 1266
- Calypso*, The, .....**III**, 842
- Cameron, G., .....**II**, 208
- Campbell, A.C., .....**I**, 94
- Campbell, F.A., .....**I**, 1040
- Campbell, J.D., .....**I**, 443
- Campbell-Bannerman, .....**I**, 675
- Cambrai 同盟條約 (1508) .....**IV**, 838
- Canning, G., .....**I**, 150; **IV**, 351
- Cape Corso*, The, .....**I**, 918; **III**, 1443, 1465
- Carlos, Don, .....**I**, 387
- Carnarvon Castle*, The, .....**IV**, 556
- Caroline*, The, .....**I**, 295; **IV**, 409以下
- Cartel, .....**II**, 210
- Cartel 船, .....**III**, 747
- Carte d'identité, .....**II**, 1000
- Carthage*, The, .....**III**, 928, 1141, 1184
- Cartwright, E., .....**I**, 137
- Carvalho*, The, .....**III**, 1149
- Cash and carry system (現金自撤制を見よ)
- Castlereigh, R.S., .....**I**, 141; **II**, 797
- Casus foederis, .....**I**, 1052; **IV**, 940
- Catherina Elizabeth*, The, .....**III**, 92, 99, 1230
- Catheline II, .....**I**, 108-119
- Cator 判事, .....**I**, 261, 816, 830; **III**, 1120, 1466
- Cave, Lord, .....**III**, 1424
- Cavell, Miss, .....**II**, 915; **III**, 134
- Centennial*, The, .....**IV**, 819
- Central India Mining Co., .....**I**, 990
- Ceres*, The, .....**I**, 106
- Cervignano*, The, .....**III**, 654, 716, 1262, 1495
- Ceylon*, The, .....**III**, 71, 82, 1355
- Chaco 戰 (1933) .....**IV**, 41, 116, 472
- Chamberlain, N., .....**I**, 458, 533-4, 700; **II**, 1048, 1098, 1172; **III**, 559, 806, 811
- Charlemagne 帝, .....**I**, 46-7
- Charles III, .....**I**, 97
- Charleston の閉塞及封鎖, .....**III**, 155, 519, 538
- Charter-party, .....**III**, 1208; **IV**, 935
- Cheref*, The, .....**III**, 1317
- Chesapeake*, The, .....**I**, 148; **III**, 1180
- Cheshire*, The, .....**I**, 928
- Chicherin, G.V., .....**IV**, 496
- Chile*, The, .....**I**, 261; **III**, 687, 706, 1492
- Chile Order, The, .....**I**, 263; **III**, 680, 687, 707
- 智利の叛亂 (1891) .....**I**, 509, 554
- の航運, .....**I**, 912
- の給炭量制限, .....**IV**, 579
- China (支那を見よ)
- China*, The, .....**III**, 1146
- Christian Boles*, The, .....**III**, 1102
- Christian Endeavor Society, .....**III**, 533
- Christopher*, The, .....**III**, 1280
- Chrysopolis*, The, .....**I**, 935; **II**, 841; **III**, 1096
- Chumpon*, The, .....**III**, 797
- Church v. Hubbard*, .....**IV**, 371
- Churchille, W., .....**III**, 94, 105, 424, 566; **IV**, 766, 976

- Ciano 伊外相, .....**IV**, 20
- Cicero, .....**I**, 32, 239, 395; **II**, 733
- Circassian*, The, .....**III**, 471, 493, 518, 825
- City of Flint*, The, .....**IV**, 585, 592
- Clan Grant*, The, .....**III**, 1361
- Clarendon, Earl of, .....**III**, 248, 579, 599
- Clark, E., .....**I**, 541, 552, 594; **IV**, 42, 44
- Clausewitz, G.K.v., .....**I**, 192, 274-5, 332
- Clay, H., .....**IV**, 709
- Clayton-Bulwer 條約, .....**I**, 652; **IV**, 685, 710
- Clinchant 將軍, .....**IV**, 317
- Clinton, Sir H., .....**II**, 548
- Clumberhall*, The, .....**III**, 530
- Clunet, M., .....**III**, 96
- Cobbett, P.
- 捕獲審檢, .....**III**, 1408, 1416
- 普佛戰役, .....**I**, 365; **II**, 694
- 海上私有財産, .....**III**, 616
- 交戦状態成立時, .....**I**, 733
- 占領, .....**II**, 694, 700, 717
- 戦場所在財産, .....**II**, 513
- 借款支拂義務, .....**I**, 963
- 傷病者救護, .....**II**, 266
- 中立義務, .....**IV**, 483
- 受命違法行為責任, .....**I**, 293
- Cobden, R., .....**III**, 241, 580, 651
- Cocceji, S., .....**I**, 102; **III**, 1506
- Cocus*, The, .....**III**, 1387
- Coenca 商會損害事件, .....**II**, 1159
- Cohn, G., .....**IV**, 8
- Colby, Capt., .....**II**, 1105
- Colenso*, The, .....**I**, 828
- Coller 判事, .....**III**, 1125
- Collis, S.W., .....**II**, 1128
- Colombos, C.J., .....**I**, 889, 910; **III**, 673, 736, 750, 755, 786, 805, 1427, 1442; **IV**, 448
- Colonia*, The, .....**I**, 875, 894-6; **III**, 1366
- Columbia*, The, .....**III**, 492-3, 536
- Cometa*, The, .....**III**, 921
- Commercen*, The, .....**III**, 919
- Com. d'Assur. N.S., .....**I**, 847
- Compiègne 休戦規約 (1918) .....**IV**, 748
- (1940) .....**IV**, 756
- Comte de Smet de Naeyer*, The, .....**III**, 745
- Concadoro*, The, .....**III**, 689
- Conger, E.H., .....**III**, 283
- Congo の中立化, .....**IV**, 665
- Congo*, The, .....**III**, 700
- Conqueror*, The, .....**III**, 658
- Consolato del Mare, .....**I**, 64, 108; **III**, 590, 595, 1420
- Constantine 大帝, .....**I**, 46, 60
- Constantine (希臘王), .....**I**, 548; **IV**, 257 以下
- Consul Corfytzon*, The, .....**III**, 916, 1443, 1453
- Consuls marchands, .....**I**, 64
- Contraband Control Board, .....**III**, 816-7
- Continental T. & R. Co. v. Dailmer*



- .....I, 838  
 Convoy (軍艦護送を見よ)  
 Coolidge, C., .....I, 429  
 Coquet, L., .....III, 44  
 Corbridge, The, .....III, 751  
 Corcovado, The, .....IV, 821  
 Corfu 事件.....I, 538, 598, 600; IV, 679  
 Corfu の中立化.....IV, 667, 670  
*Courier Maritime*, The, .....III, 1371  
 Corinth 運河.....IV, 673  
 Corinto 要衝占領.....I, 595  
*Cormoran*, The, .....IV, 609  
 Corn 島の租借.....III, 280  
*Correntina*, The, .....III, 922, 1468  
*Cotton Plant*, The, .....III, 1264  
 Coñannier, H., .....II, 963  
 Coulondre, M., .....IV, 927  
 Courbet 提督.....I, 441-4, 621  
 Courtils, L., .....III, 299  
 Courtin, A. de, .....I, 95  
 Craigie 大使.....II, 665; III, 1150  
*Craiova*, The, .....I, 910  
 Crandall, S.B., .....I, 790  
 Crecraft, E.W., .....III, 1505; IV, 142  
 Crete 封鎖 (1897) .....I, 161, 604, 625  
 —— 攻略 (1941) .....IV, 974  
*Cretic*, The, .....III, 1372  
*Cricket*, The, .....III, 231  
 Crimea 戦役.....I, 161, 755, 821, 836, 862, 872, 894, 939; II, 168, 264, 927; III, 62, 239; 596, 664, 670, 706, 724, 750, 836, 884, 1029, 1244, 1286, 1324, 1362, 1433, 1491  
 Cripps, Sir S., .....I, 1032  
 Cromer, Lord, .....I, 41  
 Cromwell, O., .....I, 650  
 Cronje 將軍.....II, 344  
 Crozier 大佐.....II, 365, 928  
 Cuba.....I, 518, 525  
 —— 借款.....IV, 896  
*Cubano*, The, .....I, 908  
 Cudahy, J., .....II, 711  
*Cumberland*, The, .....III, 739  
*Curlew*, The, .....III, 60  
 Curtis, W.E., .....I, 17  
 Curzon, Earl, .....II, 1055  
 Cuse, R., .....I, 523  
*Cushing v. Laird*.....III, 1366  
*Cydnus*, The, .....I, 860  
 Cyprus.....III, 1417  
*Czarevitch*, The, .....IV, 602  
*Czar Nicolai II*, The, .....I, 935; III, 693, 698, 712, 1495  
 Czechoslovakia.....I, 492; III, 1503; IV, 754  
*Dacia*, The, .....I, 865, 875, 895, 898-906; III, 750  
 拿捕の意義.....III, 568  
*Daijije*, The, .....III, 748  
 『第五列』.....II, 557  
 第三國人權益.....II, 1170, 1191; IV, 961  
*Daska*, The, .....I, 932  
 Dampierre, M., .....I, 281; II, 22, 879, 885  
 Dana, R., .....I, 214  
*Dankebaar Africaan*, The, .....I, 922

- Dandolo*, The, .....III, 783  
 D'Annunzio, G., .....I, 481  
*Dante*, The, .....I, 828  
 Danube 河口の中立化.....IV, 665  
*Danube*, The, .....I, 922  
 ダルダネルス(ボスフォラスを見よ)  
 Darlan 提督.....IV, 766  
 Darwinism.....I, 272, 341  
 伊達外國官知事.....IV, 467  
*Davanger*, The, .....I, 859, 869; III, 1384, 1484  
 Davis, G.B., .....II, 18, 159, 413, 868; III, 1246  
 Davis, J. (南軍統領) .....I, 303, 494  
 Dawes 案.....IV, 879  
 Déclaration の意義.....III, 601  
*Deike Rickmers*, The, .....III, 718  
*De Jager v. A.G. of N.*, .....I, 823; II, 617  
 Democracy.....I, 183; IV, 326  
 Denial of Justice.....I, 570  
 Denman 提督.....III, 246  
 丁抹中立規則 (1938) .....IV, 72  
*Denzer*, The, .....III, 1068  
 Derby, Earl of, .....IV, 680  
*Derflinger*, The, .....I, 829, 920; III, 700  
 Dernberg, Dr., .....III, 626, 628  
 Desart, Earl of, .....III, 1242  
 Despagnet, F., .....I, 542, 583, 961; II, 784, 839  
 Detain の意義.....III, 687  
 Deutschland  
 白耳義併合宣言 (1940) .....II, 627  
 —— 侵入 (1914) .....IV, 15, 246  
 Crete 攻略 (1941) .....IV, 974  
 丁抹及諾威侵入 (1940) .....I, 427, 558; IV, 46  
 獨前通商條約 (1908) .....II, 833  
 獨支條約 (1921) .....III, 216  
 軍紀(第二次大戰) .....II, 156; IV, 972  
 軍機取締法.....II, 545  
 軍律及軍事法廷.....II, 910  
 軍使.....II, 571, 573-4, 576  
 叛逆罪.....II, 874  
 人質.....II, 720  
 非常收用.....II, 818  
 捕獲令 (1939) .....IV, 984  
 捕獲審檢制.....III, 1432, 1456  
 北清事變.....II, 797  
 砲撃.....II, 457, 471  
 俘虜取扱(第一次大戰) .....II, 128  
 —— 以下, 147 以下, 189 以下, 193  
 —— (第二次大戰) .....IV, 962  
 俘虜情報局(第一次大戰) .....II, 232  
 開戦と契約.....I, 1018  
 海戦及捕獲法規.....I, 848, 859, 904, 907; II, 26; III, 44, 51, 100, 354, 374, 674, 748, 918, 987, 1127, 1129, 1158, 1193, 1201, 1211, 1313, 1346, 1386, 1394, 1398, 1402, 1404, 1408, 1414, 1425, 1476; IV, 993  
 間諜.....II, 564, 1036  
 刑法.....I, 307; II, 545  
 奇計.....II, 489  
 國防法.....III, 1159  
 國旗移轉效力.....I, 907  
 降伏.....II, 594  
 攻圍.....II, 454

- Deutschland (續)  
 交戰權發動手續……I, 706  
 倫敦大空襲(1940)……IV, 977  
 膠州灣租借地……III, 278  
 ルクセンブルグ侵入(1914)……IV, 249  
 蘭白佛攻略(1940)……II, 138, 559  
 陸戰慣例(1902)……I, 276-8, 238, 281, 285-6; II, 16, 21, 42, 58, 107, 112, 156, 162, 204, 207, 223, 330, 350-1, 360, 453, 456, 471, 489, 538, 564, 573, 576, 594, 654, 670, 700, 714, 785, 808, 874, 910, 1036; IV, 296, 323-4, 326, 331, 335, 799, 811, 955  
 掠奪……II, 538  
 領水……IV, 378  
 三國同盟(1819)……I, 1053; IV, 15  
 ——(1940)……IV, 852  
 占領……II, 670, 699, 700, 714, 808  
 占領地行政(1914)……II, 654-8, 691, 697, 715  
 ——(1940)……II, 659, 711; IV, 969 以下  
 占領地司法(1914)……II, 671  
 戰時禁制品目……III, 950, 961  
 對波蘭開戰(1939)……I, 746  
 對葡開戰(1916)……II, 834  
 對敵通商禁止法(1914)……I, 1010  
 徵發及取立金……II, 771 以下, 785  
 Warsaw 開城(1939)……II, 579, 603  
 在港敵商船取扱……III, 715  
 在留敵國人取扱……I, 946, IV, 935  
 Deutschland, The, ……III, 149-154  
 DeWattville 大佐……II, 131, 133; III, 131, 133

- Drago, L.M., ……I, 218-9; IV, 465  
 Drago 主義……I, 663-7  
 Draugner, The, ……III, 1127, 1349  
 Dredger……III, 677  
 Dresden, The, ……IV, 398, 536  
 Duggan, S.P., ……I, 17; IV, 107  
 Duke, Sir H., ……III, 707  
 Dullos, A.W., ……IV, 225  
 Dumba, Dr., ……III, 1173  
 Dum dum 彈……II, 10, 336, 340, 364 以下, 1008; IV, 218, 230, 298  
 Dunant, H., ……II, 265  
 Dundonald, Earl of, ……II, 393  
 Dunkerque, Le, ……IV, 767  
 Duplex, Le, ……III, 320; IV, 666  
 Dupré 提督……IV, 666  
 Dupuis, C., ……III, 258, 1097, 1108, 1323, 1456; IV, 404  
 Düsseldorf, The, ……III, 1382; IV, 380, 426, 443, 995  
 Dux, The, ……IV, 379  
 Dyne, Van, ……III, 282  
 Eastry, The, ……III, 968  
 Ebenezer, The, ……III, 843  
 Eden, A., ……I, 509, 533; IV, 32  
 Eden Hall, The, ……III, 1266  
 Edmonds 大佐……I, 296; II, 24  
 Edna, The, ……I, 889, 906  
 Edward 三世……III, 1420  
 Edward & Mary, The, ……III, 1273, 1278  
 Egypt……I, 827; IV, 401, 675 以下  
 英國(Great Britain を見よ)  
 英米仲裁裁判條約(1897)……I, 247  
 英佛協約(1904)……I, 1051; IV, 695  
 英露協約(1907)……I, 1051  
 英蘇協定(1941)……IV, 952  
 Einicke, P., ……IV, 305  
 Eir, The, ……I, 934; III, 1366  
 Ekaterinoslov, The, ……I, 377, 728-2; II, 104; IV, 422, 446  
 Elbe, The, ……IV, 820  
 Eldon, Lord, ……I, 191  
 Elektra, The, ……III, 433  
 Elida, The, ……III, 1376, 1458; IV, 378  
 Eliza Ann, The, ……I, 372, 712, 738  
 Elizabeth 女王……I, 73, 77  
 Elizabeth, The, ……I, 752  
 Ellenborough, Lord, ……I, 958, 965  
 Elliott, C.B., ……I, 106  
 Ellispontos, The, ……III, 1046  
 Elsa, The, ……III, 979  
 Elve, The, ……III, 1376  
 Embargo……I, 571  
 Emden, The, ……III, 374, 398, 1095, 1318, 1410  
 Emil, The, ……III, 762  
 遠藤源六博士……I, 724-730  
 煙幕……II, 495, 1129  
 榎本武揚……IV, 467-9  
 榎本重治氏……III, 52; IV, 934  
 Eorus, The, ……III, 654, 1316  
 Erskin, D., ……I, 150-1  
 Erstern, The, ……III, 843  
 Erymanthos, The, ……III, 683, 1494  
 Erzberger, Herr, ……III, 626  
 Eskimo, The, ……I, 848, 937  
 Esperanza, La, ……III, 1273

- Esposito v. Bowden*.....I, 812, 977, 1030  
*Essex, The*, .....I, 144; III, 841  
*Estern, The*, .....III, 617  
*Etta, The*, .....IV, 459  
*Eugenia, The*, .....I, 909  
*Eumaeus, The*, .....I, 829, 834  
*Evangelistria, The*, .....III, 733, 1188  
 Evans, Sir S., .....I, 261, 263, 817, 834, 843-7, 884, 887, 919, 921, 925, 927, 934, 936; II, 821; III, 14, 87, 601, 730-1, 750, 786, 788, 795, 803, 1012, 1017, 1264, 1362-5, 1380-1, 1388, 1419, 1443, 1445, 1465, 1484, 1492-3, 1495-6; IV, 380  
 Evats, W. ....I, 94  
*Exchange v. M'Faddon*.....I, 304-6  
 Exner 大佐.....II, 597  
 Fairman, C., .....II, 867-8, 909  
*Falaba, The*, .....III, 386, 945  
*Falk, The*, .....III, 1487  
 Falkenhausen 將軍.....II, 654; IV, 345, 970  
 Falkenhayn 將軍.....III, 393  
 Falkland 沖の會戰 (1914).....IV, 550  
*Fama, The*, .....I, 822  
*Fanny, The*, .....III, 102, 1230  
*Farjella, The*, .....I, 919  
*Farn, The*, .....III, 1411  
 Fauchille, P.A.J.  
 有質著書評.....I, 221-2, 233  
 爆撃目標.....II, 1089, 1118  
 非中立的役務.....III, 1109  
 非常收用.....II, 819  
 捕獲審檢.....III, 1456; IV, 866
- 不防守地砲撃.....III, 265  
 封鎖.....III, 518  
 戦の定義.....I, 359  
 海戦法規案.....III, 84  
 開戦時敵商船取扱.....I, 261  
 干渉.....I, 542  
 航空.....II, 954, 956, 963, 994  
 の履歴.....I, 209-210  
 占領.....II, 609  
 敵性.....I, 816  
 條約の效力.....I, 790  
 Favre, J., .....II, 464; IV, 830  
*Federico, The*, .....II, 1219; III, 1106, 1188  
 Feetham 報告.....III, 300, 302  
*Feldmarshall, The*, .....III, 1429  
*Felicity, The*, .....III, 1307, 1320  
*Fenix, The*, .....I, 250; III, 683, 715, 1365, 1460, 1468, 1491  
 Fenwick, Prof., .....I, 336; IV, 24, 40, 107, 1000  
 Ferdinand 七世.....I, 156  
*Ferdinand-Max, The*, .....III, 425  
 Ferguson, J.H., .....I, 422, 602; III, 59, 748  
*Feronia, The*, .....III, 689  
 Ferry, J., .....I, 441-4, 623  
 Fessendon, S., .....III, 314  
 Field, D.D., .....III, 865; IV, 569  
 Field, O.P., .....I, 302  
 Financial blockade.....I, 999  
 Finlay, Sir R., .....I, 824; III, 1424  
 Fiore, P., .....I, 210  
 義戦.....I, 40  
 捕獲審檢.....IV, 867

- Fiore (續)  
 荒塚.....II, 504  
 休戦.....IV, 824  
 の履歴.....I, 210  
 の成典國際法.....I, 194, 210  
 私有財産.....I, 957  
 借款支拂義務.....I, 296  
 中立船破壊.....III, 1322  
 在留敵人取扱.....I, 937  
 Fish, H., .....III, 581; IV, 142, 176  
 Fitzmaurice, Lord, .....IV, 390  
*Flad Ogen, The*, .....IV, 437  
 Fleischmann, Prof., .....III, 387, 399  
 Flinders 少佐.....III, 739  
*Florida, The* .....III, 1428; IV, 404, 418  
 Foch 元帥.....II, 575, 578; IV, 756, 765  
 Fonseca 灣の租借.....III, 278  
 Foreign Enlistment Act (英) .....I, 532; IV, 111, 114, 484  
 ——Enlistment Act (米) .....IV, 127  
 ——Jurisdiction Act (英) .....III, 1414  
*Fortuna, The* (1809).....I, 888  
*Fortuna, The* (1918).....III, 716, 738, 843  
 Foster, J. W., .....III, 613  
 Fox, C. J., .....II, 351  
*Fox, The*, .....III, 1442  
 France  
 兵役義務者の歸國.....IV, 286  
 捕獲審檢制.....III, 1430, 1455  
 俘虜の宣誓解放.....II, 206-7
- 海戦法規.....I, 862, 866, 881, 895; II, 26; III, 43, 339, 354, 461, 570, 659, 660, 834, 1090, 1092, 1106, 1108, 1164, 1195, 1201, 1210-12, 1251, 1257, 1287, 1313, 1317, 1347, 1408, 1467  
 海底電線.....III, 339  
 革命 (1789).....I, 137-140  
 間諜處罰法.....II, 454  
 刑法.....I, 294, 297  
 國旗移轉效力.....I, 894  
 國務院の性質.....II, 1431  
 交戦權發動手續.....I, 706  
 廣州灣租借.....III, 278  
 空戦操典.....II, 1053  
 墨西哥封鎖 (1838).....I, 619  
 Mitylence 占領 (1901).....I, 596  
 陸戦法規.....II, 20, 23, 113, 182, 455  
 羅馬尼との安全條約 (1926).....I, 704  
 領水.....IV, 379  
 戦時禁制品目.....III, 950, 960  
 上海租界.....III, 299  
 暹羅封鎖 (1893).....I, 620  
 蘇露國との援助條約 (1935).....I, 694  
 對獨報復 (1922).....I, 581  
 對獨報復令 (1915).....III, 793  
 —— (1939).....III, 809  
 對敵通商禁止令.....I, 967, 1003  
 臺灣封鎖 (1884).....I, 443, 620 以下  
 天津條約 (1884).....I, 440  
 在留敵國人取扱.....I, 945; IV, 934  
*Frances, The*, .....I, 819  
*Franciska, The*, .....III, 474, 478  
 Franco, Gen. F., .....I, 336, 501 以下; II, 557

- Franc-tireurs.....II, 68  
 Franke 大佐.....II, 344  
 Franklin, Benj.,.....I, 131; III, 852  
 Franklin, The,.....III, 1000  
 Fratelli B. Mendl, The,.....I, 910;  
 III, 1262; IV, 428  
 Frau A. Howina, The,.....III, 1029  
 Fraye, The Wm P.,.....III, 1350  
 Frederick VIII, The,.....III, 1017  
 Freedom of the seas (海の自由を見よ)  
 Freeman, E. A.,.....I, 17  
 Fremantle 提督.....III, 308  
 Free ships, free goods.....I, 100, 102-  
 6, 111, 148; III, 592 以下  
 Free Zone Case.....I, 790  
 French, Sir J.,.....II, 402  
 French & Ital. Bank v. Warburg &  
 Co.,.....I, 1024  
 Fridland, The,.....III, 1043, 1045  
 Frieda Maln, The,.....III, 1043, 1045  
 Friedman, I. S.,.....III, 298  
 Friedman, W.,.....IV, 312  
 Friedrich 大王.....I, 102, 126, 140,  
 962; II, 386, 486, 726; III, 779,  
 1506  
 Freundschaft, The,.....I, 927  
 Friendship, The,.....III, 1110  
 Friuli, The,.....III, 654, 716, 736, 1263  
 Fry, Sir E., III, 1512  
 Fryatt, Capt.,.....III, 101, 133-6  
 Funck-Brentano.....I, 360; IV, 319,  
 320  
 Furtado v. Rogers.....I, 1025  
 Futih-Jy, The,.....III, 710  
 Gaasterland, The,.....III, 542, 1403  
 Gablentz (埃元帥).....II, 572  
 Gaelic The,.....III, 1115; IV, 346  
 Galiani, A. de,.....III, 462  
 Galiani, F.,.....III, 630  
 Gamba v. Le Mesurier.....I, 1022  
 Gambetta, L. M.,.....II, 78,  
 Gamma, The,.....III, 751  
 Gardiner, A. G.,.....II, 411  
 Gariel, G.,.....III, 1067  
 Garner, J. W.  
 獨逸の白耳義侵入(1914).....IV, 248  
 毒瓦斯及毒物使用.....II, 346, 403  
 害敵手段.....II, 346, 377, 387  
 軍律.....II, 915, 921  
 人質.....II, 721  
 非中立的役務.....III, 1108  
 非常收用.....II, 842-3  
 捕獲審檢.....III, 1452, 1468-9; IV,  
 870  
 砲撃.....II, 460  
 報復.....II, 1055  
 俘虜.....II, 148, 160, 180, 190, 232  
 海上捕獲.....III, 745, 1317  
 國旗移轉.....I, 874, 887, 907  
 荒塚.....II, 506  
 交戦團體.....I, 491  
 交戦者.....II, 58  
 空戦.....II, 952, 1043, 1046, 1055  
 1207, 1210, 1043, 1058  
 嚮導.....II, 703  
 民衆軍.....II, 75  
 内亂戦.....I, 497  
 日獨戦役.....IV, 253  
 日露戦役.....I, 235

- Garner (續)  
 の履歴.....I, 216-7  
 連帶條項.....I, 263  
 領水三泄制.....IV, 369  
 糧食輸送船.....III, 460  
 赤十字條約違反行爲.....II, 268  
 占領.....II, 718, 721, 878  
 潜水艦.....III, 524; IV, 523  
 戰場所在財産.....II, 502  
 支那事變.....I, 217  
 私有財産.....II, 750, 801  
 西班牙内亂.....I, 497  
 傷病者救護.....II, 268  
 對敵通商.....I, 1011  
 敵財産管理.....I, 967  
 敵人訴訟能力.....I, 1048  
 取立金.....II, 785-7  
 中立.....IV, 42, 158, 162  
 中立化國.....IV, 654  
 野蠻兵.....II, 58, 63  
 受命違法行爲責任.....I, 296  
 Garonnel, The,.....II, 1428  
 Gaston, The,.....I, 504  
 Geertrude, The,.....III, 1403  
 Geffcken, F. H.,.....I, 624; III, 249  
 Gêfion, The,.....III, 1397, 1468  
 Geier, The,.....III, 1316; IV, 221, 550,  
 605  
 Gelderland, The,.....II, 1206, 1217;  
 III, 1414, 1461  
 Gelria, The,.....III, 763  
 General, The,.....III, 1033, 1182  
 General Armstrong, The,.....IV, 407,  
 419  
 General Hamilton, The,.....III, 532  
 Genesee, The,.....I, 886  
 Genêt, C.,.....IV, 125, 436  
 現金自搬制.....IV, 154, 159 以下, 203  
 Gentili, A.,.....I, 70, 77-81, 91, 199,  
 397, 711; II, 342; IV, 365, 849  
 George Washington, The,.....III, 367  
 Georgia, The,.....III, 82; IV, 459  
 Gerard, J. W.,.....I, 770, 950; II, 129,  
 147, 191, 193, 631; III, 630  
 Gerasimo, The,.....I, 821, 825  
 Germania, The,.....III, 675, 769  
 Gessner, L.,.....I, 624; III, 650, 853,  
 971, 995, 1135, 1322; IV, 294  
 Giannini, A.,.....II, 27  
 Gibbon, E.,.....IV, 345  
 Gibraltar.....I, 98, 110, 114  
 Gideon v. Henfield.....IV, 125  
 Gilchrist, H. L.,.....II, 408  
 Giles v. The Rep. of France.....II,  
 514  
 Giolitti, G.,.....I, 706  
 Girolani, R.,.....I, 70  
 義和團事件(北清事變を見よ)  
 義勇兵團.....II, 52, 72, 76  
 義勇艦隊.....I, 729; III, 63 以下  
 Gladstone.....I, 585; III, 241; IV, 836  
 Glasgow, The,.....IV, 397, 549  
 Glass v. The Betsey.....IV, 437  
 Glider.....II, 981; IV, 976  
 Glitra, The,.....III, 654, 1390, 1395,  
 1459, 1468  
 Gloire, The,.....III, 748  
 Gloucester Castle, The,.....II, 1054;  
 III, 433  
 Gneisenau, The,.....III, 1478

Goddard, Sir R., .....I, 1032; IV, 939  
 Goeben, The, .....III, 270; IV, 461  
 Goebbels, J., .....IV, 929  
 Goerieger 將軍.....II, 884  
 Goethe, The, .....III, 1189  
 Goldstrom, J., .....II, 1032  
 Goltz, Gen. v. D., .....II, 654, 878  
 Gompertz, C. J., .....III, 741  
 Good offices (周旋を見よ)  
 Göppert, Herr, .....I, 1038  
 Göring 元帥.....IV, 983  
 Gorizia, The, .....I, 866  
 Gorontalo, The, .....I, 935, 979  
 Goschen 大使.....I, 770, 884  
 護照.....II, 728, 830, 1112; III, 739, 745,  
 748, 1112, 1206  
 伍廷芳.....I, 42, 513  
 吳鐵城.....IV, 730  
 Gotland Sea Laws.....I, 64  
 Gotland, The, .....III, 660  
 Goudy, Prof., .....III, 395  
 Gour, A. J. du, .....I, 95  
 Gouzeze, The, .....III, 675  
 Grado, The, .....III, 735  
 Grain 判事.....I, 833  
 Gram, G., .....I, 207  
 Gran 飛行中尉.....IV, 337  
 Grant, U. S., .....I, 214; IV, 218, 296  
 Granville, G., .....I, 386, 659; III, 599,  
 938; IV, 223, 831  
 Graves, P., .....IV, 978  
 Gray, G., .....I, 681  
 Great Britain  
 アレキサンドリア砲撃 (1882) .....  
 III, 250

バグダッド占領 (1917) .....II, 614  
 廣東砲撃 (1856) .....II, 1100; III,  
 240  
 コリント占領 (1895) .....I, 595  
 第一次大戦の終了期.....IV, 862  
 丁抹攻撃 (1801) .....I, 118; III, 236  
 —— (1807) .....I, 424, 955-6; II,  
 512; III, 1241; IV, 262  
 英佛協約 (1904) .....IV, 695, 708  
 英支條約 (1876) .....II, 676; III, 215,  
 304  
 —— (1902) .....III, 216, 304  
 英蘇協定 (1941) .....IV, 952  
 英大使遭難 (支那事變) .....I, 451  
 外國軍服役禁令.....I, 532; IV, 111,  
 114, 484  
 軍機保護法.....II, 545  
 軍縮條約案.....II, 429 以下  
 叛逆罪.....I, 823; II, 872  
 捕獲法 (1887) .....II, 1219  
 ——基金.....III, 1307  
 審檢制.....III, 1818-24, 1444,  
 1465  
 ——審檢取扱数.....III, 1419  
 ——獎勵金.....III, 1425-6  
 ——賞與金制 (1914) .....III, 1427  
 俘虜情報局.....II, 231-2  
 威海衛租借地.....III, 278  
 貨物賣渡法 (1893) .....I, 919  
 鹿兒島砲撃 (1868) .....I, 440, 459;  
 III, 242, 270  
 海軍大演習 (1889) .....III, 252  
 海軍捕獲法廷.....III, 1425  
 ——基金.....III, 1427  
 海戦及捕獲法規.....III, 42, 354, 887,

Great Britain (續)  
 984, 1032, 1256, 1287, 1313, 1494,  
 1500-I  
 開戦時敵商船取扱條約.....III, 702  
 同條約脱退.....III, 724  
 海事裁判所.....I, 194; III, 1420  
 國旗移轉效力.....I, 883 以下  
 國外法權法.....III, 147  
 交戦權發動手續.....I, 705-6  
 交戦状態成立 (1414) .....I, 749, 751  
 —— (1939) .....I, 753  
 高等法院法.....III, 1421  
 講和條約法 (1919) .....IV, 863  
 空軍法.....II, 1029, 1203-4  
 倫敦宣言より乖離.....III, 9, 937 以  
 下, 1042  
 Mutiny Act (1689) .....I, 288; II,  
 856  
 北京條約 (1860) .....I, 439  
 Petition of Right.....II, 865  
 葡萄牙との同盟.....II, 835  
 陸戦法規.....I, 285, 293, 299, 300; II,  
 23-4, 44, 113, 159, 182, 453, 456,  
 463, 471, 494, 567, 572, 669  
 領水管轄法 (1878) .....IV, 368-9  
 占領地對敵禁止令 (1915) .....I, 825  
 戦時禁制品委員會 (1915) ..... III,  
 1424  
 ——目.....II, 42; III, 936,  
 947, 953, 1059  
 ——目 (1939) .....III, 958-960  
 ——全廢提議.....III, 882  
 下の關砲撃 (1864) .....I, 440  
 樞密院司法委員會の沿革.....  
 III, 1423

商船法.....I, 852, 856  
 對敵報復令 (1915-7) .....I, 320, 921;  
 III, 790, 797  
 —— (1939) .....III, 806-9  
 對敵通商禁止令 (1914) .....I, 808,  
 966, 980 以下, 1017, II, 509  
 天津條約 (1858) .....I, 439; II, 903  
 特許意匠商標法 (1914) .....I, 812,  
 特別控訴院 (1914) .....I, 813  
 長距離封鎖 (1915) .....III, 543  
 中立規則.....III, 868; IV, 113, 518,  
 528, 557  
 中立國旗借用.....I, 856  
 在港敵商船取扱.....III, 702  
 在留敵國人取扱.....I, 943  
 Greece  
 希土講和條約 (1897) .....IV, 878  
 Green 將軍.....II, 594  
 Green, W. E., .....II, 414  
 Greenland, The, .....III, 1460  
 Gregory, C. N., .....III, 680  
 Grenville, W. W., .....I, 142  
 Grey, Sir E.  
 巴爾幹戰役.....IV, 836  
 獨葡開戦 (1916) .....II, 836  
 軍艦護送.....III, 1247  
 軍艦變更場所.....III, 81  
 非中立的役務.....III, 1172  
 捕獲審檢.....III, 1509  
 報復反對.....II, 1055  
 封鎖.....III, 552-3, 856  
 伊國のトリポリ併合宣言.....II, 625  
 國旗移轉.....I, 902  
 倫敦宣言.....I, 183  
 モンテネグロ封鎖.....I, 606

- Grey (續)  
 戦時禁制品……III, 940  
 敵人訴訟能力……I, 1042 以下  
 Grillo, E., ……I, 60, 69  
 Griswold v. Waddington……I, 1034  
 Gros 少佐……IV, 338  
 Grotius……I, 72, 79, 119, 125, 130, 132, 199, 224; III, 852, 866  
 義戦……I, 397-9  
 戦の分類……I, 480  
 海上捕獲……II, 733, III, 852  
 休戦……IV, 804  
*Mare Liberum*……I, 107  
 の永眠……I, 93  
 領水範圍……IV, 365  
 戦不法則論……I, 74, 85-95, 243, 330, 362, 393, 480; III, 866; IV, 7  
 宣戦……I, 711, 714  
 戦時禁制品……III, 874  
 中立……IV, 2, 7-9, 44, 206, 211  
 海の自由……I, 107, 618  
 グロチウス協會……I, 187; III, 140, 396, 403, 1190, 1352  
 潜水艦に關する報告……III, 396-7, 403  
 Grove, The, ……III, 894  
 Grozovoi, The, ……IV, 544  
 Guelle, J., ……II, 206; IV, 825  
 Guerilla (遊撃隊を見よ)  
*Guj Djeml*, The, ……III, 87, 1427.  
*Gulfield* The, ……III, 386  
*Gulflight*, The, ……III, 1349  
 軍備制限及縮小……I, 172, 355  
*Gunda*, The, ……III, 1378  
 軍艦護送……I, 113-8, 179, 182; III, 124-3, 1260; IV, 988  
 軍艦回天及甲鐵……III, 371  
 —の犯罪人庇護……I, 553  
 —の合戦前の国旗……II, 382  
 —の定義……III, 48-52  
 —の治外法權……III, 53-8; IV, 519  
 軍法會議……II, 164, 209  
 軍票……II, 763  
 軍律……I, 284; II, 869 以下  
 軍使……II, 552, 565 以下, 604  
 Gunther, C., ……IV, 261  
*Gutenfels*, The, ……I, 826; III, 686, 711, 1494; IV, 697  
 軍事法廷……I, 284, 289, 891, 908 以下  
 軍事的目標……I, 748; II, 45, 461-3, 974, 1063 以下; IV, 915  
*Haabet*, The, ……III, 1483  
*Haakon VII*, The, ……III, 769  
 Habana 海上中立條約……III, 40, 86, 148, 411, 422; IV, 41, 64 以下  
 Habeas corpus……II, 547, 867  
 Haeckel, E., ……I, 272  
*Haalem*, The, ……III, 743  
*Hagedore v. Bell*……I, 987  
 海牙平和會議(第一回)……I, 171-3; II, 929, 1041; III, 259, 337, 611, 1037  
 —(第二回)……I, 174-6, 951; II, 931, 935, 1041; III, 48, 74, 76, 167, 176, 208, 260-2, 337, 349, 442, 450, 519, 578, 612, 614, 670, 673, 698, 721, 725, 728, 735, 739, 754, 759, 776, 825, 881, 885, 1037, 1290, 1326, 1329-32, 1460, 1512; IV, 332, 438, 456, 465, 529, 539, 563, 913

- Hakan*, The, ……III, 14, 946, 1000, 1011, 1016, 1443  
 白旗……I, 535; II, 357, 473, 475, 492, 565, 567-9, 577, 1027  
 八紘一字……I, 466  
 迫撃砲……II, 374; IV, 692  
 Haldane, Dr. J., ……II, 402  
 Hale, Capt., ……II, 549  
 Hall, E. W.  
 米國の中立(1793)……I, 141; IV, 128  
 丁抹艦隊押収……I, 425  
 沿海漁業船……III, 730, 732  
 害敵手段……II, 390, 361, 381  
 義勇艦隊……III, 64  
 護照……II, 728  
 軍艦護送……III, 1243, 1260  
 軍律……II, 863, 925  
 軍事的行動の範圍……II, 387  
 平時封鎖……I, 608, 622  
 被拿捕船の中立港引致……III, 1289  
 非戦闘者加害……II, 1097  
 人質……II, 719, 722-3  
 非中立的役務……III, 864, 1085, 1097, 1099  
 非常收用……II, 816  
 批准の溯及性……IV, 859  
 保護國……I, 756  
 捕獲及審檢……III, 1266, 1406  
 報復……I, 564  
 俘虜……II, 98, 104, 109, 141, 204-5, 208, 361  
 戦の定義……I, 360  
 海賊……III, 406  
 海上私有財産……III, 580, 594, 1320  
 干渉……I, 543  
 間諜……II, 553, 560  
 奇計……II, 381, 488  
 国旗移轉……I, 872  
 國際法の遵守力……I, 278, 334  
 降伏……II, 595  
 攻圍地及中立國使臣……II, 465  
 荒塚……II, 504  
 交戦團體……I, 485  
 休戦……IV, 733, 803, 810, 826  
 無差別的砲撃……II, 458; III, 249  
 内亂戦……I, 512  
 の履歴……I, 195  
 領水……IV, 392  
 債權押収……II, 794  
 債務回収と兵力使用……I, 660  
 作戦根據地……IV, 429  
 先買權……III, 984  
 戦囚……I, 391  
 戦利品……II, 541; III, 570  
 占領及占領地……I, 821; II, 387, 661, 616, 653, 674, 688, 692, 710, 719, 794, 799, 808; IV, 696  
 宣戦……I, 712-3  
 戦闘部隊編成禁止……IV, 284  
 私艦……III, 64  
 Springbok 事件……III, 849  
 借款支拂義務……I, 962  
 商船武装……III, 102  
 定住所……I, 836  
 敵兵不助命……II, 359  
 敵貨……I, 922-3  
 敵性……I, 809, 821, 836; II, 37  
 敵船破壊……III, 1306  
 取立金目的の砲撃……III, 254  
 治外法權……III, 55

- Hall (續)  
 發發.....I, 564; II, 754, 758  
 中立及中立領土領水.....IV, 8, 208, 447, 449, 520, 547, 582, 601  
 中立財産破壊.....III, 1302  
 中立人の應償當否.....IV, 350, 353, 582, 601  
 要塞砲撃.....III, 458  
 郵便信書.....III, 751  
 在留敵入取扱.....I, 937-9, 951  
 残留敵財産.....I, 957  
 自衛行爲.....IV, 338  
 Hall, J. H., .....IV, 338  
 Hallberg, C. W., .....IV, 676  
 Halleck, Gen. H. W.  
 米國陸戰訓令.....II, 17-8  
 同盟及其敵國.....I, 757, 1062  
 ゲリラ戦.....II, 64  
 義戦.....I, 400  
 護照.....II, 729  
 軍艦護送.....III, 1242  
 非常收用.....II, 813  
 報復.....I, 567  
 俘虜.....II, 114, 205  
 封鎖.....III, 464, 483, 505, 537  
 違法の拿捕.....IV, 440  
 戦の原因.....I, 356  
 開戦と同盟.....I, 754, 1062  
 海上捕獲.....III, 747, 841  
 間諜.....II, 549  
 奇計.....II, 487, 649, 696, 798  
 降伏規約.....II, 595  
 攻圍.....II, 446  
 休戦.....IV, 733, 797, 803, 824, 827  
 一中の行爲.....IV, 803  
 Lieber 陸戦法規.....II, 18  
 の履歴.....I, 215-6  
 臨検搜索.....III, 1192, 1242  
 掠奪.....II, 747  
 占領.....II, 649, 695, 798  
 戦時禁制品.....III, 969  
 植民地貿易従事の中立船.....III, 841  
 敵性.....II, 41  
 中立.....IV, 242  
 中立國軍入軍隊.....IV, 321  
 中立船備入權.....II, 813  
 中立人の應償當否.....IV, 350  
 Hamborn, The, .....I, 843, 845, 868, 888  
 Hammer 大佐.....II, 53  
 Hampton, The, .....III, 1367  
 Hanametal, The, .....III, 740, 1497  
 Hanger v. Abbott.....I, 959  
 Hansa 同盟.....I, 60-2; III, 593, 1205, 1234  
 Hans Wagner, The, .....IV, 819  
 Hardanger, The, .....III, 894  
 Harding, W. G., .....IV, 900  
 Hardy, The, .....I, 853  
 Hare, T., .....I, 197  
 Harley, J. E., .....II, 813-5, 838  
 Harmony, The, .....I, 806  
 Harriet Lane, The, .....III, 538  
 Harris, T., .....IV, 466  
 Hart, R., .....I, 443; II, 663  
 Hart, The, .....III, 1121; IV, 540  
 Hartmann, 將軍.....I, 275  
 Harvard 大學案.....III, 41  
 武装商船.....III, 149  
 非中立的役務.....III, 1094

- Harvard 大學案(續)  
 非常收用.....II, 840  
 報復.....III, 805  
 封鎖.....III, 479; 483, 857  
 海戦及空戦中立條約案.....IV, 76 以下, 226, 235  
 開戦と條約.....I, 791-2  
 禁制品委員會制.....III, 1081  
 機雷公海敷設.....III, 182  
 國家の責任.....IV, 408  
 國旗僞用.....III, 381; IV, 80  
 交戦國軍用航空機.....IV, 628, 631 1202; IV, 96  
 空戦.....II, 978, 981, 983, 987, 1004  
 臨検搜索.....III, 1193, 1202; IV, 87, 100  
 侵略に關する條約案.....I, 416  
 中立權利の侵害.....I, 271  
 中立領水.....IV, 497, 506, 525, 531, 600  
 中立證明書制.....III, 1068, 1071, 1075; IV, 48, 89-90  
 輸入割當制.....III, 1077; IV, 85  
 條約の效力.....I, 791  
 長谷川海軍大將.....I, 604, 611, 615-6; II, 1165  
 如陸軍大將.....I, 406  
 Hautefeuille, L. B., .....I, 873; II, 609; III, 464, 504, 594, 909, 995, 1192, 1242; IV, 242, 823  
 Hay, J., .....I, 512, 664; IV, 711  
 Hay-Herran 條約.....IV, 717  
 Hay-Pauncefote 條約.....IV, 528, 582, 711, 以下, 723  
 Hay-Varilla 條約.....IV, 717  
 Hayes, A. G., .....III, 639  
 Hayes, C. J. H., .....I, 17  
 Hayne 大佐.....II, 208  
 Headlam, J. W., .....IV, 258  
 Hedin, S., .....II, 370  
 Headwig v. Wissmann .....III, 1264  
 Heffter, A. W., .....I, 192, 583, 624, 957; II, 616, 839; III, 650, 1135, 1242; IV, 242, 321, 354, 804, 851  
 Heftz-el-Rahman, The, .....III, 495  
 Hegel, G. W. F., .....I, 192  
 Heidelberg 決議.....I, 624; III, 1511  
 兵器の語義.....II, 341  
 平時封鎖  
 Crete.....I, 625  
 Greece.....I, 603  
 Montenegro.....I, 625  
 の語.....I, 602  
 の目的.....I, 605  
 の濫艦.....I, 603  
 の宣言及告知.....I, 614  
 の當否.....I, 606  
 支那沿岸.....I, 466, 611 以下  
 臺灣.....I, 621  
 と第三國.....I, 620 以下, IV, 914  
 と實力維持.....I, 617  
 Venezuela.....I, 627  
 Hein 少佐.....I, 282  
 Heina, The, .....IV, 442  
 Heinrich 親王.....IV, 274  
 Helena, The, .....IV, 770  
 Helicon, The, .....II, 841; IV, 585  
 Heligoland.....I, 425  
 Hellig Olav, The, .....III, 1428  
 Henderson, Sir N., .....II, 444; IV,

- 925, 983  
 Hendrick, B. J., .....I, 404; IV, 228  
 Henri IV.....I, 101  
*Henrick & Maria, The*, .....III, 484  
 Henry VIII.....I, 72  
 Henry-Couannier, Prof., .....II, 963  
*Hercules, The*, .....III, 707-9; IV, 426  
 Hering 將軍.....II, 605  
*Hermes, The*, .....III, 977, 1490  
 Hernandez 將軍.....II, 82  
 Hershey, A. S.  
 丁抹艦隊押收.....I, 426  
 沿海漁業船.....III, 729  
 害敵手段.....II, 342  
 非中立的役務.....III, 1085  
 報復.....I, 568  
 封鎖.....III, 505  
 交戦團體.....I, 487, 512  
 交戦國への艦船譲渡.....IV, 473, 486  
 日露戦役.....I, 334; II, 17; III, 351  
 戦時禁制品.....III, 867  
 施毒兵器の使用.....II, 342  
 中立領水.....IV, 545  
 中立船破壊.....III, 1326  
 海の自由.....III, 624  
 運河の中立化.....IV, 694  
*Hertha, Der*.....III, 320, IV, 666  
*Herzog, The*, .....III, 1033  
 Hieronimones.....I, 15  
 Higgins, A. P.  
 害敵手段.....II, 330  
 ホールの國際法論批評.....I, 196  
 非中立的役務.....III, 1108  
 捕獲審檢.....III, 1410, 1448, 1479  
 報復.....I, 321  
 開戦時在港敵商船.....III, 676  
 機雷公海敷設.....III, 180  
 機雷港前敷設.....III, 266  
 國旗移轉.....I, 872  
 の履歴.....I, 205  
 潜水艇.....IV, 525  
 商船武装.....III, 98, 102, 104  
 敵性.....I, 857  
 中立國旗借用.....I, 857  
 在留敵國人取扱.....I, 951  
 受命違法行為の責任.....I, 299  
 『非交戦國』.....IV, 20-1, 27  
 Hill, D. J., .....I, 52, 86, 94, 96  
*Hillierod, The*, .....III, 1428  
 Hilty, Prof., .....II, 20  
 Hindenburg 元帥.....I, 307  
*Hipsang, The*, .....III, 1324  
 廣瀨陸軍軍醫大佐.....II, 135  
 廣田弘毅氏.....I, 455-6, 460, 464; II, 533, 1108, 1153; III, 234; IV, 901  
 非戦闘者.....I, 509; II, 1093; IV, 914, 955  
 常陸丸.....II, 1222  
 Hitchcock, G. M., .....IV, 307  
 Hitler.....I, 694, 707; II, 138, 627, 1059, 1175, 1179; III, 212; IV, 756, 847, 908, 972, 979  
 非常收用權.....I, 572; II, 510, 811 以下, 1203; III, 1500; IV, 362  
 Hoare-Leval 協定.....I, 421  
 Hobbes, T., .....I, 119-120, 248  
*Hocking, The*, .....I, 886  
 Hoepfner 將軍.....II, 290, 950  
*Hoffnung, The*, .....III, 539  
 Hofmannsthal, Dr. E., .....II, 963

- Hogan, A. E., .....I, 610, 618-9  
 保護領土.....III, 276  
 捕獲の意義.....III, 568  
 捕獲權行使制限條約.....III, 724 以下, 738  
 捕獲審檢の目的及管轄 ..... III, 1400, 1402  
 捕獲獎勵金.....III, 1425  
 北海事件 (1904) .....I, 646-8; III, 1092  
 北支停戦協定(昭和八年).....IV, 782  
 北清事變及河議定書.....I, 158, 445, 557, 591; II, 537, 797; IV, 964  
 Holland (Netherlands を見よ)  
 Holland, T. E.  
 毒物使用.....II, 343  
 害敵手段.....II, 387  
 ゲンチリ評.....I, 79  
 護照.....II, 730, 732  
 軍律.....II, 923  
 軍使.....II, 572  
 平時封鎖.....I, 605, 609, 620, 624-5  
 保護建物.....II, 732  
 捕獲審檢.....III, 1442, 1464  
 報復.....I, 316; II, 923  
 不防守地砲撃.....III, 253  
 俘虜.....II, 97, 101-2, 141, 175, 182, 222  
 海戦法規.....II, 24; III, 42, 751, 1008, 1052, 1167, 1256  
 國旗と敵性及中立性.....I, 865  
 交戦状態成立日.....I, 721  
 高陞號事件.....I, 200; III, 1122  
 空戦.....II, 1037  
 嚮導.....II, 702  
 休戦.....IV, 734  
 倫敦宣言.....III, 1339  
 の履歴.....I, 199  
 陸戦法規.....II, 20, 24  
 赤十字旗.....II, 307  
 占領.....II, 688, 707  
 私有財産.....II, 745, 791  
 戦地衛生機關.....II, 296  
 戦時禁制品.....III, 863, 1000  
 戦場所在財産.....II, 511  
 敵人訴訟能力.....I, 1039-1040  
 敵人との交通.....I, 981  
 徴發及取立金.....II, 780; III, 273  
 中立國の權利義務類別.....IV, 205-8  
 中立財産破壊.....II, 511; III, 1325, 1390  
 運河の自由通航權.....IV, 674  
 受命違法行為責任.....I, 287,  
*Hollandia, The*, .....III, 763  
 Hollweg, Bethmann, .....III, 393  
 Holtzendorf, E. v., .....I, 276, 954, 957, 961; II, 203  
 Honduras.....I, 556  
 Hood, Gen. J. B., .....II, 457  
 報復.....I, 238 以下, 313 以下, 440, 563 以下; II, 11, 92, 96, 152-4, 163, 234, 359, 437, 719, 923, 1020, 1056, 1060; III, 804-5; IV, 914  
*Hoop, The*, .....I, 977, 1023; III, 1491  
 Hoover, H. C., .....I, 413; III, 459, 533, 894; IV, 142  
 Hors de combat.....II, 10, 333, 403, 415  
 Hosack, J., .....I, 39; II, 110; IV, 5  
 保障占領.....I, 598, 600 IV, 928



Hot pursuit.....III, 1268; IV, 402  
 House 大佐.....I, 856, 902; III, 8, 635, 955, IV, 844  
 Howland, C. H., .....I, 699  
 穂積重遠博士.....I, 1019  
*Hsi-ping, The* (西平號).....III, 993  
 Huberich, C. H., .....I, 984-9, 1020, 1026, 1035, 1049  
 Hübner, M., .....I, 134-6; III, 1192, 1237; IV, 16  
*Hudson v. Guestier*.....III, 1477  
 Huggessen 大使.....II, 1107  
 Hugh Capet.....I, 47  
 Hughes, C. E., .....I, 551; II, 423  
 普佛戰役  
 白耳義中立尊重.....I, 256  
 獨逸沿岸封鎖.....III, 469  
 軍使の射殺.....II, 566  
 兵役義務者の歸國.....IV, 286  
 非常收用.....II, 816  
 佛國兵の瑞西竄入.....IV, 657  
 佛國の宣戰.....I, 365  
 佛國の新政權.....I, 478  
 普王の敵の遺別.....I, 458  
 俘虜の留置.....IV, 324  
 問謀.....II, 544, 553  
 港口閉塞.....III, 156  
 國際法上の新問題.....I, 164-5  
 交戦者.....II, 51, 58  
 講和條約.....IV, 863, 877, 891, 893  
 Metz 及 Sedan の降伏.....II, 68, 490, 597, 599, 602, 880; IV, 236, 330  
 巴里駐在の中立國使臣.....II, 464, 1166

連座罰.....II, 919  
 占領.....II, 610, 673, 690, 693  
 私有財産(海上).....III, 581, 610, 1324  
 ——(陸上).....II, 514, 792  
 敵國旗掲揚船の捕獲免除.....I, 863  
 敵船破壊.....III, 1381  
 敵船出港恩惠期間.....III, 664  
 東亞海面中立案.....IV, 666  
 徵發.....II, 759, 761  
 中立化國との關係.....IV, 661  
 中立領土.....IV, 240  
 豫備役軍人の歸國.....III, 1143  
 郵便信書不可侵.....III, 753  
 不可抗力.....I, 1013-4; III, 637-9, 842; IV, 523, 526  
 福島安正.....IV, 749  
*Huldah, The*, .....III, 1471  
 Hull, C. ....I, 549; IV, 172  
*Hunter, The*, .....I, 514  
 Hurst, Sir C. J. B., .....I, 794  
 俘虜  
 米獨俘虜協約 (1918).....II, 88  
 外交代表者の俘虜.....I, 767  
 交換.....I, 39, 93; II, 109-110, 210, 214 以下  
 救恤協會.....II, 232-3  
 の性質.....II, 97 以下  
 連座的制裁.....II, 158, 163, 220  
 勞役.....II, 173 以下  
 待遇條約 (1925) .....II, 12, 100, 108, 140, 145-6, 150, 152, 154, 157-9, 163, 167, 174, 176, 182-3, 211, 224, 333 以下; IV, 871, 961  
 取扱.....I, 333; II, 107 以下, 1096

俘虜(續)  
 郵便信書.....II, 100, 244; IV, 959  
 訊問.....II, 11, 154  
 情報局.....II, 225 以下, 740  
 不戰條約.....I, 460, 537, 594, 695 以下, 707, 736; II, 525; IV, 27, 34-5, 38, 51, 137, 141  
 伏見丸.....III, 775  
 封鎖(内亂戦に於ける).....I, 487 以下, 503 以下  
*Hussar, The*, .....III, 374  
*Hyades, The*, .....I, 918  
 Hyde, C. C., .....I, 565; III, 148, 1158; IV, 550  
*Hypatia, The*, .....I, 816  
 威歴(條約締結の際の).....IV, 846  
 威海衛.....III, 279  
 威嚇砲撃.....II, 457  
*Ikhona, The*, .....III, 1324  
 今澤工兵中佐.....II, 374; IV, 962  
*Imina, The*, .....III, 966  
*Immanuel, The*, .....III, 839, 842  
*India, The*, .....IV, 643  
*Indian Chief, The*, .....I, 828, 831,  
*Indian Prince, The*, .....III, 780, 1390, 1396, 1479  
*Indiana, The*, .....I, 911  
 印度大叛亂 (1857).....II, 478  
*Indrani, The*, .....III, 1389, 1468  
*Industrie, The*, .....III, 356  
*Infra praesidia* .....III, 1355  
*Ingraben, The*, .....III, 700  
 委任統治地(受任統治地を見よ)  
 Innocent II, .....II, 334

井上哲次郎博士哲學字彙.....IV, 732  
 Inquart, S., .....IV, 970  
*In re Tootal's Trust*.....I, 831  
 Instances court.....III, 421  
 Institut (萬國國際法學會を見よ)  
*Insulande, The*, .....III, 979  
*Insulindo, The*, .....III, 1484  
 Interclass law.....I, 332,  
 Int. Law Association (萬國國際法協會を見よ)  
 Interparliamentary Union.....I, 172, 174  
 Ion, Prof. H., .....IV, 261  
 Ionia 島.....I, 755  
*Investigator, The*, .....III, 739  
 伊呂丸.....III, 1093  
 石井菊次郎子.....II, 905  
 Isidore de Saville.....I, 79, 80, 394  
 石塚英藏氏.....II, 648  
*Island, The*, .....III, 1125  
 磯村年大將.....II, 475  
 板垣前陸相.....III, 833, 613, 661  
*Italia, The*, .....IV, 802  
 Italy  
 コルフ占領.....I, 582, 598; IV, 670  
 エチオピア戰.....I, 323, 325, 379, 389, 419, 436, 758; II, 221, 310, 373, 439, 626-7, 1012, 1137; III, 1030, 1076; IV, 32, 140, 143, 150, 228, 681, 702, 705, 906  
 『非交戦國』.....IV, 20  
 捕獲審檢制.....III, 1433, 1439, 1460  
 伊土戰役.....I, 184, 236, 741, 744, 749, 787, 905, 909, 940; II, 5, 61, 75, 622, 624-6, 936; III, 6, 267, 510,

- Italy (續)  
530, 669, 868, 1040, 1131, 1409  
伊土戰役講和條約……IV, 892  
海戰法規……III, 6, 44, 609, 654, 660,  
748, 834, 936, 1106, 1165, 1188,  
1202, 1211, 1257, 1261, 1394,  
1408, 1413, 1477  
刑法……II, 545  
國旗移轉效力……I, 909  
交戰法規(1938)……II, 26-9, 978  
交戰權發動手續……I, 706  
領水……IV, 382  
領水十湮案提唱……II, 996  
蘇露國との不可侵條約(1933)……  
I, 704  
商船法……I, 856; III, 94, 715; IV,  
395  
トリポリ併合宣言……II, 625  
在留敵國人取扱……I, 947  
一宮房次郎氏……IV, 947  
伊藤博文……I, 219, 768; II, 473  
伊藤正徳氏……III, 382  
伊東巳代治……I, 220  
伊東祐亨……II, 586, 588  
岩倉具視……IV, 468  
岩田平作……IV, 466  
伊地知幸介……II, 485, 804  
  
*Jabr-el-Kavater*, The, …… III, 495,  
1317  
Jackson, R. H., ……IV, 470  
Jacomet, R., ……II, 141, 175, 777  
Jaquinot 神父……II, 1149  
Jamsma, Dr. K., ……III, 1352; IV, 957  
*Jan Frederick*, The, ……I, 930, 1025  
*Jannasch*, L., ……II, 128, 151, 181, 717  
*Janson v. D. C. M.*, ……I, 810, 836  
Jay, J., ……I, 651  
Jay Treaty……I, 651, 972; III, 1507-8  
Jay, W., ……I, 652  
*Jeanne*, The, ……III, 784  
Jefferson, T., ……I, 141, 149  
Jellicose 提督……III, 106  
*Jemtchug (Zhemshug)*, The, ……III,  
374; IV, 547  
Jemtel, Y. Le, ……III, 1088  
Jenning, R. Y., ……I, 432  
Jessup, P. C., ……III, 1043, 1056, 1203,  
1207; IV, 240  
*John*, The, ……III, 843  
*John Wilson*, The, ……III, 1366  
Johnson, Hiram, ……IV, 137  
Johnston, J. C., ……II, 342, 596; III,  
1265  
Jomini, Bn H., ……I, 215; IV, 429  
Jones, F. C., ……IV, 966  
*Jonge Klassina*, The, ……I, 818  
*Jonge Margaretha*, The, ……III, 921  
*Jonge Pieter*, The, ……III, 553  
Judge Consuls……I, 64  
*Juil*, The, ……III, 1380  
*Juliana*, The, ……III, 843  
*Juno*, The, ……III, 658  
Jus bellicum……I, 31, 35  
— civile……I, 29  
— disponendi……I, 933  
— fetiale……I, 31, 35  
— gentium……I, 29-31, 74  
— postliminii……I, 40; II, 692, 796,  
808; III, 1354; IV, 872

- Justinian 帝……II, 18  
  
火液……II, 370, 378  
*Kaethe*, The, ……III, 716  
戒嚴令……II, 868; III, 316-9  
海軍陸戰隊……I, 550; II, 56-7  
海軍力砲撃條約……II, 451, 454, 461,  
484, 767, 1046, 1061-5, 1071, 1098,  
1117, 1134, 1137, 1143, 1162; III,  
211 以下, 261 以下, 293  
海門號(The *Haimun*)……III, 351, 355  
海難の範圍……III, 529  
*Kaipara*, The, ……III, 1390, 1396  
海戰捕獲權制限條約……II, 104-5,  
1197, 1238; III, 724 以下, 754 以下,  
1112, 1267, 1294-5; IV, 985  
海戰中立權利義務條約……I, 826; III,  
70, 673, 1057, 1291-3, 1328, 1416;  
IV, 48-9, 206, 212, 232, 234, 236,  
269 以下, 623  
開戰時敵商船取扱條約……I, 262, 826,  
885, 915; II, 1225; III, 669, 671 以  
下, 692 以下, 708, 722, 978, 1460,  
1477, 1479, 1479, 1493-4  
英國の本條約脱退……III, 723  
我國の本條約に忠實……III, 713, 723  
開戦に關する條約……I, 372, 378, 447,  
709, 714, 735 以下; IV, 913, 930  
開戦と條約……I, 463, 467  
*Kaiserie*, The, ……III, 444, 1409  
海底電線……II, 803; III, 332 以下  
——保護條約……III, 336  
海賊……I, 284, 499, 507, 511, 515-7,  
531, 555, 713; II, 6, 76; III, 53, 90,  
146, 406  
海上捕獲事件調査會……III, 46  
海上中立條約(Habana を見よ)  
神尾光臣……II, 32, 475, 647-8, 650-1,  
889  
管轄(Jurisdiction)の語……II, 995  
III, 282-3, 1003; IV, 106, 1002  
*Kankakee*, The, ……I, 886  
韓國併合……IV, 904, 911  
韓非子……I, 68  
感染主義(禁制品の)……III, 990 以下  
干涉の意義及許容範圍……I, 580 以下,  
644  
間諜……II, 4, 10, 80, 83, 544 以下; 1034  
以下; III, 352, 873; IV, 914  
家屋税仲裁裁判事件……I, 206, 655-6  
何應欽……IV, 782  
*Kara Deniz*, The, ……I, 819  
*Karimata*, The, ……III, 979  
加藤正治博士……III, 1356  
加藤定吉……II, 32, 475; III, 358, 461,  
488  
桂太郎……II, 888  
*Katryk*, The, ……III, 14, 979  
川越茂氏……I, 468-9, 773  
川崎汽船會社……I, 1031; IV, 937  
*Kearsage*, The, ……IV, 503  
Keeley, J. K., ……I, 785  
輕氣球宣言(1899)……II, 12, 336, 375,  
928 以下, 1041, 1044, 1063  
桂林號事件……II, 1185 以下  
經濟戰省(英國)……III, 1221  
經濟絶交……I, 323 以下, 462  
繼續航海主義……I, 106, 144, 179, 182;  
III, 837 以下, 924, 1028 以下, 1037,  
1048, 1082; IV, 916

Kellogg, F. B., .....I, 695 以下  
 Kellogg-Briand 條約(不戰條約を見よ)  
 Kempner, R. M. W., .....IV, 936  
 Kennett, B., .....I, 123  
 Kent, Chanc., .....I, 959, 960  
 Kent, The, .....IV, 397  
 Kephallonia, The, .....III, 782, 997  
 Kerensky, .....III, 67  
 Kiangani, The, .....III, 1264  
 Kiel 運河.....I, 388; III, 369; IV, 727  
 以下  
 Kiev, The, .....III, 918  
 基本權(國家の).....I, 369-370, 423;  
 IV, 923  
 奇計.....II, 381-2, 486 以下, 988, 1224;  
 III, 373-5  
 Kilpatrick 公使.....III, 246  
 Kim, The, .....II, 42; III, 916, 1043,  
 1419, 1053  
 均勢.....I, 85, 96, 101, 194, 1056-7  
 金州丸(日露戰役).....III, 1318  
 機雷敷設條約.....I, 259, 268; III, 165  
 以下, 189, 519; IV, 916  
 Kirchmann, v., .....I, 95  
 Kirkoswald, The, .....III, 1366  
 Kitchener 將軍.....II, 334, 344, 364,  
 916  
 Kleen, R.  
 非中立的役務.....III, 1097, 1103,  
 1109  
 非常收用.....II, 813, 830  
 繼續航海主義.....III, 1030  
 戰時禁制品.....III, 869, 909, 977, 1036  
 輸出取締.....IV, 292  
 帝國捕獲規程の評.....III, 45

中立法規案.....III, 876  
 中立觀念(古代の).....I, 23  
 中立領土及領水.....IV, 489  
 中立船破壞.....III, 1322  
 中立船捕入權.....II, 813  
 中立人の應償.....IV, 354  
 Kleist, The, .....III, 785  
 Klüber, J. L., .....I, 192; II, 49; III,  
 1242; IV, 241  
 Knight Commander, The, ..... III,  
 1321, 1324  
 Knox, P. C., .....I, 556; IV, 899  
 Knox-Porter 決議.....I, 972  
 Koerber, The, .....I, 829, 832  
 Kohler, Prof. J., .....I, 360, 1047  
 國旗の性質.....II, 1110  
 —の僞用.....II, 380, 1224; III, 373  
 以下  
 國際電氣通信條約.....IV, 274-5  
 國際道德.....I, 124, 213, 248, 253, 257,  
 305, 314, 330, 355, 640, 651, 713;  
 IV, 303  
 國際捕獲審檢所案.....I, 158, 176-183,  
 515; III, 1505 以下; IV, 396, 918  
 國際法學者の使命.....I, 207  
 —違反の制裁.....I, 284  
 —の學派.....I, 230  
 —の命題.....I, 8, 121, 133  
 —の成典化.....I, 160, 167-8, 171-  
 4, 184 以下, 193, 334-5; II, 25  
 國際紛争平和的處理條約.....I, 172-5,  
 537, 640 以下, 683; II, 319; III,  
 1518  
 國際封鎖委員會.....I, 323, 376; III, 894  
 國際河川.....III, 211

國際航空條約.....II, 965, 968, 981-3,  
 991, 1229  
 國際交通會議.....III, 211  
 國際無線電信條約.....IV, 267, 275  
 國際禮讓.....III, 225; IV, 499, 506  
 國際聯盟  
 防戰手段改善條約.....I, 412  
 軍縮委員會.....I, 409, 410, 412-3  
 平和議定書.....I, 411, 689  
 報復.....I, 587  
 權威失墜.....I, 600, IV, 511, 658, 664  
 上海事變.....IV, 774  
 司法的解決.....I, 685  
 中立との關係.....IV, 29  
 財政援助條約.....I, 410, 412  
 國際聯盟規約  
 8 條.....IV, 309  
 10 條.....I, 408, 412, 551, 1054; II,  
 525  
 11 條.....I, 412, 420, 682; IV, 30  
 12 條.....I, 380-1, 598-600, 680-4,  
 688, 693-4, 757; II, 525; IV, 36  
 13 條.....I, 411, 684-7; IV, 36  
 15 條.....I, 411, 598, 688, 690; IV, 36  
 16 條.....I, 323-5, 412-3, 474-5, 593,  
 693, 698, 704; IV, 8, 11, 17, 30-7,  
 658  
 17 條.....I, 474-5, 689; IV, 37  
 20-21 條.....IV, 706  
 23 條.....IV, 309  
 國際赤十字委員會.....II, 89, 95, 131,  
 232  
 國際司法裁判所.....I, 654, 657; III,  
 1530  
 國際審查委員會.....I, 641, 646

國際運河.....I, 388; IV, 672 以下  
 國際輿論.....I, 326 以下, 351, 381, 393,  
 422; II, 526  
 小村壽太郎.....II, 781, 888; IV, 416  
 Königsberg, The, .....III, 1261  
 Königen, The, .....III, 679  
 Königen Luise, The, .....III, 184  
 Königen Regentes, The, .....I, 261;  
 III, 756  
 近衛首相.....I, 465; IV, 901  
 黃浦江.....III, 159  
 攻撃の語.....II, 450; III, 100; IV,  
 940  
 抗議の意義(捕獲審檢).....III, 1497  
 降伏及降伏規約.....II, 143, 584 以下,  
 593 以下  
 攻圍と封鎖の異同.....II, 446; III, 457  
 攻圍地内の中立國外交官.....II, 463-9  
 荒塚.....II, 503  
 航空國際委員會.....II, 959, 966, 972  
 廣南號(Q を見よ)  
 膠濟鐵道.....II, 801; IV, 362  
 交戰團體.....I, 163, 367, 385, 434 以下,  
 482, 以下; II, 31  
 交戰法則.....I, 449; II, 8, 500  
 交戰權.....I, 2, 268-371, 447, 640, 705,  
 709, 757; II, 998; IV, 923  
 交戰者.....II, 30 以下; 998  
 交戰者權.....I, 2, 369, 762; II, 465-7,  
 843, 907, 998, 1001; III, 221; IV,  
 110  
 交戰狀態成立通告.....I, 453, 473, 614,  
 757, 759  
 孔子.....I, 343, 393  
 高陞號事件.....I, 200, 719-721, III, 1121

- 膠州灣……III, 282, 461-2, 488, 535, 540  
 講和談判及條約……I, 372; II, 221; IV, 828 以下  
 Korff, S. A., ……I, 27  
 Koriets, The, ……IV, 616  
 Korovin, Prof., ……II, 177  
 九龍號 (The *Kow-loon*) ……IV, 819  
 Kosmos 汽船會社……II, 842; IV, 579, 617  
 小山松吉博士……III, 359  
 Kriege, Dr., ……III, 754, 1512; IV, 294  
 Kriegsgebiet (戦域を見よ)  
 Kriegsraison……I, 193, 272-281; II, 21, 500, 700; IV, 982  
 Kronprinssan *Margareta*, The, ……III, 787, 992, 995, 1000, 1154  
 Kronprinz *Wilhelm*, The, ……III, 86; IV, 611  
 Kronprinzessin *Cecile*, The, ……I, 935; III, 679, 696, 710  
 Kronprinzessin *Victoria*, The, ……III, 916  
 Kropotkin, P., ……I, 341  
*Kuban*, The, ……IV, 464  
 九國條約……I, 460; IV, 38, 141  
 Kuper 提督……III, 242  
 Kuropatkin 將軍……I, 334  
 空戦法規會議 (1923) ……II, 970 以下; III, 516  
 空戦法規案 (1923)  
 爆撃……II, 1008 以下, 1048 以下; IV, 979, 981  
 外部標識……II, 984-6, 988, 1230; III, 375  
 本法規違反の責任……I, 311; II, 987, 1131  
 封鎖……II, 1231 以下; III, 516  
 間諜……II, 554, 1034 以下  
 航空機の定義及種類……II, 980-3  
 效力不發生……I, 335, 450  
 交戦者……II, 48, 998 以下  
 落下傘……II, 1033  
 臨検搜索及拿捕……III, 403, 1065, 1191  
 立法事情……II, 472  
 宣傳流布……II, 1019 以下, 1179  
 傷病者取扱……II, 1004-6  
 他の交戦及中立法規との關係……II, 13, 86; IV, 238  
 敵機及中立機の處置……II, 106, 463, 746, 1180 以下  
 敵對行爲及害敵手段……II, 376, 1007 以下  
 中立國との權利義務……IV, 621 以下  
 郵便信書……II, 1237  
 嚮導……II, 387, 389, 554, 699  
 共同海損……III, 1380  
 許世英大使……I, 648, 773  
 強襲の意義……II, 471  
 居中調停……I, 532, 642, 648, 829; IV, 829  
 救難料……III, 1353, 1356  
 休戦……II, 580 以下; IV, 732 以下  
 休戦規約  
 米西戰役……IV, 770, 795  
 普佛戰役……IV, 799, 809, 818  
 日清戰役……IV, 736, 793, 811, 818, 834  
 日露戰役……IV, 784, 787 以下, 794,

- 休戦規約 (續)  
 811, 818  
 第一次大戰……II, 575, 578; IV, 743 以下, 796, 800, 801, 815, 820  
 第二次大戰……IV, 735, 756 以下  
 上海事變……IV, 737, 777 以下  
 蘇露・芬蘭間……IV, 791  
 泰・佛印間……IV, 784-7  
*Kyriakides v. Germany*, ……III, 1259  
*Kyzicos*, The, ……I, 935; III, 927, 949, 1461  
  
*Labuan*, The, ……II, 815  
*Ladybird*, The, ……III, 230  
*Laila*, The, ……III, 1351  
 Lainé, Prof., ……III, 336  
*Lam Mow v. Nagle*……IV, 1003  
 Lamprédi, J. M., ……III, 1192  
*Lanfranc*, The, ……III, 433  
 Langsdorff 大佐……IV, 555  
 Lansdowne……III, 11, 938, 1324; IV, 559  
 Lansing, R.  
 非中立的役務……III, 1146  
 封鎖……III, 554  
 干涉……I, 545-7  
 國旗移轉……I, 912  
 國際法違反の輕重……I, 237  
 交戦法則違反者の責任……I, 304  
 倫敦宣言……III, 7  
 ルシタニア事件……III, 630  
 巴里講和會議……IV, 844  
 戰時禁制品……III, 952, 955, 1061; IV, 297-9, 302  
 私艦……III, 63  
 商船武装……III, 90, 109, 127, 131  
 商船破壊……III, 388  
 中立……IV, 4, 136, 163-5, 223, 257  
 中立國使臣の電信取締……IV, 282  
 海の自由……III, 630-3  
 郵便信書……III, 765, 771  
 Latifi, A.  
 海軍力陸上砲撃……II, 256  
 海底電線の破壊……III, 332  
 征服と特許事業……IV, 697  
 占領……II, 619, 689  
 私有財産 (陸上)……II, 732, 741, 954, 957 以下  
 ——(海上)……III, 584, 615, 650, 748  
 取立金目的の砲撃……III, 256  
 Laurent, F., ……I, 36  
 Lausanne 條約 (1923)……IV, 509  
 Lauzaune, M., ……IV, 840  
 Lawrence, Sir H., ……II, 478  
 Lawrence, T. J.  
 暗殺……II, 352  
 米國の中立 (1793)……I, 141  
 便衣隊……II, 502  
 軍票……II, 765  
 軍律……II, 923-4  
 軍使……II, 569, 573  
 グロチウス評……I, 203  
 平時封鎖……I, 626  
 被拿捕船奪回……III, 1286  
 非中立的役務……III, 1084, 1086, 1109  
 非常收用……II, 812, 839  
 俘虜……II, 109  
 封鎖……III, 485, 505, 562  
 戰の定義……I, 330

- Lawrence (續)  
 開戦と條約……I, 776  
 開戦時在港敵商船……III, 668  
 干渉……I, 546  
 奇計……III, 487-8  
 機雷公海敷設……III, 175  
 國際法の性質……I, 159, 202-4, 246  
 空戦と中立……IV, 618  
 嚮導……II, 703  
 休戦……IV, 733, 805  
 内亂戦……I, 510  
 日露戦役……I, 203; III, 668, 906  
 の履歴……I, 202-4  
 連座罰……II, 922, 924  
 レシテルヌイ事件……IV, 419  
 作戦根據地……IV, 430  
 戦囚……I, 392  
 戦域……III, 202  
 戦時禁制品……III, 906, 968  
 戦場所在財産……II, 502  
 私艦……III, 60  
 私有財産……III, 584, 1320  
 租借地……III, 282  
 傷病者救護……II, 264  
 敵の制服着用……II, 381  
 徴發及取立金……II, 783  
 長距離封鎖……III, 562  
 中立國權利義務……I, 141; IV, 209  
 中立船破壊……III, 1320  
 中立人の應償……IV, 354  
 運河の中立化……IV, 694  
 郵便信書……III, 751-3, 771-2  
 Lawrence, W. B., ……I, 214; III, 851  
 Layard, A. H., ……III, 243, 248  
 Leana, The, ……I, 636  
 Le Bris 海軍少將……III, 822  
 Lee, R. E., ……I, 88; III, 1265  
 Leges Wisbuenes……I, 64  
 Leibnitz, G. W. v., ……I, 1, 126-7  
 Leif Gunderson, The, ……III, 1114  
 Leigh, T. P., ……I, 822  
 Leipzig, The, ……I, 514, 890; IV, 572  
 Lena, The, ……IV, 544  
 Lenin……I, 403; III, 67  
 Lenora, The, ……I, 889  
 Leonardo da Vinci 協會……II, 1142  
 Leonilda, The, ……I, 866; III, 679  
 Leonora, The, ……I, 205, 320, 826; III, 547, 797, 799, 801, 803  
 Leopold 三世……IV, 910  
 Lepanto の海戦……III, 3  
 Lesnik, The, ……III, 679, 1489  
 Lesseps, F. de, ……IV, 675 以下  
 Lestris, The, ……I, 918, 935  
 Leucade, The, ……I, 755; III, 1320, 1390  
 Leviathan……I, 120, 123  
 Levinstein, Dr., ……II, 403  
 Levy v. Stewart……I, 1019  
 Lewis, Sir G. C., ……I, 244  
 Lewisite gas……II, 395  
 Lex talionis……I, 318  
 Leygues, M., ……III, 412  
 Lichnowsky 大使……I, 769  
 Lieber, F., ……I, 169, 185, 313; II, 17-8 (U. S. A. をも見よ)  
 Liebeth Betty, The, ……III, 1374  
 Lief Gundersen, The, ……III, 1114  
 李鴻章……I, 42; II, 591; IV, 736, 834  
 Limpus, L. M., ……IV, 953

- Lincluden, The, ……III, 988  
 Lincoln, A., ……I, 163; III, 17-8; IV, 982  
 Lindley, Lord, ……I, 839  
 Lindo v. Rodney……III, 663, 1264  
 Linois, Le, ……IV, 125, 540, 666  
 李斯……I, 68  
 Liszt, F. v., ……I, 361  
 Littlejohn 商會……III, 722  
 Litvinov, M., ……I, 380; IV, 341, 512  
 劉永福……I, 478; IV, 864, 903  
 劉銘傳……I, 442  
 Liverpool, The, ……III, 1200  
 Lívio の羅馬史……I, 66  
 Llandovery Castle, The, ……I, 308; III, 434  
 Lloyd George……I, 327; III, 409, 634; IV, 844  
 Locarno 協定……I, 323, 412, 601 以下; IV, 510, 663  
 Locke, J., ……I, 139  
 Locksun, The, ……IV, 221  
 Lodge, H. C., ……I, 912  
 Loekken, The, ……IV, 379  
 Lola, The, ……III, 727  
 Lombard 同盟……I, 50  
 倫敦爆撃 (1940)……II, 1059; IV, 977  
 倫敦海軍議定書 (1936)……I, 515; III, 423  
 倫敦海軍條約 (1930)……I, 335, 515; II, 1220; III, 15, 368, 400 以下, 525, 1176, 1319; IV, 917, 994  
 倫敦海軍法規會議……I, 176, 875, 913, 924; III, 5, 456, 827-9, 885, 994, 1008, 1014, 1037, 1328, 1467; IV, 913, 920  
 倫敦宣言……I, 167, 180-4; III, 5-14, 46, 83, 1156, 1520  
 前文及總則……I, 881; III, 14, 1523  
 1 條……III, 13, 461, 532  
 2-3 條……III, 503, 515, 521, 819  
 4-5 條……I, 613; III, 474, 536  
 6-7 條……III, 527, 529  
 8-9 條……I, 614; III, 481-2, 819, 822  
 10-11 條……III, 488-9, 490, 494  
 12-13 條……III, 534  
 14-16 條……III, 491-2, 496, 531, 819  
 17 條……III, 821, 831  
 18-19 條……III 13, 212, 532, 855  
 20-21 條……III, 523, 831-2, 835, 1334  
 22-23 條……III, 875, 886, 887, 978  
 24 條……II, 1231; III, 860, 889, 903  
 25 條……III, 887, 978  
 27-28 條……III, 13, 890, 902, 908, 936, 949; IV, 916  
 29 條……II, 841; III, 911, 950  
 30 條……III, 855, 886, 913, 918, 933, 1038  
 31-32 條……III, 917, 923, 932  
 33-34 條……III, 910, 925, 927, 929, 933  
 35-36 條……III, 933, 1039, 1051  
 37 條……III, 964, 1181  
 38-39 條……III, 972, 975  
 40 條……III, 911, 1014, 1338  
 41-44 條……III, 788, 978, 985, 987, 994, 1020, 1028  
 45-46 條……I, 183, 855; III, 354, 649, 864, 1088, 1104, 1111, 1115,

- 倫敦宣言(續)  
1119, 1138, 1157  
47 條.....I, 183; II, 1204; III, 451  
1138, 1143, 1157; IV, 918  
48-49 條.....III, 529, 1092, 1332-3,  
1385; IV, 995  
50 條.....II, 1240; III, 404, 569, 1334'  
1476  
51-53 條.....II, 1241; III, 1342, 1385,  
1393  
54 條.....II, 1241; III, 1024, 1343  
55-56 條.....I, 638, 790, 862, 864, 878,  
880, 881, 885, 887, 896, 904, 912;  
II, 1235; III, 1127  
57 條.....I, 845, 854, 865, 870, 882,  
887; III, 642, 656  
58 條.....I, 800, 913  
59-60 條.....I, 917-8, 929; III, 1370  
61-62 條.....III, 1244, 1249, 1250-1  
63 條.....I, 855; II, 1227; III, 1227;  
III, 1228, 1234  
64 條.....III, 989, 1371  
65 條.....III, 11  
倫敦條約(1839).....IV, 207, 658  
——(1867).....IV, 660  
*Lord Alvaerstone*, The, .....IV, 643  
*Loreburn*, Lord, .....I, 827, 969  
*Lorenzo*, The, .....III, 1017  
*Lorimer*, J., .....I, 159, 230, 315; IV,  
10  
*Louis 十一世*.....I, 83  
*Louis 十四世*.....I, 96-8, 1057; III, 539  
*Louisiana*, The, .....I, 919; III, 915,  
934, 954  
*Louther*, J. de, .....III, 249  
*Louvain の破壊* (1914).....II, 480,  
707, 921; IV, 980  
*Lowell*, A. L., .....III, 610  
*Lucchesi-Palli*.....III, 462  
*Ludwig*, The, .....III, 1391, 1468  
*Luna*, The, .....III, 1376  
*Lushington*, Dr., .....III, 474, 1167,  
1493  
*Lusitania*, The, .....I, 462, 856; III,  
376, 385-9, 630, 804, 945; IV, 150,  
165, 310  
*Lützow*, The, .....I, 829, 832; III, 700'  
1466  
*Luxemburg*.....I, 158, 256; IV, 249,  
659  
*Luxor*, The, .....III, 970, 1529  
*Lyngenfjord*, The, .....III, 1428  
*Lyon*, Sir E., .....IV, 501  
*Lytton 報告*.....I, 587  
*Mably*, Abbé, .....III, 650  
*Macauley*, T. B., .....I, 71  
*Macdonald*, R., .....I, 409; III, 1058  
*Macdonell*, Sir J., .....I, 241; III,  
140, 395, 1058  
*Macdonogh*, Sir G., .....II, 846  
*Machiavelli*.....I, 56 以下, 92, 96, 204  
*Mackenzie*, W. L., .....IV, 409  
*Macmahon 將軍*.....II, 68  
*Macpherson 軍醫大佐*.....II, 282  
*Madea*, The, .....III, 1350  
*Madonna del B.*, The, .....III, 1371  
*Magalhaes*, B. de, .....IV, 392  
*Magellan 海峽及中立化*.....III, 1381;  
IV, 666

- 1349  
*Maria Leonhardt*, The, .....III, 708  
*Maria Theresa*.....I, 101  
*Mariana Flora*, The, .....III, 1196  
*Marie Glaeser*, The, .....I, 261; III,  
601, 702, 780, 1364, 1443, 1468, 1492  
*Marienbad*, The, .....III, 1366  
*Marquardsen*, H., .....III, 1109  
*Marquis Bacquehem*, The, .....I, 828  
*Marschall*, Bn, .....I, 269; III, 178  
*Marsden*, R. G., .....I, 106; III, 1421  
*Marshall*, C. J., .....I, 211, 321, 820;  
II, 735; III, 103, 1231  
*Martens*, Bn K. v., .....I, 191  
*Martens*, G. F., .....I, 191  
*Martens*, Prof. F., .....I, 132, 168, 173,  
624, 711, 781; II, 19, 70, 493, 567,  
922; III, 853, 881, 1192, 1242, 1323  
*Martha-Bockham*, The, .....I, 915, III,  
712  
*Martial law の意義*.....II, 865  
*Martin* (丁題良).....I, 8, 42, 122; IV,  
119  
*Martin v. Mott*.....I, 302  
*Martini*, P. A., .....III, 1066  
*Massé*, G., .....III, 1192, 1242  
*Massen*, Prof., .....II, 393  
*Matamoras 事件*.....III, 1508  
*Matamoras*, The, .....III, 553  
*Mathew v. Cunningham*.....I, 833  
*Mathews*, Prof., .....IV, 854  
*松原一雄博士*.....I, 366  
*松平修理大夫*.....III, 243  
*松井石根大將*.....II, 586, 592, 1024  
*松岡洋右氏*.....IV, 944, 946, 948  
*Maginot 要塞*.....III, 383  
*Magna Carta*.....I, 481, 958  
*Mahomet*.....I, 55; III, 297  
*Mahrousch*, The, .....III, 750, 1317  
*Maillebois 將軍*.....IV, 241  
*Maine*, H. J. S., .....I, 30  
*Maine*, The, .....I, 652  
*Majestic*, The, .....III, 174, 384  
*Makaroff 提督*.....III, 174  
*牧野英一博士*.....III, 1054  
*Malacca*, The, .....III, 73, 920  
*Manchuria*, The, .....III, 643, 692, 1488  
*Mancini*, P. S., .....III, 650  
*Manjur*, The, .....IV, 531, 601  
*Manning*, O., .....III, 1243; IV, 242  
*Manning*, W. T., .....IV, 137  
*Manningtry*, The, .....I, 926  
*Manouba*, The, .....III, 929, 1040,  
1141, 1184  
*Mansfield*, Earl of, .....I, 103; III,  
1264  
*滿洲事件*.....I, 446, 587, 590, 600; IV,  
141  
*Maracaibo*, The, .....III, 1484  
*Marais 事件*.....II, 546  
*Marbrouk*, The, .....III, 734  
*Marcy*, W. L., .....I, 873; III, 581, 604,  
884  
*Margaret*, The, .....III, 966, 971  
*Margaretha Magdalena* The, ..... III,  
842  
*Marguerite*, The, .....III, 659, 680  
*Maria*, The (1799), .....I, 189; III,  
843, 1224, 1239, 1441  
*Maria*, The (1914), .....III, 731, 931,

Maximilian 帝……II, 112  
 Maxwell, Sir H., ……III, 599  
 Mazarin, J., ……I, 96  
 McKinley, W., ……III, 611, 753  
 McLoad, A., ……I, 295; IV, 410  
 McNair, A. D., ……I, 376, 491  
 McReynolds 案……IV, 144  
 Medea, The, ……III, 922  
 Mediation (居中調停を見よ)  
 Medusa, Der, ……IV, 666  
 Mehemet Ali……IV, 675, 678  
 Menschikoff 將軍……III, 168  
 Mensdorff 大使……I, 769  
 Menzale, The, ……III, 782  
 Mercury, The, ……III, 843  
 Merrivale, Lord, ……I, 889  
 Mersey 子……III, 945, 1401  
 Metternich……I, 155  
 Meurer, Prof. C., ……III, 629  
 Mexico  
 内亂 (1860)……I, 508  
 — (1876)……I, 554  
 — (1912-3)……I, 469, 506  
 — (1924)……I, 504  
 Miaja 將軍……I, 536  
 Michael, The, ……III, 728  
 Michigan, The, ……I, 843, 847  
 Midland, The, ……III, 1355  
 Miguel, Dom, ……I, 385  
 Mikail, The, ……III, 1474  
 Milan 令……I, 147 以下; III, 500, 1507  
 Miles, Rev., ……I, 185  
 Military area (戦域を見よ)  
 Mill, J. S., ……I, 134  
 Millard, T. F., ……III, 290

Millerand, M., ……IV, 885  
 Miller v. The Resolution……III, 925  
 Milman, H. H., ……I, 54  
 Milutine 將軍……II, 336  
 Mineral, The, ……III, 1398  
 Minerva, The, ……III, 842; IV, 458  
 Minna, The, ……III, 680  
 民兵……II, 52  
 民衆軍……I, 169; II, 67 以下  
 Miramichi, The, ……I, 934; III, 658,  
 1264  
 Mitchell v. Harmony……I, 296  
 箕作麟祥……I, 121  
 Mjølner, The, ……III, 934  
 Modig, The, ……III, 922  
 Molon, v. d., ……II, 342; IV, 365, 849  
 Molotov, M., ……IV, 929  
 Moltke 元帥……I, 276; II, 332, 597;  
 IV, 236  
 Monocacy, The, ……III, 224; IV, 535  
 Monroe, J., ……III, 609  
 モンロー主義……I, 157, 553, 557, 663-4,  
 699, 701; III, 688; IV, 103, 706  
 Montana, The, ……III, 1185  
 Montara, The, ……III, 645; IV, 867,  
 870  
 Montenegro……I, 260, 606, 615; II,  
 948; III, 540-1, 782, 1413  
 Montmorency, J. E. G., ……I, 994;  
 II, 957  
 Montreux 條約 (1936)……IV, 394,  
 507 以下, 625, 704  
 Moore, J. B.  
 米西戰役機雷……III, 166  
 拿捕……III, 571, 1321

Moore (續)  
 害敵手段……II, 362  
 護照……II, 729  
 軍律……II, 862  
 平時封鎖……I, 610, 628  
 非戦闘員……II, 48  
 非中立的役務……III, 1133, 1135  
 封鎖……III, 456, 505, 528, 538  
 俘虜……II, 105, 139  
 戦の定義及分類……I, 364, 480  
 國外出兵……I, 553, 563  
 國旗移轉……I, 873  
 攻圍……II, 469  
 交戦團體……I, 494, 504, 511, 519  
 空戦……I, 312; II, 973, 980, 996,  
 1023, 1067, 1069, 1115, 1212, 1234;  
 IV, 975, 977, 982  
 休戦……IV, 734-5  
 内亂戦……I, 387  
 陸戦法規會議……I, 169  
 臨檢搜索……III, 1202  
 宣傳……II, 1023  
 占領……I, 596; II, 687  
 戦時禁制品……III, 870-2, 905  
 戦場所在財産……II, 512  
 私艦……III, 59  
 私有財産……I, 956, 972; II, 735, 738-  
 9  
 自然的戦戦……IV, 898  
 中立國權利義務……I, 141  
 中立の性質……IV, 137, 142  
 仲裁裁判……I, 652  
 條約の批准權者……IV, 855  
 條約の效力……IV, 849  
 孟子……I, 7, 393, 1050

Moravia, The, ……I, 917, 937; III, 1369  
 Moriz-Bernstein, Dr., ……III, 426  
 Morrissey, A. M., ……III, 957  
 Mortane, J., ……II, 1005  
 Motano, The, ……III, 139, 1258.  
 本野一郎……I, 207, 656  
 Mōwe, The, ……I, 261, 263; III, 681,  
 1468, 1492; IV, 472, 820  
 Muirhead, T. T., ……II, 435  
 Muddy Flat の役……I, 438  
 Mukden, The, ……I, 732; III; 1488;  
 IV, 442  
 Mukhbir-i-Sürur, The, ……III, 736  
 Mullins, C., ……I, 970  
 Murray, W., ……I, 103  
 無線通信取締及同規則……I, 335; II,  
 1002, 1201; III, 349 以下, 356; IV,  
 275, 280  
 Mussolini……I, 325, 705; IV, 670, 756,  
 935  
 Mustard gas……II, 394-7  
 陸奥宗光……III, 306, 1115; IV, 541  
 Myrza Blamberg, The, ……III, 1370  
 Nailsea, Meadow, The, ……I, 1031;  
 IV, 937  
 内亂に於ける權利義務條約……I, 483  
 中村進午……I, 225-7, 722  
 南阿戦役  
 便衣隊……II, 502  
 獨逸の武器彈藥賣込……IV, 306  
 ダムダム彈……II, 376  
 英軍の葡領土通過……IV, 19, 243  
 軍令及軍律……II, 353, 720, 881  
 背信行爲……II, 353

## 南阿戦役(續)

- 俘虜……II, 139, 208, 355, 361  
 荒塚……II, 504, 507  
 交戦者……II, 74  
 領土併合……II, 623-4  
 作戦地域の範圍……II, 546  
 占領……II, 613  
 敵兵の制服着用……II, 383
- 南北戦役
- 爆発性發射物の創用……II, 338  
 米艦の英國旗借用……I, 857,  
 防守地……II, 457  
 毒物使用……II, 343-4  
 被拿捕船の處置……III, 1306, 1324,  
 1381  
 非中立的役務……III, 1131  
 俘虜……II, 35, 111, 208  
 封鎖……III, 463, 469, 471, 485, 493,  
 845-7  
 課役……II, 389  
 機雷……III, 165  
 降伏規約及講和條約……II, 596, 762  
 港の閉鎖……II, 155; IV, 518  
 交戦團體……I, 385, 388, 494, 504  
 リーバー陸戦訓令……II, 17  
 南軍統領處分……I, 303  
 臨檢搜索……III, 1245  
 占領地……II, 696  
 潜水艇……III, 382  
 戦時禁制品……III, 904, 906, 911,  
 924, 1029  
 私艦……III, 62  
 敵財産沒收……I, 955, 958; II, 738  
 敵人放逐……I, 940  
 中立人の武器彈藥供給……IV, 290

## 遊撃戦術……II, 66, 68

- Nancy, The*, ……III, 502, 971, 1096  
 ナポレオン一世及同戦役……I, 136, 140,  
 141, 145-153, 156, 161, 240, 303,  
 324, 424, 939, 952, 1057; II, 351,  
 361, 538, 566, 758, 797, 813, 927;  
 III, 500, 650, 802, 804, 844-6, 874,  
 983, 1190, 1207, 1235, 1323, 1419,  
 1465, 1471; IV, 28-9  
 ナポレオン三世……I, 478; II, 66, 103,  
 265, 597; III, 1430; IV, 407, 869  
 檜崎敏雄氏……III, 262  
*Narrovian, The*, ……III, 940  
*Nashville, The*, ……IV, 527  
*Natham, M.*, ……III, 136  
 Nation の意義……I, 154  
 Navicert system……III, 557, 1068,  
 1076, 1220; IV, 986  
*Naxos, The*, ……III, 786  
 Nebogatoff 提督……II, 598  
*Nebraskan, The*, ……III, 1349  
*Neckar, The*, ……III, 722  
 Negrin, I., ……I, 624  
 Nelson……I, 189; III, 236, 384, 513,  
 1239  
*Neptunus, The*, ……III, 1005, 1495  
*Nereide, The*, ……III, 92, 99, 102, 1176,  
 1231  
 Netherlands  
 海外トラスト……III, 556, 558, 786,  
 1077  
 政府蒙塵 (1940)……IV, 908  
 ——と蘭領印度の關係……IV,  
 908 以下  
 中立規則(日露戦役)……IV, 561

## Netherlands (續)

- 中立規則(第一次大戦)……III, 118;  
 IV, 115-9  
*Neuenfels, The*, ……III, 784-5  
*Neumann, L.*, ……I, 624  
 Neumann 中尉……III, 408  
*Neutralitet, The*, ……III, 1000, 1001,  
 1012  
 Neville 判事……I, 1026  
*Newa, The*, ……III, 782  
*New Adventure, The*, ……III, 842  
 Newfoundland の租借……IV, 470, 476  
*New Sweden, The*, ……III, 1379  
*N. Y. Ins. Co. v. Statham*……I, 1020,  
 1022, 1025  
*Niagara, The*, ……III, 538  
*Nibbio, The*, ……III, 736  
 Nicaragua……I, 506, 556; IV, 710  
 Nicolai 大佐……I, 282  
 Niemeyer, Dr., ……II, 963; IV, 491  
*Nieuw Amsterdam, The*, ……III, 1044,  
 1148  
 Niger 河の中立化……IV, 665  
 Nightingale 嬢……II, 264  
*Nigretia, The*, ……III, 864, 1101  
 日本(帝國を見よ)  
 Nippold, O., ……I, 322; II, 946, 1038;  
 III, 624  
 西寛二郎……II, 650, 889  
 西尾壽造大將……II, 751  
 日清戦役  
 第二軍徵發心得……II, 701, 754, 759  
 軍律……II, 886  
 軍事法廷……II, 887-8  
 俘虜宣言解放……II, 203, 208

## 威海衛降伏……II, 598

- 交戦状態成立日……I, 719 以下  
 嚮導強制使用……II, 701  
 鹵獲品取扱手續……III, 570  
 占領地燈臺取扱……III, 162  
 占領地人民處分令……II, 886  
 宣戦……I, 715  
 上海中立問題……III, 306  
 出港恩惠期間……III, 666  
 對丁汝昌降伏勸告……II, 588  
 帝國の國際法遵守……I, 220, 224,  
 232-3  
 敵人取扱……I, 940,  
 吳淞水路閉塞……III, 159  
 條約の效力……I, 780, 786  
 日蘇中立條約……IV, 949  
 日米通商條約廢棄……IV, 178  
 日獨伊三國同盟 (1940) ……IV, 940 以  
 下  
 日獨領事職務條約……III, 1490  
 日獨戦役 (1914)  
 獨塊人俘虜……II, 126, 189, 231  
 獨船拿捕免除勅令……III, 695, 713  
 軍艦高千穂遭難……IV, 420  
 非交戦者及其の避難……II, 32, 474  
 俘虜情報局……II, 231  
 膠濟鐵道押收……II, 801; IV, 362  
 膠州灣封鎖……III, 535  
 空爆……II, 939  
 最後通牒……I, 742, 751  
 支那領土通過……IV, 251  
 使臣の撤退……I, 771, 743  
 青島開城規約……II, 594, 599  
 青島占領地行政……II, 650  
 吳淞無線電信問題……IV, 267



日獨戰役(續)  
 在留敵國人取扱……I, 950  
 日英同盟……I, 158, 408, 680, 1051-5,  
 1063; IV, 12, 852, 941-944  
 日露戰役  
 便衣隊……II, 79  
 外國新聞通信員俘虜……II, 101  
 軍艦初瀬の遭難……III, 382  
 軍律……II, 889, 917  
 軍使……II, 570  
 捕獲審檢……III, 572, 690, 692, 1409,  
 1434-5  
 補給石炭數量……IV, 558  
 俘虜交換問題……II, 214-7  
 ——處罰法……II, 164-5, 209, 210  
 ——取扱……II, 115, 140, 157, 160,  
 165, 170-172, 187, 213 以下  
 ——取扱規則……II, 183, 209, 273  
 ——情報局……II, 227-231  
 間諜……II, 555  
 機雷公海敷設……III, 174  
 交戰狀態成立日……I, 377, 721 以下  
 無線電信……III, 349; IV, 266  
 露軍のダムダム使用……II, 367, 368  
 ——の赤十字旗濫用……II, 300  
 ——指揮官の違法命令……II, 491  
 露兵俘虜數……II, 115, 213  
 ——の乞降方法……II, 358  
 ——の支那服着用……II, 383  
 露艦隊の佛領港灣利用……IV, 225,  
 431  
 露騎兵團の遼西進出……II, 72  
 露國側の日本俘虜取扱……II, 121 以  
 下, 188, 213  
 露公使の退京……I, 767-8

露商船拿捕免除勅令……III, 647  
 666, 714  
 露探……II, 555  
 旅順非戦闘者避難勸告……II, 472-4  
 ——方面一時的休戦……II, 580; IV,  
 737  
 ——開城勸告……II, 591  
 ——開城規約……II, 142, 203, 235,  
 594-601-2  
 ——口閉塞……III, 155, 519  
 ——口退去者荷物搬出規則……II,  
 706  
 ——臨時氣球隊……II, 930  
 遼東兵站監……II, 648  
 ——守備軍軍律……II, 889  
 ——半島封鎖……III, 485, 487  
 ——守備軍軍政規則……II, 647  
 赤十字表示建物の砲撃……II, 305,  
 485  
 戦利品規則……III, 370  
 占領地の司法行政……II, 670, 705  
 宣戰……I, 337, 715  
 戦時禁制品目……III, 877-8  
 戦場委棄露軍傷病者……II, 271  
 戦場掃除及戦死者埋葬規則……II,  
 276  
 出港恩惠期間……III, 666  
 帝國の國際法遵守……I, 166, 220,  
 233; II, 482, 485  
 敵財産處分……II, 804  
 敵人取扱……I, 941  
 東支鐵道押收……II, 801  
 徵發……II, 760  
 中立船破壊……III, 1337  
 横川及沖兩志士……II, 79-549

日露戰役(續)  
 條約の效力……I, 781, 757  
 乃木希典……II, 32, 472, 586, 591, 601,  
 804, 1141  
 野村吉三郎大將……II, 1164; III, 221,  
 IV, 737  
 “Non-Belligerent”……IV, 20-1, 27  
*Norne, The*, ……III, 894  
*Noordam, The*, ……III, 756, 1046, 1079  
*Noord-Brabant, The*, ……III, 452;  
 IV, 615  
*Noordster, The*, ……III, 736  
 North Sea 事件……I, 646-7  
*Novik, The*, ……IV, 602  
*Nuevo Ampurdanas, The*, ……I, 993  
 Nufiez 提督……III, 245  
*Nyassa, The*, ……III, 1149  
 Nye, G. P., ……IV, 137  
 Nye-Clark 案……IV, 153, 158  
 Nyon 協定……I, 515 以下  
 Nys, E., ……I, 210, 624, 954  
 Nystad 條約(1721)……I, 115  
  
*Oceania, The*, ……III, 435  
*Oder, The*, ……IV, 464  
*Odessa, The*, ……III, 1362, 1407, 1443,  
 1465  
 小笠原賢藏……IV, 466  
 岡村寧次大將……IV, 782  
 岡野敬次郎……III, 281  
*Oldhamia, The*, ……III, 1324  
*Oleg, The*, ……IV, 547  
*Olindo Rodriguez, The*, ……III, 509  
 Olney, R., ……I, 681  
 O'Malley, O., ……II, 638

*Omdurman* の役……II, 364, 479  
 小野友五郎……IV, 466  
 大平善格教授……I, 225; II, 450  
 汪精衛……I, 478; II, 660, 751, IV, 903  
 大山巖……II, 40, 482, 586, 754; III, 308  
*Ophelia, The*, ……III, 1444  
 Oppenheim, L. F. L.  
 米國の中立法則……IV, 127  
 毒瓦斯及毒物使用……II, 346  
 同盟……I, 1058  
 英國陸戰法規……II, 24  
 Fryatt 事件……III, 136  
 害敵手段……II, 359-361, 382  
 義戰……I, 401  
 護照……II, 730  
 軍律……II, 923, 925  
 軍事的の動作と準備……II, 388, 714,  
 757  
 Hall の國際法論批評……I, 196  
 平時封鎖……I, 167, 609, 617  
 非戦闘者加害……II, 1098  
 人質……II, 719, 722-3  
 非中立的役務……III, 1084, 1094,  
 1105, 1137, 1180  
 非常收用……II, 812, 839  
 捕獲審檢……III, 1405, 1407, 1418,  
 1449, 1502; IV, 870  
 砲撃の豫告……II, 472  
 報復……I, 565, 570, 581, 587; II, 923;  
 III, 805  
 俘虜……II, 102-3, 208, 222, 224, 360-  
 1, 1196, 1225  
 封鎖……III, 505  
 戦の意義及原因……I, 356, 361  
 開戦時在港敵商船……III, 699

Oppenheim (續)  
 開戦と條約……I, 775  
 海底電線……III, 345  
 海上捕獲……III, 739, 782  
 海上交戦者……III, 369  
 干渉……I, 541-5, 550  
 間諜……II, 562  
 奇計……II, 487; III, 374  
 國家の基本權……I, 370  
 國旗移轉……I, 871-2  
 國際法學界評……I, 227-230  
 ——の淵源及進化……I, 3, 171  
 ——の違反……IV, 245  
 降伏……II, 585  
 攻圍……III, 743  
 荒墟……II, 505  
 公海燈臺……III, 164  
 交戦國航空機乗員救助……IV, 641, 643  
 交戦狀態成立……I, 450  
 港前機雷敷設……III, 265  
 空戦……II, 949, 1022, 1062, 1098, 1158  
 休戦……IV, 734, 797, 805, 810, 822  
 無線通信……III, 353  
 の國際法論に對する評……I, 202  
 の履歷……I, 201-2  
 巴里宣言……III, 607  
 臨檢搜索……II, 1207, 1221, 1227; III, 1202, 1212, 1224, 1228  
 掠奪……II, 541  
 領水……IV, 389  
 先買權……III, 985  
 宣傳……II, 1022  
 戦利品……II, 540, 743

戦律犯……II, 870  
 占領……II, 388, 613, 616, 620, 622-4, 634, 653, 696, 700, 714, 718, 722-3, 808  
 宣戰……I, 450, 709, 750  
 戦時禁制品……III, 935, 1000, 1035, 1035, 1064  
 戦場所在財産……II, 497  
 私有財産(陸上)……II, 497, 745  
 ——(海上)……III, 588  
 總力戦……I, 265  
 傷病者救護……II, 266, 289  
 商船の武装……III, 91-2, 98, 102  
 償贖金……III, 1285  
 敵兵降伏の意思表示……II, 359  
 敵國元首……II, 49, 102  
 敵人訴訟能力……I, 1040, 以下  
 敵人との交通……I, 974  
 燈臺……III, 164  
 取立金目的の砲撃……III, 236  
 徴發課役及取立金……II, 388, 761, 777, 1062  
 中立領土……IV, 237, 242  
 ——宣入兵留置……IV, 320  
 中立領水……IV, 407, 457, 488, 496, 507, 585, 601  
 中立財産破壊……III, 1391  
 中立人の應償……IV, 354  
 海の自由……III, 620  
 野蠻兵使用……II, 63-4  
 郵便信書……III, 762  
 遊撃隊……II, 66  
 在留敵人取扱……I, 938, 951  
 條約の批准の理由……IV, 852  
 條約の效力……I, 775; IV, 849, 857

Oppenheim (續)  
 受命違法行爲責任……I, 287, 292  
*Oriental, The, ……III, 676*  
*Orion, The, ……I, 910*  
*Orita, The, ……III, 757*  
*Orozembo, The, ……III, 1099*  
*Ortolan, The, ……I, 246; II, 609; III, 995, 1009, 1192, 1242*  
*Oscar, The, ……III, 763, 979, 997, 1377, 1399, 1428*  
*Osiris, The, ……III, 752*  
*Otilia, The, ……III, 679*  
 Ottley 大佐……III, 170  
 臘腸獸保護及同條約……I, 633; IV, 376  
 Oxenstjerna 伯……I, 92  
*Oxolen, The, ……III, 842*  
  
*Pacific, The, ……III, 1374*  
 Padelford, N. J., ……I, 482-3, 508, 516, 530; IV, 714, 724  
 Paerlowski 中將……II, 180; III, 8  
 Page, R. W., ……III, 1132  
 Page, W. H., ……I, 902; II, 191; III, 8, 131, 766, 955-7; IV, 228  
*Paklat, The, ……III, 742*  
*Palm, The, ……I, 863*  
*Palm Branch, The, ……I, 936*  
 Palmer, Sir R., ……III, 244; IV, 427  
 Palmerston……I, 585-6, 622, 658, 706; II, 393; III, 240, 580; IV, 411, 675, 679  
*Palos, The, ……I, 507, 530*  
*Panaghia Rhomba, The, ……III, 386*  
*Panaja Drapaniotisa, The, ……III, 1493*

Panama  
 の獨立  
 宣言 (1939)……IV, 103-4, 937, 997  
 以下  
 運河……I, 557, 701; II, 639, 980; III, 51; IV, 708 以下  
 運河中立規程 (1939)……IV, 727  
*Panama, The, ……III, 93*  
*Panariellos, The, ……I, 933*  
*Panay, The, ……III, 230*  
 汎米會議  
 安全水帯……IV, 997 以下  
 干渉……I, 541, 549  
 内亂戰……I, 498  
 債務回收と兵力……I, 665  
 條約の效力……I, 788  
*Papelera, The, ……III, 1399*  
*Paquete Habana, The, ……III, 727, 1455*  
*Parana, The, ……III, 1000*  
*Parchim, The, ……I, 920; III, 1363*  
 巴里爆撃 (1940)……II, 1177  
 ——開城 (1940)……II, 604  
 ——講和會議 (1919)……IV, 832  
 ——宣言 (1856)……I, 162, 214; III, 4, 62, 77, 579, 607, 651, 1440; IV, 2  
 封鎖……III, 514, 518, 520-2, 825; IV, 915  
 私艦廢止……II, 998; III, 62, 77, 581, 604 以下, 624  
 敵貨保護……I, 871, 914; III, 570, 579, 596 以下, 623, 660, 674, 779 以下, 804, 905, 1017, 1229, 1224, 1389, 1516  
 中立貨保護……III, 164, 570, 596 以

- 巴里宣言(續)  
下, 623, 804, 995, 1388, 1392, 1399  
Parker, E. B., .....III, 137  
Parker, Judge, .....III, 67  
Parker, Lord, .....I, 807, 841; II, 821;  
III, 915, 934, 954, 1012, 1364, 1443-  
50, 1454, 1483  
Parkes, Sir H., .....I, 439; II, 676,  
819; III, 305; IV, 468  
Parlementaire.....II, 565  
Parmelee, M., .....III, 640  
Paros, The, .....I, 507, 530  
Pass of Balmaha, The, .....I, 907  
Passport (護照を見よ)  
Patenôtre, M., .....III, 306  
Patrie. La, .....II, 931  
Patrol system (哨戒制を見よ)  
Paul 帝.....I, 118  
Pax ecclesiae.....I, 48, 52  
Pax Romana.....I, 41  
Paxo 島の中立化.....IV, 665  
Peacock, The, .....III, 1286  
北京英佛軍侵入 (1860).....I, 439; II,  
479, 536  
北京協約 (明治卅八年).....I, 559  
Pellworm, The, .....III, 1272, 1274,  
1384; IV, 404, 426, 447  
Peloponnesia 同盟及戰役.....I, 14, 21,  
27  
Peninsular War.....II, 778  
Perels, F., .....I, 624; II, 389; III,  
460, 1169, 1135, 1323; IV, 867  
Pericles, The, .....III, 474, 530  
Perkero, The, .....III, 702  
Persano 提督.....III, 425  
Perseus, The, .....III, 243  
Persia, The, .....III, 126  
Persona non grata.....I, 528  
Petain, H., .....IV, 756, 766  
Peterhoff, The, .....III, 846, 1454, 1508  
Petersburg, The, .....III, 50, 72  
Peter the Hermit.....I, 49  
Petition of Right.....II, 865  
Petrolite, The, .....II, 841  
Petropavlovsk, The, .....III, 174  
Pfeiffer, Prof., .....II, 433  
Philippine  
Tydings-McDuffie Act.....IV, 672  
の中立化の蓋然性.....IV, 672  
Phillimore, G. G., .....I, 194, 313; III,  
16  
Phillimore, J., .....I, 194  
Phillimore, Sir R., .....I, 194  
非常收用.....II, 817-9, 839  
報復.....I, 569, III, 812  
封鎖.....III, 482  
戦の定義.....I, 361  
開戦と債權.....I, 1036  
禁制品輸出取締.....IV, 292  
債權回収と兵力.....I, 658  
私有財産.....I, 956, 959, 1036  
治外法權.....III, 54  
中立人の應債.....IV, 54  
條約の效力.....IV, 849  
Phillipson, C.  
害敵手段.....II, 371  
義戦.....I, 401  
人質.....II, 722, 724-5  
捕獲審檢.....III, 1418  
砲撃.....II, 481

- Philliphon (續)  
違法行為責任.....I, 287  
開戦と債權.....I, 1035  
奇計.....II, 494  
古代の國際法.....I, 12, 22, 24, 31, 36-  
40, 74, 80, 121, 125, 241  
——中立觀念.....I, 24  
空戦.....II, 1008  
驚奪.....II, 703  
倫敦宣言.....I, 181  
掠奪.....II, 748  
占領.....II, 708, 722  
自然法.....I, 123  
傷病者救護.....II, 268  
敵法人提訴權.....I, 841  
取立金.....II, 787  
受命違法行為責任.....I, 287  
Phoenix, The, .....I, 924, 926; III,  
694, 842  
Pie, Prof., .....I, 293  
Piepenbrink 事件.....III, 1144  
Pierantoni, A., .....III, 853  
Pierce, W. O., .....II, 404, 938  
Piggott, Sir, F. T., .....I, 245; III, 477,  
602, 606, 1417  
Pilcher 將軍.....I, 193  
Pillet, A., .....II, 99, 101, 163, 175, 202  
382, 713, 874  
Pilotti, M., .....I, 427  
Pinkney, W., .....I, 144  
Pious fund 仲裁裁判.....I, 655  
Pisa, The.....IV, 576  
Pitt, W., .....I, 113  
Pittman, K.  
西班牙内亂戰.....I, 500, 524  
中立法決議案.....IV, 144, 171, 180  
—McReynolds 案.....IV, 153  
Plato.....I, 18-9; II, 733  
Plymouth, Lord, .....I, 528  
Poincaré, R., .....IV, 886  
Poland  
獨軍占領地 (第二次大戰).....II, 659  
Vilna 占領 (1922).....I, 481  
事實的滅亡.....IV, 906  
Politis, N., .....I, 412, 583-4; IV, 8, 16  
Polka, The, .....III, 1477, 1480  
Pollock, Sir E., .....III, 1424  
Polly, The, .....III, 840  
Polzeath, The, .....I, 839  
Pomona, The, .....III, 934  
Pontoporos, The, .....III, 1095, 1358  
Poona, The, .....I, 844  
Poortugael 將軍.....I, 168; II, 20  
Pope 將軍.....II, 696  
Portendie 封鎖事件.....I, 651  
Porter 將軍.....I, 665-7  
Porter v. Freudenberg.....I, 814, 1048  
Portland, The, .....I, 926  
Porto, The, .....III, 702, 712  
Portsmouth 講和會議及條約.....II,  
186; III, 647; IV, 894  
Portugal  
内亂 (1828).....I, 385  
對西班牙斷交 (1936).....I, 382  
Portugal, The, .....III, 429  
Posteiro, The, .....III, 1000  
Pradier-Fodéré.....I, 718; II, 224;  
IV, 810  
Prentiss, A. M., .....II, 396, 408  
Pres. Mûre, The, .....I, 868; III, 657

- Primavera*, The, .....III, 678  
*Primula*, The, .....III, 678, 684  
*Princesse Marie*, The, .....III, 1324  
*Prins Hendrick*, The, .....III, 1458  
*Prinz Adalbert*, The, .....I, 920; III, 679, 710  
*Prinz Eitel Friedrich*, The, .....III, 86; IV, 609  
*Prinz Heinrich*, The, .....III, 759  
*Prosper*, The, .....III, 707; IV, 426  
*Proton*, The, .....III, 1119  
*Providentia*, The, .....III, 842  
*Proxeni*, .....I, 12  
*Pruyn, R. H.*, .....IV, 466  
*Pufendorf, S. v.*, .....I, 122-6; II, 733; IV, 807  
*Pyke, H. R.*, .....III, 867, 882, 1451  
*Pyrenees 條約 (1659)*, .....I, 939; III, 593, 1193  
  
*Quang-nam*, The (廣南誠) ..... III, 1123  
*Quiroga, S. C.*, .....I, 501  
  
*Ramazan*, The, .....IV, 643  
*Ranpura*, The, .....III, 1153, 1183  
*Ransom*—I, 23, 39; II, 110, 199; III, 272, 1281, 1284  
*Ranweig*, The, .....III, 1013; IV, 821, 871  
*Rapid*, The, .....I, 802, 978; III, 1113, 1128  
*Rappahannock*, The, .....IV, 454  
*Rayneval, J. M. G. de*, .....III, 1192, 1242  
*Reading, Lord*, .....I, 1048  
*Reay, Lord*, .....III, 96  
*Rebecca*, The, .....III, 1120  
*Rebus sic stantibus*, .....I, 749  
*Recovery*, The, .....III, 1442  
*Ré d'Italia*, The, .....III, 425  
*Reeves, J. S.*, .....I, 95  
*Regout, R.*, .....I, 395  
*Rehm, Prof.*, .....III, 387  
*Reille 將軍*, .....I, 597  
*Remonstrant*, The, .....III, 1372  
*Renaissance*, .....I, 62, 71, 137  
*Renault, L.*  
 米國陸戰訓令評, .....II, 19  
 拿捕物件中立港引致, .....IV, 583, 598  
 海底電線保護, .....III, 336  
 海上捕獲, .....III, 853  
 國際捕獲審檢所, .....III, 1512  
 國際委員會の自然消滅, .....I, 681  
 倫敦宣言報告, .....II, 1228; III, 9, 450, 678, 789  
 の履歷, .....I, 205-8  
 赤十字條約, .....II, 236  
 治外法權, .....II, 905; III, 1118  
 受命違法行為責任, .....I, 297  
*Rendsborg*, The, .....I, 839  
*連帶條項*, .....I, 258 以下; II, 86, 106, 235, 312, 444, 935; IV, 50  
*連坐罰*, .....II, 857, 919 以下; IV, 974  
*Reprisals (報復を見よ)*  
*Reserv*, The, .....IV, 491  
*Res judicata*, .....III, 1501-2  
*Respondentia bond*, .....III, 1360  
*Reventlov 伯*, .....III, 625  
*Rex v. Kupfer*, .....I, 1635

- Reynaud, P.*, .....IV, 22, 706  
*Rhein の砲撃*, .....I, 481; II, 480-1  
*Rhein*, The, .....IV, 540  
*Rhine 同盟 (1255)*, .....I, 61  
*Rhine 保障條約 (1925)*, .....I, 691-2  
*Ribbentrop, Herr*, .....IV, 925, 929  
*Richards, Sir H. E.*, .....III, 395  
*Richelieu, Cardinal*, .....I, 96  
*Rienow, R.*, .....I, 859  
*Riga 灣の封鎖 (1854)*, .....III, 475, 478  
*Rijn*, The, .....III, 988  
*Rijndam*, The, .....III, 755  
*離隔地帶 (休戰)*, .....IV, 812, 826  
*陸戰法規慣例條約*  
 前文, .....II, 14, 70, 972  
 違反行為の損害賠償, .....I, 281, 310; II, 22, 499; IV, 872  
 連帶條項, .....II, 86, 235  
 陸戰規則の發令, .....II, 15; IV, 239, 955  
*陸戰法規慣例規則*  
 害敵手段, .....II, 56, 280, 333, 335, 379, 341 以下, 385, 391, 496, 1007, 1023, 1026-7  
 軍使, .....II, 565 以下  
 俘虜, .....II, 100, 108, 144, 154, 159-162, 166, 172-3, 181-2, 185, 194, 200, 212, 226, 275, 743; IV, 350, 871, 960  
 海底電線, .....III, 338, 348  
 間諜, .....II, 544, 551-3, 561  
 降伏規約, .....II, 584, 595  
 攻圍及砲撃, .....II, 310, 450, 470, 478, 487, 1044, 1063, 1134, 1143, 1160; III, 2, 259, 274, 293  
 交戰者, .....II, 31, 52, 67; III, 75  
 休戰, .....II, 39, 583-4; IV, 730, 738, 792, 798, 801, 803, 816, 825-6  
 掠奪, .....II, 514, 533, 537  
 占領, .....II, 378, 608, 629, 631, 672, 685, 691, 694, 698, 712, 726, 743, 755, 782, 789, 806, 809, 1182; IV, 915  
 傷病者, .....II, 267, 270  
*陸戰中立權利義務條約*, .....II, 3, 1005; III, 349; IV, 46, 48-9, 162, 206, 232, 238 以下, 355 以下, 640  
*Ringendo Jacob*, The, .....III, 1000, 1008  
*Rioja*, The, .....III, 1189  
*Risley, J. S.*, .....II, 458  
*Rivier, A.*, .....I, 361, 405, 662, 957; II, 9, 839; III, 650, 782, 1323; IV, 245, 867  
*Robert Cuse Co.*, .....IV, 156  
*Roberts 元帥*, .....II, 504, 623, 720  
*Robin Moor*, The, .....IV, 991  
*Robson v. P. O. & P. L. Co.*, .....I, 985  
*Rockingham*, The, .....III, 137, 1258  
*Roelfina*, The, .....III, 514, 532, 1461  
*露佛同盟 (1891)*, .....I, 1051; IV, 953  
*露佛軍事協定 (1892)*, .....IV, 938  
*Rojdestvensky 提督*, .....III, 361; IV, 431  
 鹵獲の意義, .....II, 743, III, 569  
*Roland*, The, .....I, 917; III, 1496  
*Rolin, A.*, .....III, 853  
*Rolin-Jaequemyns, E.*, .....I, 185, 197  
*Rolla*, The, .....III, 474

- Romberg, E., .....II, 225  
*Romulus*, The, .....III, 1475  
 Roosevelt, F. D., .....I, 462; IV, 22, 171, 228, 476, 991  
 Roosevelt, Theo., .....I, 174, 664, 672; III, 611; IV, 227, 548, 708 以下, 830-2  
 Root, E., .....I, 270, 912; III, 401; IV, 673, 919  
*Rosalie*, The, .....III, 970  
 Roscoe, E. S., .....I, 190; III, 1356  
*Rose*, The, .....III, 842  
 Rosen 男, .....I, 767-9  
 露支事件 (1929) .....I, 445  
*Rosita*, The, .....I, 860; III, 1107  
 Rosse, Capt., .....III, 43  
*Rossia*, The, .....IV, 377  
*Rostock*, The, .....I, 806  
*Rothersand*, The, .....I, 843, 883  
 Rothschild, Bn L. de, .....II, 786  
 露土戦役 .....I, 170; II, 23, 58, 226, 305, 333, 567, 880; IV, 807  
 Rougier, A., .....I, 583  
*Roumanian*, The, .....I, 985; III, 654, 658, 1264, 1266  
 Rousseau, .....I, 83, 120, 137, 139, 459, 802, 955, 989; II, 36-40; III, 585, 608, 650  
 Roxburgh, R. F., .....I, 951; IV, 823  
*Royal*, The, .....II, 1207, 1218  
 Royse, M. W., .....II, 1053  
 Rules of War of 1756 .....I, 105, 111, 113, 119, 143, 150; III, 644, 838  
 Russell, Bertrand, .....II, 945  
 Russell, Earl J., .....I, 508  
 Russell, Sir C., .....III, 164, 1698, 1132  
 Russell, Sir W. H., .....II, 168  
 露西亞 (蘇露國をも見よ)  
 芬蘭出兵 (1808) .....I, 716  
 義勇艦隊 .....III, 66  
 捕獲審檢制 .....III, 1436  
 海戦及捕獲法規 .....III, 94, 660, 667, 1035, 1247, 1310, 1323, 1446  
 黒海問題 .....IV, 512  
 國旗移轉效力 .....I, 910  
 陸戦法規 .....II, 16  
 領水 .....IV, 380  
 戦時禁制品目 .....III, 878, 881, 892, 903, 906, 947  
 在留邦人取扱 (日露戦役) .....I, 942  
 Rutgers Memorandum .....I, 412  
 Rutherford, T., .....I, 124; IV, 794, 824  
*Ryeshitelni*, The, .....IV, 415  
 領事制の濫觴 .....I, 12  
 領事職務認可状 .....I, 470, 533; II, 629-632  
 領水 .....III, 372; IV, 364 以下; 918  
 ——彈着距離説 .....I, 126; IV, 366 以下  
 ——(海峡及灣の) .....IV, 389-394  
 ——隣接水域 .....IV, 387-8  
*Sacramento*, The, .....I, 899; IV, 585  
 佐渡丸 (日露戦役) .....III, 1335  
 Safe-conduct  
 Safe-guard } (護照を見よ)  
 薩哈璣保障占領 .....I, 596  
 ——征討 .....II, 40  
*Sahda*, The, .....I, 917

- Said Pasha, .....IV, 676  
 西貢丸 .....III, 775  
 西郷隆盛 .....II, 586  
 最後通牒 .....I, 378, 783 以下  
 最惠國條款 .....III, 216  
*St. Andrew*, The, .....III, 429  
*St. Croix*, The, .....III, 839  
 St. Germain 條約 (1677) .....I, 100; IV, 900  
*St. Harlampy*, The, .....I, 872  
*St. Kilda*, The, .....III, 1324  
 聖彼得堡宣言 .....I, 129, 168, 221; II, 12, 16, 332, 336, 375, 379, 928, 1017, 1041; III, 368  
 St. Pierre, .....I, 1, 101  
*St. Tudno*, The, .....I, 843-5  
*Saita*, The, .....III, 433  
 坂本俊篤 .....III, 46  
 作戰動作の意義 .....II, 385-8; IV, 427-431  
 作戰地帯の意義 .....II, 3, 546, 548; IV, 953  
*Salerno*, The, .....III, 921  
 Salisbury 侯, .....I, 247, 660  
*Sally*, The, .....I, 910  
*Salmon v. Salmon*, .....I, 984  
 Salonika 英佛軍上陸 .....IV, 19, 255 以下  
 Salti et Fils, .....I, 1002  
 Salvage (救難を見よ)  
 Sandenburg, L. v., .....III, 852  
*San Francisco*, The, .....I, 897; III, 1374  
 三國同盟 (1879) .....I, 1051; IV, 12, 15; IV, 945  
 三國同盟 (1940) .....940以下  
*Sangketersburg*, The, .....III, 50, 72, 920  
 産業革命 .....I, 137-8  
*San José*, The, .....III, 921  
 Sanjurjo 將軍, .....I, 502  
*San Nicolo*, The, .....III, 494, 1348  
 San Remo 會議 .....IV, 884-6  
 San Stefano 條約 .....I, 543, 795; IV, 846, 878  
*Santa Catharina*, The, .....III, 1378  
*Santa Isabella*, The, .....III, 1410  
*Santissima Trinidad*, The, .....III, 1477; IV, 293, 424, 450  
 山東鐵道押收 .....II, 802  
 山陽丸 .....III, 816  
 三十年戦役 .....I, 85, 89, 203, 243; II, 707; IV, 8  
*Sarah Christina*, The, .....III, 924, 1000  
 Sardinia, .....I, 163  
 Sastry, K. R. R., .....IV, 6  
 佐藤綱次郎 .....IV, 963  
 佐藤尚武氏 .....II, 1039  
 Satow, Sir E., .....I, 191, 573; III, 520; IV, 469  
*Saturnia*, The, .....III, 1149  
 Savage, C., .....I, 997; III, 549, 553, 771  
 Savigny, F. K. v., .....I, 191  
 澤外務卿 .....IV, 541  
*Saxon Prince*, The, .....III, 1373  
*Scarab*, The, .....III, 231  
 Scarborough の砲撃 .....III, 263  
*Schaffenus v. Goldberg*, .....I, 1021  
 Schlegel, Dr. .....III, 1239

シレジア借款事件 (1752).....I, 101-5, 902; III, 595, 779, 1506  
*Schlesien*, The, .....III, 698, 750, 1388  
 Schmalkalden 同盟 (1531).....I, 1051  
 Schmidt, Dr., .....IV, 925  
 Scholz, F., .....III, 332  
 Scholtz 大尉.....II, 1020  
 Schönborn, Prof., .....IV, 251  
 Schramm, Dr. G., .....III, 95, 782  
 Schücking, Prof. W., .....III, 626, 674; IV, 392  
*Science*, The, .....III, 1509  
*Scotsman*, The, .....III, 1010  
 Scott, J., .....I, 190  
 Scott, J. B., .....I, 131, 225, 676; IV, 136  
 Scott, William (Lord Stowell を見よ)  
*Sechs Geschwistern*, The, .....I, 872  
*Seadler*, The, .....III, 1408  
 西平號 (The *Hsi-ping*).....III, 993  
 青幫及紅幫.....II, 81  
 征服.....II, 221  
 制海權及制空權.....II, 941-4; III, 384  
 齊の桓公.....I, 14  
 正當防衛.....I, 431, 693-4, 703-4; II, 284  
 政治犯の意義.....I, 578  
 赤十字條約 (陸戰) .....I, 129, 163; II, 11, 12, 194, 484, 263 以下, 607, 1006, 1142, 1180; III, 275, 439, 454  
 英國の留保.....II, 314-5  
 日本の留保.....II, 315  
 赤十字條約 (海戰) .....II, 266, 1004; III, 425 以下, 1134, 1137; IV, 534,

624, 641  
 Selborne, Earl of, .....III, 244  
 Seldon, J., .....I, 107; III, 619  
*Seligman v. Eagle Ins. Co.*, .....I, 1026  
*Selimié*, The, .....I, 861  
 Semmes, Capt., .....III, 1318  
 先買權.....II, 812; III, 983-7  
 宣言の意義.....III, 601  
 戦域.....III, 184 以下, 941, 1403  
 占據.....II, 607  
 船舶書類.....I, 858; II, 1229; III, 922 以下, 1203 以下  
 戦律犯.....I, 295, 299, 313; II, 71, 74-6, 83, 106, 289, 492, 557, 869, 1021  
 占領.....I, 820-6; II, 389, 606 以下  
 宣誓.....II, 199 以下, 653 以下  
 宣戰.....I, 709 以下  
 各國憲法の宣戰事項.....I, 105-8  
 戦争『いくさ』を見よ  
 戦地, 戦場, 及作戦地帯の異同.....II, 2  
 戦時禁制品委員会 (英國).....III, 1424  
 戦時禁制品取締根據地.....III, 1219  
 戦陣道德.....I, 54-7, 265; II, 331, 333, 351  
 戦場の意義.....II, 2; III, 176  
 Seward, W. H., .....III, 1098, 1132, 1136; IV, 468-9  
*Seyhoun*, The, .....I, 860  
 Seymour, Sir B., .....III, 250  
 Seymour, Sir M., .....III, 240  
 上海及其の戦亂  
 爆撃.....II, 1057, 1163  
 爆撃豫告.....II, 1164  
 便衣隊.....II, 80, 502

上海及其の戦亂 (續)  
 京滬鐵道.....II, 1084  
 北停車場.....II, 1033  
 上海大學.....II, 533  
 上海事變 (昭和七年) .....I, 384, 446, 459; II, 310, 373, 524  
 司法機關.....II, 675  
 租界.....II, 675-684; III, 297 以下  
 租界の人口國籍別.....III, 329  
 損害及賠償問題.....II, 521-9; IV, 965  
 水災避難民收容所.....II, 310  
 商務院書館の爆破.....II, 1057  
 停戦協定.....IV, 771 以下  
*Shenandoah*, The, .....IV, 428  
 Sherman 將軍.....II, 457, 590; III, 1143  
 Sherman 少佐.....II, 946, 952, 1010, 1104, 1106  
 Sherwood, F. W., .....I, 76  
*Ship North v. The King*.....IV, 1003  
*Shishan*, The, .....III, 973, 988  
 衝角.....II, 1030  
 Short 飛行中尉.....II, 999; IV, 339  
 Shotwell, J. T., .....I, 698; IV, 137  
 暹羅 (泰國を見よ)  
*Sibilla*, The, .....III, 940  
 Sicily 橋鐵事件.....I, 572  
 Siegel 提督.....III, 168  
 Sieveking, Dr., .....I, 1046  
 志賀重昂.....II, 581; IV, 739  
 重光大使.....IV, 341  
*Sigmaringen*, The, .....III, 716  
*Sigurd*, The, .....III, 1375  
 私艦.....I, 570; II, 104, 998; III, 59 以下, 581, 604, 609, 624, 1206

島村連雄.....IV, 789, 794, 814  
*Simla*, The, .....III, 702, 860  
 Simon, Sir J., .....I, 814  
 下ノ關砲撃.....I, 440  
 下ノ關條約.....I, 601; III, 215, 303; IV, 864, 878, 891, 893  
 Simpson, Sir J. H., .....II, 310  
 Sims 提督.....III, 144, 390, 431, 1260  
 支那  
 米國との天津條約.....III, 298  
 外國兵駐屯.....I, 552, 557 以下  
 排外運動.....I, 589 以下  
 捕獲審檢.....III, 716, 737, 1367, 1437  
 會社法.....II, 1095  
 航空諸會社.....II, 1094  
 交戦權發動手続.....I, 708  
 租界.....III, 296 以下, 471  
 ——の各國守備兵.....III, 326 以下  
 ——の上空.....III, 321 以下  
 租借地.....III, 278, 470  
 滬甯鐵道.....II, 1085-8  
 招商局.....I, 637  
 治外法權.....I, 797, 834  
 長髮賊の亂.....I, 437; II, 663  
 税關の沿革.....II, 662  
 支那事變  
 米國中立法.....IV, 163  
 便衣隊.....II, 81, 502, 1101  
 廣東爆撃.....III, 325  
 第三國の蔣政府援助.....IV, 315 以下  
 第三國人權益.....II, 516-7, 531, 534, 641, 644, 896, 1106; III, 220, 226 以下; IV, 963  
 ——交戦参加.....IV, 339  
 ——に對する交戦者權.....

## 支那事變(續)

I, 763; II, 521  
 第三國人占領地復歸許否……II, 727  
 ——損害及賠償……II, 529; IV, 965  
 ——建物の軍事上に利用……II, 512  
 ダムダム弾……II, 373  
 毒瓦斯及毒物使用……II, 346-9, 441  
 英大使遭難事件……III, 1107 以下  
 軍罰令及軍罰處分令……II, 894, 913  
 軍票……II, 766  
 漢口日本租界回收……I, 471, 774  
 ——特別行政第三區……II, 519-520, 638-644  
 本事變の性質……I, 436, 454 以下  
 俘虜……II, 130 以下  
 封鎖……I, 473, 602 以下; III, 480  
 Jacquinet zone……II, 1148  
 海軍陸戦隊の軍紀嚴肅……II, 539  
 國民政府不對手の聲明……I, 465, 468, 612, 773; II, 629  
 空戦法則……II, 979  
 南京攻略……II, 586  
 日本病院船爆撃……II, 1134-5  
 日支基本條約……IV, 903  
 日支兩國大使の各引揚……I, 468, 773  
 バネー號事件……III, 230  
 蘆山殘留第三國人避難勸告……II, 476  
 制空權……II, 943  
 宣撫班……II, 611  
 占領……II, 613, 633, 660 以下  
 宣戰なきこと……I, 454, 460 以下  
 戦時捕虜獎勵辦法……II, 212

司法權接收問題……II, 675, 680  
 支那側の保護建物の軍事化……II, 1136  
 支那航空機の租界ホテル爆撃……II, 1105  
 支那の自衛團……II, 73  
 Spear 中佐事件……II, 900, 902  
 損害賠償……II, 529-532  
 蔣介石政權……I, 454, 456, 465, 478; II, 634, 1024; IV, 312, 315, 964  
 敵産……II, 750  
 敵性……I, 460, 467, 471  
 東亞同文書院燒打……II, 479  
 揚子江上流閉塞……III, 159, 218-9  
 遊撃隊……II, 65  
 郵政及税關接收……II, 662-7  
 徐州大會戰……II, 279  
 清佛事件(1883)……I, 388, 390, 440-5; III, 157, 892, 938  
 篠田治策博士……I, 726; II, 894  
 侵略及侵略國……I, 389, 408 以下; III, 1062; IV 43-4, 137, 141  
 神聖同盟……I, 153-5, 1054  
 信書使……II, 466; III, 777  
 Sir Wm. Peel, The, ……III, 1381; IV, 443  
 白川義則……IV, 737  
 七年戰役……I, 105, 131  
 Sixtus 五世……I, 71  
 私有財産……II, 297, 302, 508, 537, 541, 732 以下, 777, 852  
 自然法……I, 74, 120, 122-8, 159, 171, 230, 251, 274, 332, 396; III, 1521  
 Skinner, R. P., ……III, 556, 564, 1069  
 Smalkaldic 同盟(1531)……I, 1051

Smith, F. E. (Birkenhead を見よ)  
 Smith, H. A., ……I, 385; II, 1216  
 Smith, J. H., ……II, 362  
 Smith, W., ……I, 15  
 Smolenski, The, ……III, 50, 72, 759  
 Soci. Franco-S. des C. de L. ……I, 847  
 Socrates, ……I, 10  
 訴願(捕獲審檢)の意義……III, 1488  
 租界……I, 576-9, 832; II, 2, 523, 633; III, 296 以下  
 Solferino の激戦……I, 163; II, 264  
 Solidarity clause (連帯條項を見よ)  
 Solvay, M., ……II, 786  
 Solveig, The, ……I, 858, 861, 887, 911  
 Somerville 提督……IV, 767  
 孫文……I, 513  
 孫子……II, 486, 536, 544; III, 383  
 曾毓澎……I, 42, 563  
 總括的仲裁裁判……I, 669 以下, 680  
 莊子……I, 402  
 Sorel, A., ……I, 360  
 Sörfareren, The, ……III, 788, 1380  
 蘇露國  
 毒瓦斯問題……II, 426-7  
 北滿事件(1929)……I, 445  
 俘虜の勞務……II, 176-8  
 間諜(刑法規定)……II, 550  
 國際法觀念……I, 331  
 交戦權發動手續……I, 707  
 共產主義の國外宣傳……I, 354  
 波蘭侵入(1939)……II, 604  
 領水範圍……IV, 381  
 産業の政府事業……IV, 311, 345  
 占領地……II, 688

戦地と作戦地帯……II, 4  
 侵略の解……I, 413; IV, 43  
 對獨不侵略條約(1939)……IV, 947  
 敵人への叛亂鼓吹……II, 391  
 ヴルグアイとの斷交(1935)……I, 380  
 租借地……III, 278 以下, 283  
 Soto, Dr., ……I, 73  
 Souchon 提督……III, 271  
 Souhl, The, ……IV, 821  
 Southampton 條約(1625)……III, 859  
 Southfield, The, ……I, 931  
 Spa 會議……III, 1481; IV, 886-8  
 Spaight, J. M.  
 防守地内の常人……II, 458  
 毒物使用……II, 343-4, 350  
 毒瓦斯……II, 393  
 害敵手段……II, 356, 367, 389-391  
 護照……II, 730  
 軍律……II, 922  
 軍使……II, 567  
 軍事的必要……II, 500, 780  
 人質……II, 720, 723, 725  
 砲撃……II, 458; III, 244, 249, 273  
 報復……I, 320; II, 1056  
 不防守地……II, 458  
 俘虜……II, 161, 158, 179, 203, 207, 209, 222  
 封鎖……III, 834  
 Intern の語……IV, 319  
 桂林號事件評……II, 1189  
 奇計……II, 493, 495  
 交戦國航空機の抑留……IV, 630, 633, 642  
 工場現業員……II, 33

- Spaight (續)  
 空戦……I, 320; II, 950, 994 以下,  
 1010, 1018, 1042, 1046-7, 1049,  
 1056, 1062, 1073, 1077, 1080, 1083,  
 1090, 1092, 1106, 1116, 1122-3,  
 1127-8, 1130, 1132, 1146, 1158,  
 1181-2, 1220  
 嚮導……II, 702  
 休戦……IV, 806, 817  
 南阿戦役……IV, 244  
 日露戦役俘虜取扱評……II, 121  
 押収鐵道の収益……II, 746  
 巴里宣言……III, 599  
 連坐罰……II, 922  
 掠奪……II, 537, 542  
 宣傳……II, 1023  
 戦利品……II, 541  
 占領……II, 610-2, 723, 725  
 戦場死傷者收容……IV, 741  
 戦場所在中立人……II, 510  
 蘇露軍の芬蘭爆撃……IV, 956  
 傷病者救護……II, 282-3  
 敵兵の制服着用……II, 381  
 敵機操縦士殺害……II, 84  
 敵國民叛亂鼓吹……II, 390-1  
 徴發及取立金……II, 756, 762, 780,  
 784; III, 273  
 中立國の國家と國民の各行爲……  
 IV, 342  
 野蠻兵……II, 59  
 Spain  
 繼承戦 (1702) ……I, 97  
 内亂戦 (1834) ……I, 387  
 —— (1874) ……I, 385  
 —— (1936-9) ……I, 386; II, 82,  
 130, 557, 1006, 1008, 1107; III,  
 222, 424, 1076; IV, 156  
 内亂戦不干渉委員會……I, 512 以下  
 ——ピットマン決議……I, 500, 524  
 ——と『非交戦國』……IV, 21  
 ——と國際法……I, 502  
 中立規則 (1914) ……IV, 115  
 條約賠償委員會……I, 435; II, 522  
*Spee, Der Graf*, ……IV, 110, 492, 551  
 以下  
 Sperrgebiet ……III, 542  
 Spiegel, H. W., ……I, 370  
 Spindler, A., ……III, 394  
 Spinoza, B., ……I, 120, 343  
*Springbok*, The, ……III, 553, 847-855,  
 1031, 1083  
*Spuma*, The, ……I, 866  
 Stack, Sir L., ……IV, 761  
 Stanberg, H., ……II, 513  
*Star*, The, ……III, 842-3  
 Statutory list ……I, 992  
 Stead, W. T., ……II, 412  
 Stenger 少將……I, 298, 308; II, 128  
 Stephen, Sir J., ……I, 143  
 Stephen, Sir J. F., ……I, 290; II, 865  
*Stephen Hart*, The, ……III, 843  
 Stephenson 提督……I, 595  
 Sterndale, Lord, ……I, 890; III, 88,  
 781, 787, 1263, 1268, 1274; IV, 447  
 Stessel 將軍……II, 201, 474, 593, 601,  
 603, 1141; IV, 740  
*Stigstad*, The, ……I, 320; III, 795, 797,  
 1422  
 Stimson, H. L., ……III, 412; IV, 137,  
 141

- Stockholm 空戦法規案……II, 13, 976,  
 1072, 1120, 1128, 1212  
 Stockton, R. F., ……III, 42; IV, 694  
*Stoer*, The, ……III, 731  
 Stone, W. J., ……III, 935; IV, 213  
*Stonegate*, The, ……IV, 592  
*Stonewall*, The, ……IV, 465  
*Storesand*, The, ……III, 1387  
 Story, J., ……I, 211, 301, 888, 926; III,  
 103, 1003, 1195, 1231, 1233; IV,  
 293, 414, 450  
 Stowell, E. C., ……I, 541, 544; II, 566  
 Stowell, Lord, ……I, 160, 188-190, 372,  
 572, 872, 888, 920, 922-6, 930-2, 977;  
 III, 812, 838, 840, 921, 966, 1002,  
 1008, 1012, 1083, 1096, 1099, 1114,  
 1120, 1224, 1230, 1236, 1242, 1278,  
 1280, 1286, 1307, 1320, 1355, 1357,  
 1362, 1371, 1391, 1419, 1427, 1441,  
 1465, 1491; IV, 363, 402, 406, 458  
*Strasbourg*, Le, ……IV, 267  
 Streit, M., ……II, 462  
 Strupp, Dr. K., ……II, 289, 963  
*Struve*, The, M., ……IV, 819  
 Suarez, F., ……I, 75-6, 91  
*Success*, The, ……I, 884; III, 474  
*Südmark*, The, ……III, 1279, 1378;  
 IV, 591, 688  
 Suez 運河……III, 309, 639, 711; IV,  
 401, 675 以下  
 ——君府條約……IV, 582, 685 以  
 下  
*Suffolk*, The, ……IV, 500  
 杉村陽太郎……II, 1065  
 Sully, Duc de, ……I, 101  
 Sumner, Lord, ……I, 262, 891; III,  
 700, 1379  
*Sussex*, The, ……III, 390  
*Swafnos*, The, ……III, 1359  
*Swithiod*, The, ……III, 1110  
 瑞典  
 戦時取引法 (1916) ……III, 915  
 瑞西  
 無線通信取締 (1914) ……IV, 268  
 中立化……IV, 31, 657 以下  
 中立規則 (1914) ……IV, 621  
*Swiss N. Co. v. Miller* ……I, 850  
*Sybillie*, The, ……III, 374  
*Sydland*, The, ……III, 1045  
*Sydney*, The, ……II, 906; III, 1115;  
 IV, 346  
*Sydney Albert*, The, ……III, 1468  
*Sylviana*, The, ……III, 1009  
 商埠……I, 830-832  
 燒夷彈……II, 370, 376, 1015  
 哨戒制……(U.S.A. を見よ)  
 償金……I, 310; IV, 874 以下  
 蔣光鼎……IV, 737  
 商船軍艦變更條約……III, 76 以下; IV,  
 917  
 商船の意義……III, 67, 417, 673  
 償贖金 (Ransom を見よ)  
 出港恩惠期間……III, 662, 664  
 手榴彈……II, 374  
 周旋……I, 371, 648; IV, 829  
 Table d'Amalfi ……I, 63  
*Tacoma*, The, ……III, 1006  
 Taft, W. H., ……I, 672-3; III, 952;  
 IV, 376



泰國  
 米暹通商條約 (1833).....IV, 840  
 佛印協定.....IV, 784, 834  
 大國の意義.....I, 157, 204  
 高橋作楯.....I, 224-5, 233, 719-721,  
 723; II, 208; III, 485, 667, 1123;  
 IV, 484  
 財部彪大將.....III, 413  
 竹越與三郎氏.....II, 473; III, 987  
 Talbot, Dr. H.,.....II, 441  
*Talbot v. Seaman*.....I, 321  
 Talleyrand, C. M. de,.....II, 351  
 谷正之氏.....II, 527; III, 1150  
 田岡良一博士.....II, 1065, 1121, 1123,  
 1162  
 Taracogio, T. A.,.....I, 403; II, 5,  
 391, 719  
 Tarnowski 伯.....III, 1173  
*Tarria, The*,.....III, 1266  
 建部遜吾博士.....I, 406  
 立作太郎博士  
 群民蜂起.....II, 67  
 戦の定義.....I, 362  
 『關係的防守』.....II, 452  
 國際法の學派.....I, 231  
 攻圍.....II, 452  
 交戦状態成立及成立期.....I, 394,  
 447, 726-7, 730  
 空爆豫告.....II, 1157  
 内亂.....I, 435  
 占領.....621  
 戦數.....I, 272  
 支那事變.....I, 217, 451  
 治外法權.....III, 55-7  
 自衛權.....I, 428

條約の效力.....IV, 850  
 辰丸事件.....I, 558-9  
*Tavignano, The*,.....I, 646; IV, 405  
 Taylor, D. E. A.,.....II, 191  
 Taylor, H.  
 人質.....II, 724  
 報復.....I, 316  
 臨檢搜索.....III, 1227  
 中立.....I, 24; IV, 126, 582  
 Tegethoff 提督.....III, 425  
 Teichman, Sir E.,.....III, 208  
 停戦(休戦を見よ)  
 帝國(日本)  
 防禦海面令.....III, 260  
 軍艦外務令.....III, 50, 58, 466, 1181;  
 IV, 519  
 軍機保護法.....II, 545  
 兵役法.....I, 455  
 捕獲規程(明治廿七年).....III, 1308,  
 1434-5  
 捕獲審檢制.....III, 1279, 1425, 1434-  
 5, 1462-3, 1470 以下, 1497 以下  
 戒嚴令.....I, 455  
 海上捕獲規程(明治廿七年)  
 1 條.....III, 1461  
 3 條.....I, 916  
 6 條.....I, 875; III, 641, 855  
 7 條.....III, 655  
 11-12 條.....III, 864, 1098  
 13-17 條.....III, 908, 910, 914,  
 1034  
 20 條.....III, 1204  
 21 條.....III, 505  
 25-26 條.....III, 820  
 33 條.....III, 1246

帝國(續)  
 海上捕獲規程(續)  
 35 條.....III, 728, 739  
 43 條.....III, 993, 1009  
 48 條.....III, 1229  
 52 條.....III, 372, 1197  
 68 條.....III, 1283  
 79 條.....III, 1279  
 91-92 條.....III, 1309  
 海戦法規との關係.....III, 46-7  
 海戦法規(大正三年)  
 1 條.....III, 48, 1463  
 2-3 條.....I, 319; III, 372, 725, 736,  
 758  
 4-5 條.....I, 259; III, 656  
 6 條.....I, 257, 870; II, 25; III,  
 641  
 7-8 條.....III, 263, 266, 655  
 9-10 條.....III, 173-4  
 11-14 條.....III, 341-2  
 15-16 條.....III, 78  
 17-18 條.....I, 855, 870; II, 57;  
 III, 642, 656  
 19-21 條.....I, 800, 913, 917, 918,  
 929  
 22-23 條.....I, 638, 864, 881  
 24-29 條.....III, 654, 725-6  
 30-34 條.....III, 461, 532, 655-6,  
 659, 665, 819  
 35-37 條.....I, 613; III, 474, 503,  
 518, 537  
 38-39 條.....I, 614; III, 484, 819  
 40-43 條.....III, 482, 494, 534, 819  
 44-45 條.....III, 494  
 46-47 條.....III, 212, 527, 532

48-49 條.....III, 529, 821  
 51-53 條.....III, 823, 833, 855  
 54-55 條.....II, 1231; III, 523, 835,  
 891, 908-910  
 56-57 條.....III, 860, 891, 903, 911,  
 950  
 58-59 條.....III, 915, 932-3  
 60-61 條.....III, 910, 925, 927, 933  
 62-63 條.....III, 931-2, 1050  
 64-66 條.....III, 964, 972, 1181  
 67-69 條.....III, 788, 979, 980-1,  
 987  
 70-73 條.....III, 975, 1016, 1020,  
 1025, 1028  
 74-78 條.....III, 354, 864, 994,  
 1028, 1090-1  
 80-84 條.....III, 354, 649, 1091,  
 1093, 1138-9, 1299; IV, 918  
 87-94 條.....III, 362  
 95-100 條.....III, 1229, 1247, 1251  
 101-103 條.....III, 1204, 1209  
 105-107 條.....III, 1210, 1212  
 108-111 條.....III, 758-9  
 112-116 條.....III, 1296  
 118-121 條.....III, 1298-1300  
 122-124 條.....III, 1315, 1317,  
 1394, 1473, 1476  
 125-126 條.....III, 1092, 1339,  
 1388, 1476; IV, 993  
 127 條.....III, 404, 569, 1340, 1476  
 128-129 條.....III, 1340, 1388  
 130-135 條.....III, 1284, 1344  
 138-140 條.....II, 1219; III, 1184,  
 1197, 1261  
 141-142 條.....III, 1194, 1197-8

- 帝國(續)
- 海戦法規(續)
- 144 條.....III, 1211
- 148-149 條.....III, 1200, 1213
- 152-153 條.....III, 1214, 1274
- 155 條.....III, 1283
- 160-161 條.....III, 1274-5, 1279, 1470
- 163 條.....III, 1280, 1299, 1473
- 165-168 條.....III, 1204, 1301
- 169-173 條.....III, 1280-1, 1292; IV, 598
- 175 條.....III, 1275
- 177 條.....III, 1276
- 179-181 條.....III, 1275, 1277, 1470
- 海戦法規の諸書式.....III, 364-5, 487, 490, 497, 981-2, 1026-7, 1139, 1213, 1270-2, 1275-8, 1281-3, 1297, 1301, 1315, 1340, 1345
- 刑法.....I, 431, 545, 562; IV, 347
- 航空法.....II, 981, 991
- 民法.....I, 477; IV, 569
- 民事訴訟法.....I, 455
- 歐洲戦不介入聲明.....IV, 12, 211
- 陸海軍軍法會議.....II, 861
- 陸海軍刑法.....I, 300; II, 139, 209, 210, 538, 545, 562, 593, 861,
- 領水三哩制.....IV, 120-4, 376
- 船舶法.....I, 858; III, 381
- 戦時禁制品目.....III, 877, 891
- 商法.....III, 1204, 1209, 1380
- 中立法規.....I, 232; III, 1288; IV, 119 以下
- 程錫康.....I, 573-4
- 締約國の語義.....IV, 860
- 丁汝昌.....II, 586, 588-591
- 敵外人.....I, 807, 944; II, 197; IV, 931
- 敵軍幫助罪.....II, 869, 872
- 敵の意義.....I, 799-801, 810
- 敵性.....I, 460, 467, 471, 572, 799 以下; II, 43, 788; IV, 931, 936
- 敵對行為の意義.....I, 718
- 敵人訴訟能力.....I, 975, 1039 以下; III, 1491, 1532
- Tellini 將軍.....I, 598; IV, 670
- Ten Bales of Silk at P. S., The, ..... I, 923
- Tennant, H. J., .....III, 178
- Tennant, J. E., .....II, 614
- 天津租界封鎖.....I, 573
- 寺尾亨.....I, 722
- 寺内正毅.....II, 115-6
- Terceira 事件.....IV, 482
- Terek, The, .....IV, 464, 561
- Tergesteu, The, .....III, 688, 710
- テロ取締條約(1937).....II, 352
- 照國丸.....III, 207
- Tetartos, The, .....III, 1324
- 鐵條網病.....II, 218
- Teutonia, The, .....I, 364
- Thales, The, .....IV, 864
- Thalia, The, .....III, 572
- Thea, The, .....III, 1324
- Théodor, Dr., .....II, 911
- Thiers, L. A., .....I, 478; II, 778, IV, 848
- Thirty Hogshead of Sugar, The, ..... I, 820, 926
- Thomasius, C., .....I, 124
- Thor, The, .....III, 1124

- Thorsten, The, .....IV, 491
- Three Friends, The, .....I, 518, 522, 530
- Thring, H., .....II, 24
- Thuillier, Sir H. F., .....II, 404
- Thyra, The, .....IV, 643
- 治外法權.....I, 306, 467, 576, 581, 795-9, 828-832; II, 670, 677, 896-908; III, 54-8; IV, 704, 964
- Tilsit 條約(1807).....I, 424
- Tingley v. Müller.....I, 1033
- Tinos, The, .....III, 1429; IV, 421
- 陳友仁.....II, 638
- Tirpitz 提督.....I, 307; III, 393
- Titanic, The, .....III, 945
- Tobago, The, .....III, 1362
- Tobin, H. J., .....IV, 664
- Todd, A., .....I, 705
- 特許の意義.....III, 644
- Tolha, The, .....III, 677
- Tommi, The, .....I, 843, 883
- 友島丸.....III, 738
- 東郷平八郎.....II, 32, 472, 586, 591, 598; III, 357, 382, 461, 487, 1121; IV, 415, 432
- 東支鐵道.....I, 445, 731; II, 801; III, 647
- 東條陸相.....IV, 954
- Toral 將軍.....II, 596
- トウル船の拿捕破壊.....III, 731
- Treitschke, H. v., .....II, 59, 62, 740
- Trende Sostre, The, .....III, 920
- Trent, The, .....I, 164, 271; III, 1098, 1132, 1147, 1167, 1174
- Triepel, Prof., .....III, 95, 387
- Triton, The, .....III, 1371
- Triumph, The, .....III, 384
- Troija, The, .....III, 1491
- Trotter, W. F., .....I, 808, 812, 965, 1015, 1019, 1030
- Truce of God.....I, 48, 52
- Trudvang, The, .....III, 1387
- 青島戰.....II, 32, 472, 576, 579, 594, 599, 650
- Tubantia, The, .....III, 762
- Tucker v. Alexandroff.....IV, 481
- 土耳其
- 治外法權.....I, 795-7, 827, 926; III, 297; IV, 704
- 『非交戰國』.....IV, 20
- Turlington, E., .....I, 1012; II, 38, 734, 737; III, 207, 541, 761, 1056
- Tural, The, .....I, 263; III, 688, 710
- Tuscarora, The, .....IV, 527
- 土屋光春.....II, 307
- Two Gebroeders, The, ..... III, 1383; IV, 368, 405, 446
- Twiss, Sir T., .....I, 801, 194; III, 65, 849
- Two Friends, The, .....III, 1357
- Tydings-McDuffie Act.....IV, 672
- 中立化.....III, 309, 314; IV, 11-2, 14, 654 以下
- 中立地帯(休戰).....IV, 813
- 仲裁裁判.....I, 185, 198, 247, 340, 410, 415, 641, 648 以下, 665 以下; II, 319; III, 172, 1142; IV, 878
- 仲裁司法裁判所案.....I, 657
- 徵發及取立金.....II, 297-8, 350, 542, 745, 752 以下, 777

徴兵制……I, 140  
 長州砲撃……I, 440, 459; IV, 876  
 調停(勸解)……I, 679

植田捷雄氏……III, 287  
 植田大將……I, 459  
 宇垣大將……II, 639, 900  
 Ullmann, E., ……I, 938  
 Ulpianus, D., ……I, 74  
 Ultimatum (最後通牒を見よ)  
 海の自由……I, 99, 106, 111; III, 194,  
 203; IV, 104, 137-8, 152, 988  
*Undine*, The, ……III, 673  
 U. S. A. (米國)  
 アラスカ買収……IV, 372-3, 891  
 賠償裁定法 (1928)……III, 68  
 米墨講和條約 (1848)……II, 111  
 米獨俘虜協約 (1918)……II, 88  
 米英條約 (1924)……IV, 370  
 米普通商條約 (1785-99)……I, 949;  
 II, 87, 139, 814; III, 609; IV, 587  
 米清條約 (1858)……III, 214  
 —— (1868)……I, 589; III, 298  
 防禦海面 (1917)……III, 201  
 武器供與法 (1941)……IV, 203, 312  
 Censorship Board (1917)……III,  
 771  
 Corn 島租借……III, 280  
 獨立戰……I, 106, 137, 490; II, 548  
 Emergency Act (1914)……I, 867  
 外國軍服役禁止法 (1818)……IV, 127  
 外國船買収法案 (1414)……I, 911  
 グレイタウン砲撃 (1854)……II, 512;  
 III, 236  
 軍機保護法……II, 545

『非交戦國』……IV, 21  
 捕獲審檢及その機關……III, 1429,  
 1432-9, 1454, 1484  
 捕獲奨励金……III, 1425  
 Inland の意義……III, 1265  
 海戦法規……I, 555; II, 820; III, 3,  
 42-3, 94, 258, 339, 372, 461, 529,  
 607, 748, 1065, 1085, 1090, 1105,  
 1194, 1198, 1211, 1246, 1251, 1257,  
 1314, 1323, 1348, 1373, 1408,  
 1410, 1499; IV, 370  
 開戦時敵商船取扱……III, 718  
 海底電線……III, 339-341  
 間諜及間諜取締法……II, 87, 545,  
 548-9  
 國旗移轉效力……I, 896  
 國際法學者の人道論……IV, 982  
 國際法協會……I, 187, 267, 788; IV,  
 3  
 交戦權發動手續……I, 707  
 Lieber 陸戦訓令……I, 167, 169, 285,  
 293; II, 17-20, 38-9, 76, 97, 160,  
 162, 199, 201-7, 212, 332, 344,  
 346, 349, 382, 400, 463, 471, 479,  
 494, 533, 544, 564, 569, 602, 653,  
 696, 700, 818, 909; IV, 825, 982  
 無線通信取締 (1914)……IV, 269  
 内亂干渉……I, 493  
 燃料補給規程 (1914)……IV, 573  
 Newfoundland 及 Bermudas 租借  
 ……IV, 470  
 Non-Intercourse Act (1807) ……I,  
 149  
 巴里宣言……III, 462-3, 602-7  
 陸戦法規……I, 285, 296, 300, 319;

U. S. A. (續)  
 II, 572, 1036  
 領水……IV, 369  
 船舶法……I, 887, 898  
 戦時債權決済法……II, 860  
 戦時通商部……I, 1009  
 暹羅との通商條約 (1833)……IV,  
 840  
 哨戒制 (1941)……IV, 986 以下  
 對英開戦 (1812)……I, 152  
 對英艦艇讓渡 (1940)……IV, 470  
 對敵通商禁止法 (1917)……I, 810,  
 972, 1008; III, 509  
 中立規則 (第一次大戰前)……I, 141;  
 III, 1287; IV, 125 以下, 227, 548,  
 570  
 中立法 (1935 以降)……I, 325, 462,  
 473, 522; II, 26; III, 894; IV,  
 22, 132, 136 以下, 224  
 —— (1939)……IV, 182 以下  
 中立維持布告 (1939)……IV, 21, 228  
 在港敵商船取扱……III, 718  
 在留敵國人取扱……I, 948  
 自衛權の解釋……I, 428  
 自衛水域 (1941)……IV, 990  
 造船法 (1916)……II, 831  
 條約の性質及批准……I, 674; II, 735;  
 IV, 854 以下  
*United States*, The, ……I, 921  
*U. S. v. Bevans*……IV, 1003  
 Unwin, F. S., ……III, 310  
*Uperode*, The, ……III, 429  
*Ural*, The, ……IV, 464  
 Urban 二世……I, 48-9  
*Urna*, The, ……III, 953

Uruguay  
 の對露斷交 (1935)……I, 380  
 沖の英獨會戰 (1939)……IV, 551  
*Ussakuna*, The, ……IV, 995  
 Utrecht 條約 (1713)……I, 98-101,  
 939; III, 662, 992  
 尉級子……I, 7, 394; II, 35, 756

*Valentine*, The, ……IV, 589  
*Valeria*, The, ……III, 1383; IV, 425,  
 446  
 Valin, M., ……I, 136  
 Valkenburgh, Van, ……IV, 466  
 Valparaiso 砲撃 (1866)……II, 512;  
 III, 245  
*Vandrear*, The, ……III, 374  
 Van Dyne……III, 282  
*Variag*, The, ……IV, 481, 616  
*Vasilios*, The, ……I, 881, 905  
*Vaterland*, The, ……IV, 463  
 Vattel……I, 127-133, 309, 356, 400, 499,  
 568; III, 1238  
 義戰……I, 399  
 報復……I, 567  
 戰の原因及分類……I, 356, 479  
 奇計……II, 486  
 宣戰……I, 710-1  
 損害賠償責任……I, 309; II, 498  
 敵性及女性……I, 801; II, 35; III,  
 1132, 1232  
 取立金……II, 778  
 中立……IV, 9, 16, 241  
 Vedder 大佐……II, 409  
 Venezelos, E., ……III, 193; IV, 256  
 以下

- Venezuela 事件.....I, 198, 388, 619, 627, 655, 661, 663-5  
*Venezuela*, The, .....III, 763  
*Venus*, The, .....I, 805; III, 658, 748; IV, 666  
 Vera Cruz の封鎖.....I, 506, 508  
 Verdun 攻防 (1916).....II, 370, 379, 394  
 ——條約 (843).....I, 46  
 Verbeck, Dr., .....IV, 120  
 Verona 會議 (1822).....I, 154  
 Versailles 條約 (1919)  
 31 條.....IV, 663  
 32-34 條.....II, 627  
 36-37 條.....IV, 895  
 42-3 條.....I, 412  
 81 條.....I, 494  
 85 條.....I, 967  
 87 條.....I, 482  
 102 條.....III, 707  
 113 條.....I, 967  
 131 條.....II, 797  
 147 條及 152 條.....IV, 700  
 171-2 條.....II, 416, 425  
 214 條.....II, 221; IV, 871  
 218-9 條.....II, 223-4, 296; IV, 871  
 227 條.....I, 299, 303, 305  
 228 條.....I, 306; III, 408  
 231 條.....II, 507, 860  
 232 條.....I, 311; III, 860  
 244 條.....I, 593; III, 346, 348, 1258  
 245 條.....II, 798  
 254-5 條.....IV, 897  
 282-288 條.....I, 782; IV, 874  
 290-295 條.....I, 738  
 296 條.....I, 967-8, 1024, 1028  
 297 條.....I, 968; II, 762, 860, 1159  
 298 條.....I, 967, 969, 1159  
 299-300 條.....I, 1036, 1049  
 331 條.....III, 212  
 335 條.....IV, 657  
 380 條.....I, 388; IV, 729  
 428 條.....I, 601  
 440 條.....III, 1504  
 獨逸商船處分.....III, 722  
 海底電線.....III, 346  
 國旗移轉.....I, 869  
 戦前の條約の效力.....I, 782  
 商船賠償.....III, 722-3  
 敵私有財産.....I, 967-9; II, 750  
*Verta*, The, .....III, 786  
*Victor*, The, .....IV, 454  
 Victoria Nyanza 湖.....III, 1263  
*Vigilantia*, The, .....I, 884, 926  
*Virginia*, The, .....I, 911  
 Visscher, Prof., .....III, 480  
 Viswanatha, S. V., .....I, 37  
 Vitoria, F. de, .....I, 72 以下, 91, 395, 399  
 Voigts-Rhetz 少將.....II, 174  
*Volant*, The, .....III, 1509  
*Volos*, The, .....III, 716  
*Vorwärts*, The, .....III, 1391, 1468  
*Vrouw Anna Catharina*, The, .....I, 924, 926; IV, 446  
*Vrouw Elizabeth*, The, .....I, 852  
*Vrouw Margaretha*, The, .....I, 931  
*Vulcan II*, The, .....III, 736  
*Wachusett*, The, .....IV, 404

- Waghorn, Lieut. T., .....IV, 675  
 Wagner, R., .....I, 867  
 Waite, M. R., .....IV, 428  
 Walewski 伯.....I, 162  
 Walker, T. A., .....I, 6, 31, 33, 38, 40, 47, 49, 54, 56, 57, 59, 76, 82, 90, 92, 107, 200, 247, 249, 314, 395, 397  
 害敵手段.....II, 342  
 封鎖.....III, 481, 491, 538  
 古代の戦闘.....I, 20-1  
 宣戰.....I, 711-3  
 外交使臣の放逐.....II, 902  
 中立の觀念.....IV, 5, 211  
*Walküre*, The, .....III, 683, 712  
*Walsingham Packet*, The, .....III, 1496  
 Wal Wal 事件 (1934).....I, 420  
 War Crime (戦律犯を見よ)  
*Ware v. Hylton*.....II, 734  
 Warren, C., .....III, 985; IV, 138, 310, 525  
 Warsaw 開城 (1939).....II, 579, 603  
 Washington, G., .....IV, 451  
 華盛頓會議 (1921-2).....I, 559, III, 51; IV, 920  
 ——條約及三法則 (1871).....III, 70, 108, 1510; IV, 433, 452 以下, 479 以下, 543, 571  
 ——條約 (1922).....I, 286, 294, 300, 335; 517; II, 48, 336, 418, 1018; III, 15, 146, 370, 400 以下, 700  
 渡邊世祐博士.....I, 52  
 Watt, J., .....I, 137  
 Webster, D., .....IV, 353, 411-2  
 Wedel-Jarlsberg 伯.....IV, 401  
 Wehberg, H., .....III, 97, 611, 1322  
 Weir-Brown.....III, 16  
 Welles, S., .....IV, 991  
 Wellington, Duke of, .....I, 189; II, 918  
*Welvaart*, The, .....III, 843  
 Welwood, Prof., .....I, 107  
 Westlake, J.  
 暗殺.....II, 352  
 丁抹艦隊押收.....I, 426  
 沿海漁業船.....III, 729  
 害敵手段.....II, 361, 387  
 軍律.....II, 862, 916  
 軍事的行動の範圍.....II, 387  
 叛逆罪.....II, 875  
 人質.....II, 725  
 捕獲審檢.....III, 1005  
 報復.....I, 318, 563-4  
 俘虜.....II, 301; III, 209  
 戦の定義.....I, 367  
 開戦時在港敵商船.....III, 664  
 海底電線.....III, 336  
 間諜.....II, 562  
 割讓地債務の歸屬.....IV, 896  
 國家の基本權.....I, 370  
 國際捕獲審檢制.....I, 183; III, 676  
 航空.....II, 955  
 交戦の主體.....I, 367  
 交戦者.....II, 54  
 港前機雷敷設.....III, 266  
 嚮導.....II, 554, 702  
 休戦.....IV, 734, 803  
 倫敦宣言.....I, 183, 198; III, 1339  
 民兵及義勇兵.....II, 54, 56  
 燃料補給.....IV, 568  
 の履歷.....I, 197

- Westlake (續)  
 臨検搜索.....III, 1182  
 領水.....IV, 392  
 債権押收.....II, 793  
 占領.....II, 673, 808  
 宣戦.....I, 712-3, 761  
 戦時禁制品.....III, 930, 971, 1009  
 私艦.....III, 60  
 私有財産(海上).....III, 615  
 ——(陸上).....I, 956  
 敵性.....II, 37  
 敵人訴訟能力.....I, 1045-6  
 中立及中立領土領水.....IV, 10, 223, 507, 532  
 中立人の應償.....IV, 356  
 郵便信書.....III, 762  
 有價証券押收.....II, 793  
 在留敵人取扱.....I, 938  
 残留敵財産.....I, 956  
 Westman, C. G., .....IV, 102  
 Westphalia 條約.....I, 14, 85, 95, 155, 162, 404; III, 593; IV, 9, 657, 839  
 Wharton, F., .....I, 3; III, 536, 905, 1134; IV, 126, 292  
 Wheaton, H., .....I, 3, 86, 104, 120, 122, 134, 136, 399  
 害敵手段.....II, 381  
 非中立的役務.....III, 1135  
 非常收用.....II, 839  
 捕獲審檢.....III, 1416  
 封鎖.....III, 458  
 戦の分類.....I, 480  
 國際法の性質.....I, 213  
 攻圍.....II, 447; III, 458  
 交戦團體.....I, 486  
 交戦國への艦船讓渡.....IV, 472  
 の履歴.....I, 211-2  
 臨検搜索.....III, 1227  
 戦時禁制品.....III, 970  
 シレジア借款事件.....I, 104  
 私有財産(海上).....III, 583, 1322  
 ——(陸上).....I, 956  
 中立の語及性質.....IV, 1, 17, 113, 237, 242  
 残留敵財産.....I, 956  
 Whewell, W., .....I, 89, 93, 122, 480  
 Whitlock, B., .....II, 371, 658, 709, 711, 727, 755, 776, 877, 885  
 Wichita, The, .....IV, 169  
 Wickersham, G. W., .....IV, 392  
 Wicquefort, M., .....I, 70  
 Wien 會議及條約 (1814-5) .....I, 153  
 Wilbur, C. D., .....I, 430  
 Wilhelm 一世.....I, 458, 597; II, 39, 76; IV, 836  
 Wilhelm 二世.....I, 96-7, 220, 303-6, 405; II, 748; III, 625; IV, 230, 728  
 Wilhelmina, The, .....III, 842, 940, 1529  
 Wilkes 少將.....IV, 501  
 William, The, .....III, 841, 843  
 William P. Frye, The, .....III, 421, 1350, 1404  
 Williams, G. L., .....IV, 402  
 Williams, J. F., .....II, 789  
 Williams, P. W., .....II, 1119, 1125-6  
 Wilson, Sir A., .....II, 856  
 Wilson, G. G., .....I, 212, 486, 714; II, 1199, 1125-6, 1440; III, 340

- Wilson, T. Woodrow, .....I, 209, 458, 674-5, 708, 911; III, 340, 409, 631-8, 771, 947; IV, 227, 230, 296, 477, 719, 844-5, 899  
 Wimbledon, The, .....I, 388, 790; IV, 673, 729  
 Wimpffen 將軍.....II, 597  
 Windber, The, .....III, 1145  
 Winfield, P. H., .....I, 204, 777; II, 924, 994; III, 586  
 Witte 露全權.....I, 781; IV, 385  
 Wolff, C. F. v., .....I, 126, 132, 322, 710; IV, 9  
 Wolff v. Oxholm.....I, 958, 964-5  
 Woodfield, The, .....III; 121; IV, 643  
 Woodward, C., .....III, 1095  
 Wookey 中尉.....II, 1020  
 Woolsey, L. H., .....IV, 24  
 Woolsey, Th.  
 義戦.....I, 400  
 非中立的役務.....III, 1136  
 捕獲審檢.....III, 1440  
 報復.....I, 565, 582  
 封鎖.....III, 505  
 戦の定義.....I, 362  
 海上捕獲.....III, 839  
 禁制品輸出取締.....IV, 293  
 攻圍.....II, 447  
 港口閉塞.....III, 156  
 戦陣道德.....I, 55  
 私艦.....III, 61  
 徴發及取立金.....III, 773  
 Worhs, J. D., .....IV, 307  
 Worthington v. C. O. L. I. Co., .....I, 1025  
 Wrenbury, Lord, .....I, 827  
 Wright 兄弟.....II, 931, 936  
 Wright, Q.  
 米國と中立(第二次大戦) .....IV, 25, 42, 45  
 ダマスカス砲撃.....III, 295  
 捕獲審檢.....III, 1452, 1458  
 交戦状態成立.....I, 383; IV, 923  
 戦場所在財産.....II, 522  
 上海事變の損害賠償.....II, 522-5  
 中立財産破壊.....III, 1397  
 條約の批准權者.....IV, 855  
 Wyefield, The, .....III, 1006  
 Xerxes 王.....I, 20  
 Yachts.....III, 675  
 八重山艦.....IV, 864  
 山縣有朋.....II, 40, 586  
 山本英輔大將.....III, 357  
 山本信次郎少將.....IV, 790  
 山梨半造大將.....II, 600  
 山内海軍陸戰隊參謀.....II, 570  
 Yangtze Ins. Ass. v. The Ind. M. M. A. Co., .....III, 864  
 Yap 島海底電線.....III, 346-7  
 Yarmolinsky, A., .....IV, 835  
 八坂丸.....III, 393, 1398-9  
 Yermolow 將軍.....I, 1038  
 横川沖の二志士.....II, 79, 549  
 横田喜三郎教授.....I, 363  
 米内前首相.....I, 400; III, 219  
 Yonge Frow Adriana, The, .....III, 839  
 Yonge Jan, The, .....III, 843

- Yonge Thomas, The*, .....**III**, 842  
 備兵制.....**I**, 20-21  
 葉名琛.....**III**, 241  
 要塞及要塞地帯.....**II**, 447  
 備船契約.....**I**, 1209 以下; **IV**, 937  
 備船の種類.....**I**, 1029  
*Yosemite, The*, .....**III**, 510  
 吉田海軍大將.....**I**, 616; **III**, 1223  
 吉田茂氏.....**II**, 1051  
 Young 案 (1929).....**IV**, 879, 890  
 Young, C. W., .....**III**, 281  
*Young Jacob & Johanna, The*, .....  
     **III**, 727  
*Yser, The*, .....**I**, 903  
 俞鴻鈞.....**IV**, 781  
 郵便  
     小包.....**III**, 757 以下  
     信書.....**III**, 751 以下, 1112; **IV**, 214  
     貯金押収.....**II**, 790  
 遊撃隊.....**II**, 64-7, 78, 81-2, 505  
  
*Zaanstroom, The*, .....**III**, 1459, 1461  
 財産の意義.....**II**, 846  
*Zambesi, The*, .....**III**, 1128  
 Zamora, A., .....**I**, 501  
*Zamora, The*, .....**II**, 819, 841, 1219;  
     **III**, 1188, 1438, 1443 以下, 1496,  
     1499  
 Zane, J. M., .....**I**, 134  
 Zanzibar.....**III**, 1417  
*Zee Star, The*, .....**III**, 1320  
 Zeligowski 將軍.....**I**, 481  
 Zeppelin.....**II**, 929, 930, 940, 982,  
     1050, 1106  
*Zhemshug, The*, .....**III**, 374  
  
 自衛及自衛戦.....**I**, 355, 397, 402, 404,  
     422 以下, 699 以下, 763; **II**, 354,  
     526, 636; **IV**, 41  
 自衛行爲の要件.....**IV**, 412  
 自衛水域 (U. S. A. を見よ)  
 事變の意義.....**I**, 455  
*Zinc Corporation v. Hirsch*.....**I**, 1020  
 陣中交渉.....**I**, 488  
 Zone theory.....**II**, 956  
*Zoodochos-Pighi, The*, .....**III**, 1017  
 Zouch, R., .....**I**, 120, 190; **III**, 992  
 Zuiderzee の封鎖.....**III**, 3  
*Zuiderzee, The*, .....**III**, 675, 922  
 瑞茂號 (The Zuimo).....**III**, 654, 693,  
     737  
 常設仲裁裁判所.....**I**, 654-5  
 受任統治地.....**II**, 2; **III**, 288 以下  
 荀子.....**I**, 66-8, 394  
 十字軍.....**I**, 49-58, 1051; **II**, 264



昭和十六年十一月二十日印刷  
昭和十六年十一月廿三日發行

第四卷  
全四卷 定價金三十五圓

東京市淀橋區下善合三ノ一三三二

信 夫 淳 平

東京市牛込區板町七

五十嵐 良 晃

東京市牛込區板町七

大日本印刷株式會社

東京市日本橋區通二丁目

丸善株式會社

振替東京五番

配給元

東京市神田區淡路町二丁目九番地  
日本出版配給株式會社

終